

資料 11-1

中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書

長野県（以下「甲」という。）と中部電力株式会社（以下「乙」という。）は、浜岡原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全確保に係る連絡体制について、県民の不安を解消することを目的として、次のとおり覚書を交換する。

（異常時の通報）

第1条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲に対し、その内容を直ちに通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。

- （1）原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条第1項に規定する事象が発生したとき。（特定事象通報）
- （2）原災法第15条第1項各号のいずれかに該当するとき。（原子力緊急事態宣言）
- （3）不測の事態により、発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が漏えいしたとき。
- （4）気体状又は液体状の放射性廃棄物の放出量が、乙が定める原子炉施設保安規定に基づく放出管理目標値を超えたとき。
- （5）原子炉の運転中において、原子炉施設の故障等により、原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき。
- （6）原子炉の運転停止中において、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。
- （7）発電所の敷地内において火災が発生したとき。
- （8）発電所に係る放射性物質が盗取され、又は所在不明となったとき。
- （9）長野県内において発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物の輸送中に事故が発生したとき。
- （10）その他発電所の安全確保に関し国に報告する事項又は前各号に準ずる異常が発生したとき。

（平常時の連絡体制）

第2条 甲及び乙は、それぞれの実務担当で構成する発電所に係る連絡会（以下「連絡会」という。）を定期的開催し、相互の連携の強化を図るものとする。

- 2 連絡会の運営に当たって、甲が乙に協力を求めた場合は、乙はこれに応ずるものとする。
- 3 連絡会の日時、場所、協議内容等は、甲及び乙が協議の上決定するものとし、連絡会の庶務は長野県危機管理部危機管理防災課において処理する。
- 4 連絡会において、乙は、甲に対し、発電所の安全確保対策に係る次に掲げる事項を報告するものとする。

- （1）発電所の原子炉施設及びこれに関連する施設等の新設及び増設並びに重

要な変更に関する事項

(2) 発電所その他原子力発電の安全確保対策に係る計画及びその実施状況

(3) 発電所の安全確保に関し、国の指示に基づき報告した事項

(その他)

第3条 この覚書に関し必要な事項及び定めのない事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

この覚書を交換するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通を保管する。

平成24年2月13日

長野市大字南長野字幅下692番地2

甲 長野県知事 阿部 守一

名古屋市東区東新町1番地

乙 中部電力株式会社
代表取締役社長
社長執行役員 水野 明久

資料 11-2

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書

長野県（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全確保に係る連絡体制について、県民の不安を解消することを目的として、次のとおり覚書を交換する。

（異常時の通報）

第1条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲に対し、その内容を直ちに通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。

- （1）原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第6条の2第1項に基づき原子力規制委員会が制定する原子力災害対策指針の警戒事態に該当する事象が発生したとき。
- （2）原災法第10条第1項に規定する事象が発生したとき。（特定事象通報）
- （3）原災法第15条第1項各号のいずれかに該当するとき。（原子力緊急事態宣言
- （4）不測の事態により、発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が漏えいしたとき。
- （5）気体状又は液体状の放射性廃棄物の放出量が、乙が定める原子炉施設保安規定に基づく放出管理目標値を超えたとき。
- （6）原子炉の運転中において、原子炉施設の故障等により、原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき。
- （7）原子炉の運転停止中において、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。
- （8）発電所の敷地内において火災が発生したとき。
- （9）発電所に係る放射性物質が盗取され、又は所在不明となったとき。
- （10）長野県内において発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物の輸送中に事故が発生したとき。
- （11）その他発電所の安全確保に関し国に報告する事項又は前各号に準ずる異常が発生したとき。

（平常時の連絡体制）

第2条 甲及び乙は、それぞれの実務担当者で構成する発電所に係る連絡会（以下「連絡会」という。）を定期的開催し、相互の連携の強化を図るものとする。

2 連絡会の運営に当たって、甲が乙に協力を求めた場合は、乙はこれに応ずるものとする。

3 連絡会の日時、場所、協議内容等は、甲及び乙が協議の上決定するものとし、連絡会の庶務は長野県危機管理部危機管理防災課において処理する。

4 連絡会において、乙は、甲に対し、発電所の安全確保対策に係る次に掲げる事項を報告するものとする。

- （1）発電所の原子炉施設及びこれに関連する施設等の新設及び増設並びに重要な変更

に関する事項

(2) 発電所その他原子力発電の安全確保対策に係る計画及びその実施状況

(3) 発電所の安全確保に関し、国の指示に基づき報告した事項

(その他)

第3条 この覚書に関し必要な事項及び定めのない事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

この覚書を交換するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通を保管する。

平成24年2月15日

長野県長野市大字南長野字幅下692番地2

甲 長野県知事 阿部 守一

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

乙 東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬直己

改定履歴

平成26年7月15日 一部改定

資料 11-3

長野県放射性物質事故災害等対策指針

第 1 章 総則

1 目的

この指針は、長野県の地域に係る放射性同位元素等取扱事業所事故及び放射性物質の不法廃棄による災害（以下「放射性物質事故災害等」という。）に関する対策について、必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

2 定義

この指針における用語の意義は次のとおりとする。

- ・「放射性物質」…原子力基本法第 3 条第 1 項に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等による放射線障害の防止等に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- ・「放射性同位元素等取扱事業者」…放射線障害防止法第 3 条、第 3 条の 2、第 3 条の 3、第 4 条及び第 4 条の 2 に規定する放射性同位元素の許可使用者、届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者をいう。
- ・「放射性同位元素等取扱事業所」…放射線同位元素等取扱事業者が許可又は届出を行っている工場又は事業所をいう。

第 2 章 放射性物質に係る事故災害等予防対策

放射性物質事故災害等に対する第 3 章に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。

1 放射性同位元素等取扱事業所に係る事故災害予防対策

(1) 放射性同位元素等取扱事業所の把握等

県及び市町村は、文部科学省、消防庁等からの情報等を基に、放射性同位元素等取扱事業所の所在地、取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。（危機管理部）

(2) 放射性同位元素等取扱事業所の事前調査

消防機関は、管轄する区域内の放射性同位元素等取扱事業所について、施設配置・立地状況等、危険時の施設管理者等の配置体制・自衛消防組織・消防設備等の状況、放射性物質の種類・性質・数量・保管場所等、放射性廃棄物の所在と危険度、火災等事故時における関係機関との役割分担・連携方法及び消防活動上の留意点

(危険区域の範囲、放射性物質等の適当な消火方法等)を、予防査察等により事前に調査しておくものとする。

(3) 放射線検出体制の整備

消防機関は、放射線危険区域の設定等の判断資料を得るため、放射線検出体制及び連携方法について、事業所側と予め協議し、定めておくものとする。

(4) 消火活動体制の整備

消防機関は、被ばくや汚染のおそれを十分勘案し、事業所の防災責任者を含めた消防本部及び消防団の指揮命令系統を予め整備しておく。更に、事前に調査した事項を踏まえ、火災発生時の現場で実際に活用できるよう、警防計画の作成に努めるものとする。

2 防護資機材の整備

県、市町村、警察及び消防機関は、放射性物質事故災害等に備えて、放射線被ばく線量検出及び救助・救急活動に必要な防災資機材の整備に努めるものとする。

第3章 災害応急対策及び復旧

放射性物質事故災害等に係る災害応急対策及び復旧につき、下記以外の項目については、長野県地域防災計画原子力災害対策編第3章及び第4章を準用する。

第1節 放射性同位元素等取扱事業所事故対策

1 事故発生直後の情報の収集・連絡

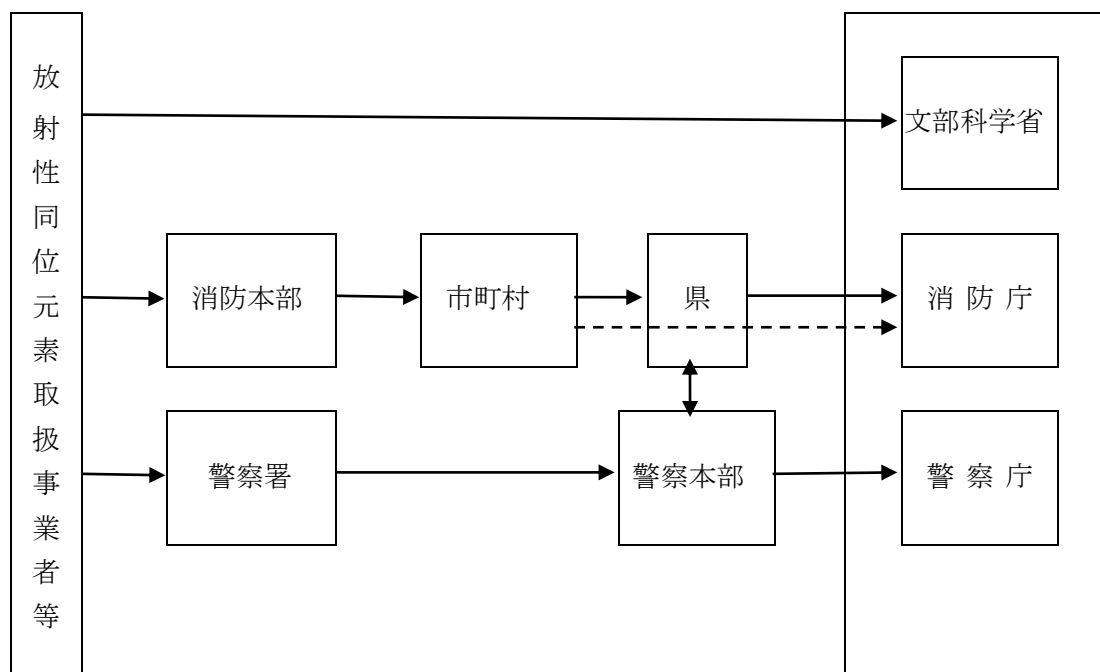
(1) 放射性同位元素等取扱事業者等の事故情報等の連絡

放射性同位元素等取扱事業者等は、地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合においては、直ちにその旨を警察署に通報する。また、放射性同位元素等取扱事業者等は、遅滞なく、その旨を文部科学省に届け出ることとする。(放射線障害防止法第33条第2項、第3項)。併せて消防本部にも通報する。

(2) 県は警察本部等から連絡を受けた場合は、直ちにその旨を消防庁に報告する。併せて関係市町村に連絡する。

(3) 市町村は、放射性同位元素等取扱事業所において、火災の発生(発生のおそれがあるものを含む。)を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

(4) 放射性同位元素等取扱事業所の事故発生に係る連絡系統



2 活動体制

(1) 放射線同位元素等取扱事業者の活動体制

放射線同位元素等取扱事業者は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。

また、放射線同位元素等取扱事業者は、事故発生後直ちに人命救助、消火、汚染防止、立入制限等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとし、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を警察官又は消防吏員に提供するものとする。

(2) 警察機関の対応

事故の通報を受けた最寄りの警察署は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、放射線同位元素等取扱事業者と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

(3) 消防機関の対応

事故の通報を受けた管轄の消防本部は、直ちにその旨を県及び市町村に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、放射線同位元素等取扱事業者と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

3 放射性物質の除去等

放射線同位元素等取扱事業者は、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、状況に応じて事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行うものとする。

第2節 放射性物質の不法廃棄事案の対策

1 不法廃棄事案発生時の情報伝達

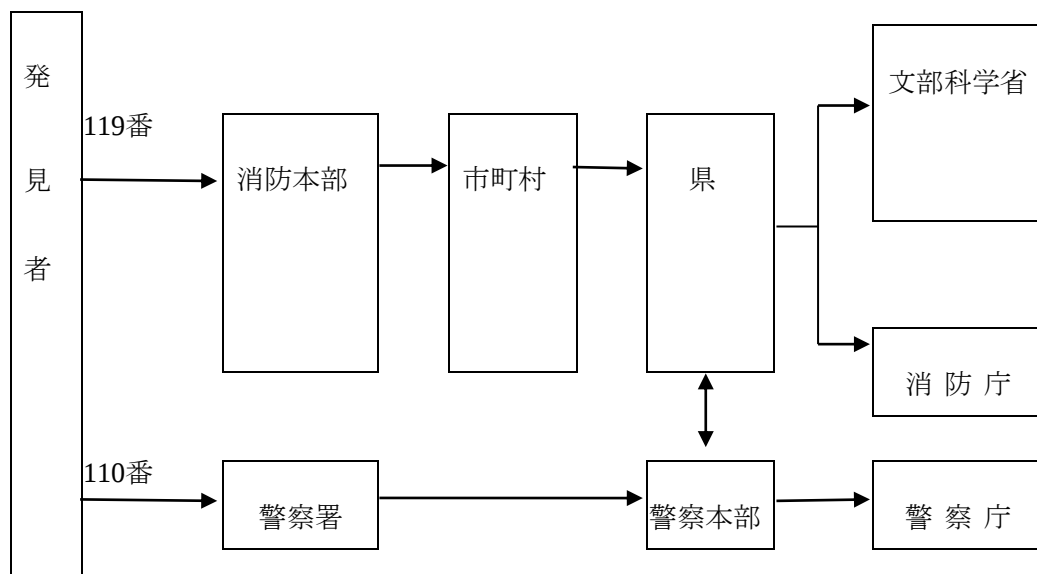
(1) 情報の収集・連絡

ア 放射性同位元素等取扱事業所外において放射性物質を発見した者は、直ちにその旨を管轄の消防本部、最寄りの警察署に通報し、通報を受けた消防本部は市町村に、警察署は警察本部に連絡する。

イ 連絡を受けた市町村は、県に報告するものとし、県は文部科学省及び消防庁に報告する

ウ 不法廃棄事案発生時の情報収集・連絡系統

不法廃棄事案発生時の情報収集・連絡系統は次のとおりとする。



(2) 報告後の対応

国、県、市町村及びその他関係機関は、相互に密接な連携を図り対応することとする。

2 活動体制の確立

(1) 県の活動体制（危機管理部・環境部）

ア 県は、不法廃棄の通報を受けた場合、状況に応じて職員の非常参集、情報の収

集、連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、市町村及びその他関係機関と緊密な連携を図りつつ状況の把握に努めるものとする。

イ 県は、国との連絡調整をはかりつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供など対策についての支援・協力を要請するものとする。

(2) 市町村の活動体制

市町村は、不法廃棄の通報を受けた場合、状況に応じて職員の非常参集、情報収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、県及び関係機関と緊密な連携を図りつつ、状況の把握に努めるものとする。

(3) 警察機関の対応

不法廃棄の通報を受けた最寄りの警察署は、不法廃棄の状況把握に努めるとともに、状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

(4) 消防機関の対応

不法廃棄の通報を受けた管轄の消防本部は、直ちにその旨を県及び市町村に報告するとともに、不法廃棄の状況の把握に努め、状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

3 放射性物質の除去等

県及び市町村は、必要に応じて不法廃棄された放射性物質の処理及び除染作業を行う。また、放射性物質を不法廃棄した者は、環境の汚染への対処に関し、誠意を持って必要な措置を講ずる。（環境部）

資料11-4 県内の放射線障害防止法対象事業所数(平成23年4月1日現在)

事業所種別(※1)	事業所数	使用区分内訳(※2)		
		密封型	非密封型	発生装置
使用事業所	91	74	7	10
販売事業所	3	3	0	0
賃貸事業所	3	3	0	0
廃棄事業所	0	0	0	0
計	97	80	7	10

文部科学省ホームページ＞原子力・放射線安全確保＞規制の現状より

http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/boushihou/1261253.htm

※1 事業所種別

使用事業所	放射線障害防止法第3条による許可を受けている事業所及び第3条の2による届出を行っている事業所
販売・賃貸事業所	同法第4条による届出を行っている事業所
廃棄事業所	同法第4条の2による許可を受けている事業所

※2 使用区分内訳

密封型	密封された放射性同位元素を扱う事業所
非密封型	密封されていない放射性同位元素を扱う事業所
発生装置	サイクロトロン、シンクロトロン等荷電粒子を加速することにより放射線が発生させる装置

(参考)

放射線同位元素等規制法の対象事業所一覧(令和6年4月1日現在)

1. 使用事業所

長野						
事業所名	郵便番号	所在地	区分			番号
			密	非	発	
信州大学繊維学部	386-8567	長野県上田市常田三丁目15番1号		○		教 使第376号
長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	384-0301	長野県佐久市臼田197番地			○	医 使第420号
信州大学ヒト環境科学研究支援センター	390-8621	長野県松本市旭三丁目1番1号		○		教 使第489号
長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院	383-8505	長野県中野市西1丁目5番63号			○	医 使第584号
信州大学医学部附属病院	390-8621	長野県松本市旭三丁目1番1号	○		○	医 使第586号
独立行政法人国立病院機構 信州上田医療センター	386-8610	長野県上田市緑ヶ丘一丁目27番21号			○	医 使第1909号
独立行政法人国立病院機構 まつもと医療センター 松本病院	399-8701	長野県松本市村井町南2丁目20番30号			○	医 使第2329号
株式会社キッツ 伊那工場	399-4496	長野県伊那市東春近7130	○			民 使第2817号
豊科フィルム株式会社 豊科工場	399-8205	長野県安曇野市豊科5050番地	○			民 使第3368号
長野赤十字病院	380-8522	長野県長野市若里5丁目22番1号	○		○	医 使第3596号
しなのポリマー株式会社 塩尻工場	399-0014	長野県塩尻市大字広丘堅石2146番地5	○			民 使第3672号
寿製薬株式会社 総合研究所	389-0697	長野県埴科郡坂城町大字上五明字東川原198番地		○		研 使第3938号
株式会社 医学生物学研究所	396-0002	長野県伊那市手良沢岡1063番地103の1		○		研 使第4352号
飯田市立病院	395-0814	長野県飯田市八幡町438	○		○	医 使第4404号
長野市民病院	381-8551	長野県長野市大字富竹1333番地1	○		○	医 使第4580号
独立行政法人国立病院機構 まつもと医療センター 中信松本病院	399-0021	長野県松本市大字寿豊丘811番地			○	医 使第4640号
諏訪赤十字病院	392-8510	長野県諏訪市湖岸通り5丁目11番50号			○	医 使第4833号
社会医療法人財団慈泉会 相澤病院	390-8510	長野県松本市本庄二丁目5番1号	○	○	○	医 使第4892号
キッセイ薬品工業株式会社 薬物動態研究所	399-8710	長野県松本市芳野19番48号		○		民 使第4922号
王子板紙株式会社 松本工場	399-0033	長野県松本市大字笹賀5200番地1	○			民 使第5090号
伊那中央病院	396-8555	長野県伊那市小四郎久保1313番地1			○	医 使第5109号
医療法人 青樹会 一之瀬脳神経外科病院	390-0852	長野県松本市島立2093	○		○	医 使第5420号
JA長野厚生連 長野PET・画像診断センター	380-0928	長野県長野市若里六丁目6番10号	○	○	○	医 使第5550号
長野県立こども病院	399-8288	長野県安曇野市豊科3100			○	医 使第5678号
長野県立木曽病院	397-8555	長野県木曽郡木曽町福島6613番地4			○	医 使第5679号
長野県農業試験場	382-0072	長野県須坂市小河原 492	○			研 届第1-274号
社団法人 上田薬剤師会 検査センター	386-0016	長野県上田市大字国分994番地1号	○			研 届第1-310号
株式会社 コーエキ 環境分析センター	394-0031	長野県岡谷市田中町三丁目3番24号	○			民 届第1-311号
株式会社 信濃公害研究所 佐久検査センター	384-2305	長野県北佐久郡立科町大字芦田1825番地	○			研 届第1-344号
社団法人 長野県農村工業研究所	382-0084	長野県須坂市大字須坂787番地1	○			他 届第1-386号
信州大学理学部	390-8621	長野県松本市旭三丁目1番1号	○			教 届第3-42号

事業所名	郵便 番号	所在地	区分			分類	番号	年
			密	非	発			
信州大学教育学部	380-8544	長野県長野市大字西長野6番地の口	○			教	届第3-73号	89
日本フェンオール株式会社 長野工場	399-8205	長野県安曇野市豊科448-1番地	○			民	届第6-1315号	79
ミヤマ株式会社 技術開発センター	381-2247	長野県長野市青木島三丁目2番1号	○			民	届第6-2445号	93
株式会社 環境技術センター	399-0033	長野県松本市大字笹賀5652-166	○			民	届第6-2904号	99
長野県薬剤師会 検査センター	390-0802	長野県松本市旭二丁目11番20号	○			他	届第7-1386号	94
長野県環境保全研究所	380-0944	長野県長野市大字安茂里字米村1978番地の1	○			他	届第7-1673号	01
信州大学 工学部	380-8553	長野県長野市若里四丁目17番1号	○			教	届第8-261号	05
日本プレーティング株式会社 環境公害検査センター	386-0027	長野県上田市常磐城三丁目4番1号	○			民	届第8-372号	05
株式会社 ネイテック	381-2233	長野県長野市川中島町上氷鉋804番地1号	○			民	届第8-405号	05
株式会社 科学技術開発センター	381-0025	長野県長野市大字北長池字南長池境2058番3号	○			民	届第8-432号	05
イー・ステージ株式会社	389-0209	長野県佐久市小田井501-4	○			民	届第8-442号	05
ユートピア産業株式会社	381-2241	長野県長野市青木島町青木島乙258番地1	○			民	届第8-540号	05
株式会社公害技術センター 松本支店	399-0015	長野県松本市平田西一丁目1番26号	○			民	届第8-621号	05
環境未来株式会社 分析センター	390-1103	長野県東筑摩郡朝日村古見3757番地1	○			民	届第8-633号	05
株式会社 ヤマコー	389-2253	長野県飯山市大字飯山268-9	○			民	届第8-700号	05
ルビコン株式会社 技術センター	399-4593	長野県上伊那郡南箕輪村字北原1634-4	○			民	届第8-718号	05
新光電気工業株式会社 新光開発センター	381-0014	長野県長野市大字北尾張部36番地	○			民	届第8-742号	05
伊那食品工業株式会社 本社	399-4498	長野県伊那市西春近5074番地	○			民	届第8-743号	05
アスザックフーズ株式会社	382-0041	長野県須坂市米持町293番地45号	○			民	届第8-759号	05
直富商事株式会社 技術研究室	381-0021	長野県長野市大字屋島231番地1	○			民	届第8-812号	05
株式会社 環境科学	390-1242	長野県松本市大字和田4709番地	○			民	届第8-831号	05
南信環境管理センター株式会社	399-4601	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪12253番地	○			民	届第8-836号	05
株式会社 土木管理総合試験所	388-8006	長野県長野市篠ノ井御幣川877番地1	○			民	届第8-848号	05
株式会社 エスコ	381-0006	長野県長野市大字富竹字弘誓173番地の2	○			民	届第8-856号	05
社団法人 上伊那薬剤師会	396-0011	長野県伊那市大字伊那部9番地	○			他	届第8-891号	05
社団法人 長野県労働基準協会連合会 環境測定部 長野測定所	380-0918	長野県長野市アークス2番3号	○			他	届第8-904号	05
株式会社 東信公害研究所	386-0005	長野県上田市大字古里36の9	○			民	届第8-927号	05
社団法人長野県食品衛生協会 食品衛生試験研究所	380-0872	長野県長野市南長野聖徳545番地3号	○			他	届第8-953号	05
社団法人 長野県労働基準協会連合会 環境測定部 諏訪測定所	392-0013	長野県諏訪市沖田町四丁目壱貳番地	○			他	届第8-1033号	05
(長野県)松本保健所	390-0852	長野県松本市大字島立1020番地 長野県松本合同庁舎	○			他	届第8-1036号	05
社団法人長野県食品衛生協会 松本食品衛生検査所	390-0841	長野県松本市渚 1-742-78	○			他	届第8-1195号	05
長野市保健所	380-0928	長野県長野市若里六丁目6番1号	○			他	届第8-1236号	05
独立行政法人 水産総合研究センター 増養殖研究所 内水面研究部	386-0031	長野県上田市小牧1088	○			他	届第8-1283号	05
社団法人 長野県労働基準協会連合会 松本測定所	390-1243	長野県松本市神林小坂道7107-55	○			他	届第8-1290号	05

事業所名	郵便 番号	所在地	区分			分類	番号	年
			密	非	発			
財団法人 長野県下水道公社 千曲川下 流管理事務所	381- 0001	長野県長野市大字赤沼字申高2455	○			他	届第 8- 1388 号	06
長野県パトロール株式会社	385- 0014	長野県佐久市大字三河田493-1	○			民	届第 8- 1453 号	06
長野県長野保健所	380- 0936	長野県長野市中御所岡田98-1番 地	○			他	届第 8- 1501 号	06
長野県農業試験場	382- 0072	長野県須坂市小河原492	○			他	届第 8- 1511 号	06
社団法人長野県労働基準協会連合会 環境測定部・上田測定所	389- 0517	長野県東御市県字保利田548-1	○			他	届第 8- 1545 号	06
財団法人 中部公衆医学研究所	395- 0051	長野県飯田市高羽町六丁目2-2	○			他	届第 8- 2020 号	08
丸善食品工業株式会社 本社工場	387- 8585	長野県千曲市大字寂蒔880番地	○			民	届第 8- 2289 号	08
株式会社 新日通防災機器	396- 0021	長野県伊那市西町区下春日町492 7-8	○			民	届第 8- 2393 号	08
富士防災設備株式会社 松本支社	390- 0864	長野県松本市宮渚本村3番1号	○			民	届第 8- 2461 号	08
コバポーシステム株式会社	690- 0811	長野県松本市中央2丁目8番11号	○			民	届第 8- 2471 号	08
長野工業高等学校	380- 0948	長野県長野市差出南3-9-1	○			教	届第 8- 3121 号	09
新日本空調株式会社 技術開発研究所	391- 0013	長野県茅野市宮川字墨筋内7033- 182	○			民	届第 8- 3271 号	09
姫川建設株式会社	399- 9211	長野県北安曇野郡白馬村大字神城6 848-5	○			民	届第 8- 3575 号	09
藤森建設工業株式会社 篠ノ井築堤その 2工事	388- 8002	長野県長野市篠ノ井東福寺610-2	○			民	届第 8- 3876 号	09
長野市消防局	380- 0901	長野県長野市大字鶴賀1730-2	○			他	届第 8- 4105 号	10
松本広域消防局	390- 0841	長野県松本市渚1丁目7番12号	○			他	届第 8- 4129 号	10
橋詰防災	386- 0501	長野県上田市武石鳥屋73番地27	○			民	届第 8- 4296 号	10
大成建設株式会社 平成20年度小渋ダ ム土砂バイパストンネル工事	399- 3801	長野県上伊那郡中川村大草6918	○			民	届第 8- 4376 号	10
山洋電気株式会社 上田事業所 神川工 場	386- 8634	長野県上田市殿城5-4	○			民	届第 8- 4431 号	10
株式会社 日本試験工業試験所 美和ダ ム貯水池 浚渫工法試験場	396- 0402	長野県伊那市長谷溝口(美和ダム三 峰堰)	○			民	届第 8- 4434 号	10
ナパック株式会社	399- 4117	長野県駒ヶ根市赤穂14-1823	○			民	届第 8- 4547 号	10
太陽誘電モバイルテクノロジープロダク ツ株式会社	382- 8501	長野県須坂市大字小山460	○			民	届第 8- 4640 号	10
社団法人 長野市薬剤師会 検査セン ター	380- 0928	長野県長野市若里5丁目11番地1	○			他	届第 8- 4651 号	10
太陽誘電モバイルテクノロジープロダク ツ株式会社	382- 8501	長野県須坂市大字小山460	○			民	届第 8- 4683 号	10
橋詰防災	386- 0501	長野県上田市武石鳥屋73番地27	○			民	届第 8- 5179 号	10
株式会社 シーテック 長野支社	381- 0043	長野県長野市吉田1-8-15	○			民	届第 8- 5719 号	11
株式会社力ネトモ 平成22年度中村工業 用地造成工事その1	391- 0215	長野県茅野市中大塩23-15株式会 社力ネトモ 中村現場事務所	○			民	届第 8- 5723 号	11
陸上自衛隊第12旅団第13普通科連隊	390- 0844	長野県松本市高宮西1-1	○			他	届第 8- 5861 号	11
小林建設工業株式会社 平成22年度社 会資本整備総合交付金事業道路築造工	385- 0016	長野県佐久市鳴瀬市道S12-82号 線(琵琶島橋先線)	○			民	届第 8- 5863 号	10

2. 販売事業所

事業所名	郵便 番号	所在地	区分			分類	番号	年
			密	非	発			
株式会社 北信理化	380-0918	長野県長野市アークス5番7号	○			民	販第284号	85
高山理化精機株式会社 長野営業所	381-2241	長野県長野市青木島町青木島265-1	○			民	販第378号	97
株式会社 土木管理総合試験所	388-8006	長野県長野市篠ノ井御幣川877番地1	○			民	販第505号	07

3. 賃貸事業所

事業所名	郵便 番号	所在地	区分			分類	番号	年
			密	非	発			
山内商事株式会社	380-0918	長野県長野市アークス13番7号	○			民	賃第119号	10
株式会社 シーティーエス	386-0005	長野県上田市古里115番地	○			民	賃第21号	07
株式会社 土木管理総合試験所	388-8006	長野県長野市篠ノ井御幣川877番地1	○			民	賃第24号	07

第3表 団体別危険物施設設置状況（完成検査済証交付施設数）

（令和4年3月31日現在）

製造所等の別 団体名	合 計	製造所	貯 蔵						取 扱						事業所数						
			小 計	屋内タンク貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋外タンク貯蔵所		屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小 計	給油取扱所		販売取扱所		移送取扱所			
						準特定屋外タンク	特定屋外タンク														
長野市	1,262	6	901	125	79			1	213		15	200	6			4	76		149	151	978
須坂市	272		194	26	9			7	52	1	1	36					14		42	41	172
松本広域消防局	1,796	3	1,297	143	152	7			431	48	18	266	1	3	2		111		226	230	986
北アルプス広域消防本部	998		837	27	117	1		5	85		12	76				1	53		85	89	567
佐久広域連合消防本部	1,409	1	1,033	73	101			9	210	1	9	215	2	1			102		157	160	938
岳南広域消防本部	561		442	11	37			1	49		4	44					20		75	76	367
木曽広域消防本部	316		233	13	31				43		24	44					22		39	39	312
飯田広域消防本部	742	3	517	101	46			4	147	18	7	139	6				57		77	80	438
上伊那広域消防本部	1,085	4	795	194	84			3	166	7	22	144	2				54		140	142	593
上田地域広域連合消防本部	934		692	93	118				138	6	16	119	1	1			50		121	120	629
岳北消防本部	416		337	7	60				53			44				3	20		35	36	316
千曲坂城消防本部	354		254	30	33	5			67	10	1	38					13	1	61	62	172
諏訪広域消防本部	1,268	1	962	93	75			5	161		13	143	3	2			64		157	153	843
合 計	11,413	18	8,494	936	942	13		35	1,815	91	142	1,508	21	7	2	8	656	1	1,364	1,379	7,311

資料12-2 泡消火薬剤保有状況等一覧表

(平成20年1月1日現在)

区分 団体名	泡消火薬剤保有状況 (単位: 0)						
	界面活性剤		たん白泡		水成膜		計
	ポリ容器	化学車薬槽	ポリ容器	化学車薬槽	ポリ容器	化学車薬槽	
長野市	2,530	600	220		2,250	600	6,200 0
須坂市	1,510	200					1,710 0
佐久広域連合	1,100 980	250	80		2,600		4,030 980
上田地域広域連合	1,400 460		60		1,300 60	250	3,010 520
諏訪広域連合	1,439		60 220		2,540		4,039 220
伊那消防組合	220		40		1,340	100	1,700 0
伊南行政組合					2,080	500	2,580 0
南信州広域連合	4,628						4,628 0
木曽広域連合	380 20		20		220		620 20
松本広域連合	3,240		300		4,680	500	8,720 0
北アルプス広域連合	480 40		220		720		1,420 40
千曲坂城消防組合	880				1,690	1,000	3,570 0
岳南広域消防組合	260				720		980 0
岳北広域行政組合	220				1,560	240	2,020 0
消防本部計	18,287	1,050	1,000	0	21,700	3,190	45,227
消防団計	1,500	0	220	0	60	0	1,780
総計	19,787	1,050	1,220	0	21,760	3,190	47,007

※1. 上段は消防本部(局)保有分を、下段は消防団保有分を示す。

2. 薬剤の保有量は、全て3%型に換算して示した。

3. ドラム缶で保有しているものは、ポリ容器に換算して示した。

資料12-3 石油関係危険物施設の相互応援協定締結状況

○ 松 本 地 区 (平成20年1月1日現在)

名 称	松本地区油槽所相互応援協定	
構成事業所	新日本石油（株）松本油槽所	(0263-58-3215)
	ジャパンオイルネットワーク（株）松本油槽所	(0263-25-9200)
	日本オイルターミナル（株）松本営業所	(0263-25-1771)
締結年月日	昭和50年9月1日	

○ 坂 城 地 区

名 称	消防相互援助協定	
構成事業所	新日本石油（株）北信油槽所	(0268-82-3120)
	長野石油輸送（株）	(0268-82-3040)
締結年月日	昭和41年4月1日	

資料12-4 長野県高圧ガス関係団体一覧表

産業労働部

令和3年3月12日現在

団体名	事務所所在地 電話番号	代表者名等
長野県高圧ガス団体協議会	〒380-0935 長野市中御所1-16-13天馬ビル4階 電話026-229-8734	会長 塩原 規男 事務局長 和田 敏
一般社団法人長野県LPガス協会	〒380-0935 長野市中御所1-16-13天馬ビル4階 電話026-229-8734	会長 塩原 規男 事務局長 和田 敏
長野県冷凍空調保安協会	〒380-0972 長野市大字栗田字西番場205-1 長野県工業技術総合センター 食品技術部門内2階 電話026-217-7394	会長 田中 崇喜 事務局長 寺沢 洋行
長野県冷凍空調設備協会	〒380-0972 長野市大字栗田字西番場205-1 長野県工業技術総合センター 食品技術部門2階 電話026-262-1903	会長 山田 善信 事務局長 碓井 友司郎
長野県高圧ガス地域防災協議会	〒380-0935 長野市中御所1-16-13天馬ビル4階 電話026-229-8734	会長 野口 行敏 事務局長 間宮 弘幸
長野県一般高圧ガス保安協会	〒381-8560 長野市中越1-1-1 岡谷酸素ビル内 電話026-263-3773 (0263-27-1347)	会長 野口 行敏 事務局長 稲葉 季俊
長野県高圧ガス協会	〒381-0024 長野市南長池197-1 宮原酸素㈱内 電話026-243-6751	会長 宮原 龍也 事務局長 宮原 宏明
全国農業協同組合連合会長野県本部	〒380-8614 長野市大字南長野北石堂町1177-3 電話026-236-2260(生活部燃料・ ホームエネルギー課)	副部長 上原 克彦 係長 雨宮 亮

資料12-5 高圧ガス製造事業者等一覧表

産業労働部

令和2年3月31日現在

地区	LPガス関係		一般高圧ガス関係		冷凍関係		合計
	第1種製造所	販売所	第1種製造所	販売所	第1種製造所	販売所	
佐久	9	65	13	17	14	5	123
上田	10	27	10	60	6	10	123
諏訪	3	37	11	28	9	10	98
上伊那	8	46	18	28	27	8	135
南信州	9	51	8	41	6	0	115
木曽	2	16	3	3	0	0	24
松本	22	109	25	159	23	55	393
北アルプス	4	24	4	9	2	3	46
長野	18	139	39	158	36	31	421
北信	3	18	3	12	1	0	37
合計	88	532	134	515	124	122	1515

資料12-6 長野県高圧ガス地域防災協議会 防災事業所一覧表

産業労働部

高圧ガスに係る事故等の処理の応急活動を行う事業所として、下記の事業所が防災事業所に指定されている。

(1) 液化石油ガス

令和2年4月1日現在

佐 久	サンリン(株) 佐久支店	0267-22-3522	〒384-0808 小諸市大字御影新田字和田原2712-1
〃	長野日石ガス(株)	(昼) 0267-22-1300 (夜) 0267-31-6716	〒384-0033 小諸市市町4-2-25
〃	佐久プロパンガス協同組合	(昼) 0267-67-3812 (夜) 0267-25-1352	〒385-0011 佐久市猿久保字野馬窪235-2
〃	軽井沢ガス(株)	0267-45-3600	〒389-0111 北佐久郡軽井沢町大字長倉2696-1
上 小	(株)エナキス東北信支店	(昼) 090-1674-5642 (夜) 0268-36-3636	〒386-0151 上田市芳田516-2
〃	伊丹産業(株) 長野工場	0268-35-0500	〒386-0407 上田市長瀬2866
〃	(株)サイサン 東御営業所	0268-62-0425	〒389-0512 東御市滋野乙1624
諏 訪	岡谷酸素(株) 岡谷営業所	(昼) 0266-22-4931 (夜) 0266-23-9865	〒394-0034 岡谷市湖畔2-3-7
〃	サンリン(株) 諏訪支店	0266-72-7177	〒391-0001 茅野市ちの字古川188-1
上 伊 那	日通商事(株) 長野LPガス事業所	(昼) 0265-72-4425 (夜) 090-2844-0794	〒399-4431 伊那市西春近字下河原5292
〃	サンリン(株) イナガス支店	080-3524-8605	〒396-0001 伊那市福島275
下 伊 那	(株)ホームエネルギー長野 飯田センター	(昼) 090-1818-9935 (夜) 090-1986-0456	〒395-0244 飯田市山本112-2
木 曽	(株)エマ商会 LPG充填工場	0264-52-2385	〒399-5608 木曽郡上松町大字荻原下小路2003
〃	岡谷酸素(株) 木曽営業所	(昼) 0264-22-3242 (夜) 0264-22-3973	〒397-0001 木曽郡木曽町福島7086
松 本	(株)サイサン 松本営業所	0263-47-0183	〒390-0851 松本市島内川原1666
〃	(株)エナキス塩尻支店	(昼) 080-5140-9459 (夜) 0263-52-0672	〒399-0702 塩尻市広丘野村1613
〃	サンリン(株) 穂高支店	0263-83-3409	〒399-8305 安曇野市穂高牧176-9
北 安 曇	大町ガス(株)	0261-22-3111	〒398-0002 大町市大町十日町4729
長 野	堀川産業(株) 長野工場	026-272-0668	〒387-0007 千曲市大字屋代1406
〃	岡谷酸素(株) 長野営業所	(昼) 026-251-0300 (夜) 026-251-0326	〒381-8560 長野市中越1-1-1
〃	サンリン(株) 長野支店	026-225-1120	〒380-0813 長野市緑町1024-3
北 信	北信ガス(株)	0269-26-2639	〒383-0042 中野市大字西条156

(2)一般高圧ガス

担当地区	事業所名	電話番号	所在地
上 小	宮原酸素(株)	(昼) 0268-62-0888 (夜) 070-1542-8126	〒389-0518 東御市大字本海野1708
諏 訪	岡谷酸素(株) 岡谷営業所	(昼) 0266-22-4931 (夜) 0266-23-9865	〒394-0034 岡谷市湖畔2-3-7
下 伊 那	輸入石油(株)	(昼) 0265-22-6231 (夜) 090-7015-4650	〒395-0056 飯田市大通2-218-2
松 本	長野液酸工業(株)	(昼) 0263-26-3568 (夜) 0263-26-3568	〒390-0822 松本市神田1-14-1
〃	岡谷酸素(株) 松本営業所	(昼) 0263-25-3705 (夜) 0263-25-6085	〒399-0004 松本市市場6-20
〃	(株)宮原酸素	(昼) 0263-57-5200 (夜) 0263-57-5202	〒399-0701 塩尻市広丘吉田1078-1
〃	岡谷高圧運輸(株)	(昼) 0263-27-3389 (夜) 090-1502-1640	〒390-0821 松本市筑摩4-17-19
長 野	岡谷酸素(株) 長野営業所	(昼) 026-251-0300 (夜) 026-251-0326	〒381-8560 長野市中越1-1-1

(3)毒性ガス

松 本	鍋林(株) あづみ野配送センター	(昼) 0261-62-9950 (夜) 080-1311-3619	〒399-8501 北安曇郡松川村南神戸4363-32
〃	甲信越エア・ウォーター(株)	(昼) 0263-78-6527 (夜) 090-2050-0931	〒390-1701 松本市梓川倭3878-1

(4)特殊高圧ガス

諏 訪	日本エア・リキード合同会社 諏訪営業所	0266-62-5758	〒399-0211 諏訪郡富士見町富士見268-1
上 伊 那	日本エア・リキード合同会社 伊那工場	(昼) 0265-76-7100 (夜) 080-5402-7436	〒399-4573 伊那市西箕輪東原2640-6
長 野	岡谷酸素(株) 長野営業所	(昼) 026-251-0300 (夜) 026-251-0326	〒381-8560 長野市中越1-1-1

資料 12-7 毒物劇物事故処理剤備蓄場所一覧表

名 称	所 在 地	T E L ・ F A X 番号	備 考 (最低備蓄数量*)
鍋林株式会社 松代配送センター	長野市松代町豊栄宮崎 6331	T E L 026-278-7543 夜・休 080-1311-3618 F A X 026-278-7544	基準量
株式会社ミライ化成 長野営業所	千曲市雨宮 2473	T E L 026-274-7667 夜・休 080-5147-9101 F A X 026-274-7665	基準量の 1/2
株式会社アセラ 長野支店	千曲市雨宮 540	T E L 026-272-1521 夜・休 080-3911-9205 F A X 026-272-1501	基準量の 3/4
鍋林株式会社 あづみ野配送センター	北安曇郡松川村南神戸 4363-32	T E L 0261-62-9950 夜・休 080-1311-3619 F A X 0261-62-4143	基準量
株式会社アセラ 松本支店	塩尻市広丘野村 1808	T E L 0263-52-4141 夜・休 080-3911-9192 F A X 0263-52-6177	基準量の 1/4
株式会社土田商店 諏訪化成品センター	茅野市宮川 7275-1	T E L 0266-73-2500 夜・休 0266-28-3232 F A X 0266-73-2600	基準量
株式会社ミライ化成 伊那営業所	上伊那郡南箕輪村 9003-1	T E L 0265-76-7557 夜・休 0265-78-1164 F A X 0265-76-7558	基準量の 1/2

* 資料 13-8 参照

資料 12-8 毒物劇物事故処理剤名及び最低備蓄数量

事故処理剤名	最低備蓄量 (kg)			
	基準量	基準量の 3/4	基準量の 1/2	基準量の 1/4
消石灰	4,000	3,000	2,000	1,000
ソーダ灰	3,500	2,625	1,750	875
苛性ソーダ (水溶液を含む)	4,000	3,000	2,000	1,000
(無水)重亜硫酸ソーダ (水溶液を含む)	2,000	1,500	1,000	500
次亜塩素酸ソーダ (水溶液)	4,000	3,000	2,000	1,000
硫酸	800	600	400	200

資料 12-9

災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書

(平成 30 年 9 月 18 日)

長野県（以下「甲」という。）と一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会（以下「乙」という。）は、災害時における被災建築物のアスベスト調査（以下「アスベスト調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、甲の域内において地震等の災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、速やかにアスベストが飛散するおそれがある被災建築物の調査を行い、アスベスト飛散による人の健康または生活環境に係る被害の防止を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この協定における「被災建築物」とは、建築物の応急危険度判定の結果等をもとに、甲又は乙によりアスベスト調査が必要と判断した建築物とする。

(協力の要請)

第 3 条 甲は、災害時におけるアスベスト調査について、乙に協力を要請する。

(協力の実施)

第 4 条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、必要な人材、資材等を調達し、可能な限り協力するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の協力が円滑に実施できるように職員の同行、建築物の情報提供等について協力する。

(業務内容)

第 5 条 この協定により、甲が乙に対し、協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が実施するアスベスト調査への支援
- (2) 被災建築物におけるアスベスト含有建材の施工箇所及び露出・破損状況等の調査
- (3) 建材中のアスベスト含有の有無の調査
- (4) 甲に対する調査結果の報告

2 被災建築物等のアスベスト飛散防止のための前項以外の活動に関しては、甲乙が協議

して決定するものとする。

(費用の負担)

第6条 第4条の規定により乙が実施する業務に要する通常の実費（人件費、機器費を除く）は、甲が負担し、その適用範囲は甲乙協議して定める。

(協定の期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙とで協議し、定めることとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年9月18日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692の2
長野県
長野県知事 阿部 守一

乙 東京都千代田区神田神保町2丁目2番31号
一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会
代表理事 貴田 晶子

災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書

(平成 30 年 9 月 18 日)

長野県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本アスベスト調査診断協会（以下「乙」という。）は、災害時における被災建築物のアスベスト調査（以下「アスベスト調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、甲の域内において地震等の災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、速やかにアスベスト飛散するおそれがある被災建築物の調査を行い、アスベスト飛散による人の健康または生活環境に係る被害の防止を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定において「被災建築物」とは、建築物の応急危険度判定の結果等をもとに、甲又は乙によりアスベスト調査が必要と判断した建築物とする。

（協力の要請）

第 3 条 甲は、災害時におけるアスベスト調査について、乙に協力を要請する。

（協力の実施）

第 4 条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、必要な人材、資材等を調達し、可能な限り協力するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の協力が円滑に実施できるように職員の同行、建築物の情報提供等について協力する。

（業務内容）

第 5 条 この協定により、甲が乙に対し、協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が実施するアスベスト調査への支援
- (2) 被災建築物におけるアスベスト含有建材の施工箇所及び露出・破損状況等の調査
- (3) 建材中のアスベスト含有の有無の調査

調査の方法は、設計図書や事前調査の情報、目視による現地調査によってアスベスト含有の可能性を評価することを基本とする。

乙がアスベスト含有量を分析により確定させる必要があると判断し、甲が承認し

た場合は分析調査を行う。

(4) 甲に対する調査結果の報告

- 2 被災建築物等のアスベスト飛散防止のための具体的な提案・助言活動等前項以外の活動に関しては、甲乙が協議して決定するものとする。

(費用の負担)

第6条 第4条の規定により乙が実施した業務に要する通常の実費（人件費を除く）は、甲が負担し、その適用範囲は甲乙協議して定める。

(協定の期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から2年間有効とする。

- 2 本協定期間満了時において、協定を継続しない場合は、相手方に対し本協定期間満了の1ヶ月前までに通知するものとする。本通知がなされない場合は、本協定は、さらに同一の条件で2年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙とで協議し、定めることとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年9月18日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692の2
長野県
長野県知事 阿部 守一

乙 東京都港区芝5-26-30 専売ビル5F2B
一般社団法人 日本アスベスト調査診断協会
理事長 本山 幸嘉

災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書

(平成 30 年 9 月 18 日)

長野県（以下「甲」という。）と長野県環境測定分析協会（以下「乙」という。）は、災害時における被災建築物のアスベスト露出状況調査（以下「アスベスト調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、甲の域内において地震等の災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、速やかにアスベストが飛散するおそれがある被災建築物の調査を行い、アスベスト飛散による人の健康または生活環境に係る被害の防止を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定において「被災建築物」とは、建築物の応急危険度判定の結果等をもとに、甲又は乙によりアスベスト調査が必要と判断した建築物とする。

（協力の要請）

第 3 条 甲は、災害時におけるアスベスト調査について、乙に協力を要請する。

（協力の実施）

第 4 条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、石綿含有建材に関する知識を有する技術者※及び、調査に要する資材等を調達し、可能な限り協力するものとする。

※技術者とは、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に基づく建築物石綿含有建材調査者、日本アスベスト調査診断協会に登録された者をいう。

2 甲は、前項の規定による乙の協力が円滑に実施できるように職員の同行、建築物の情報の提供等について協力する。

（業務内容）

第 5 条 この協定により、甲が乙に対し、協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が実施するアスベスト調査への支援
- (2) 被災建築物におけるアスベスト含有建材の施工箇所及び露出・破損状況等の調査
- (3) 建材中のアスベスト含有の有無の調査

調査の方法は、設計図書や事前調査の情報、目視による現地調査によってアスベスト含有の可能性を評価することを基本とする。

乙がアスベスト含有量を分析により確定させる必要があると判断し、甲が承認し

た場合は分析調査を行う。

(4) 甲に対する調査結果の報告

- 2 被災建築物等のアスベスト飛散防止のための前項以外の活動に関しては、甲乙が協議して決定するものとする。

(費用の負担)

第6条 第4条の規定により乙が実施した業務に要した費用は、原則として甲が負担する。

- 2 前項の費用は、当該業務を行うために要する通常の実費（人件費を除く）とし、甲乙協議して定める。

(協定の期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から2年間有効とする。

- 2 本協定期間満了時において、協定を継続しない場合は、相手方に対し本協定期間満了の1ヶ月前までに通知するものとする。本通知がなされない場合は、本協定は、さらに同一の条件で2年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙とで協議し、定めることとする。

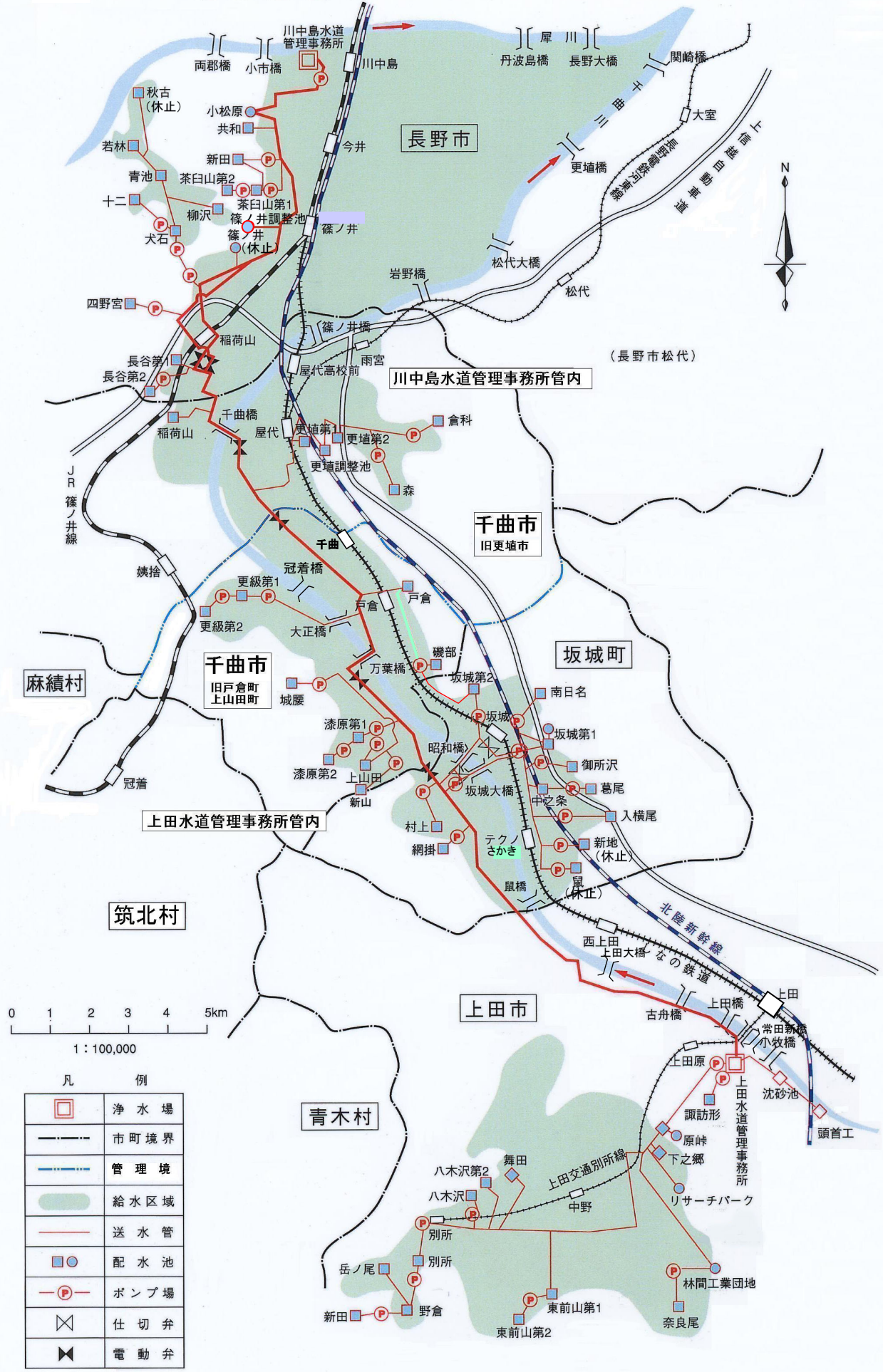
この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年9月18日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692の2
長野県
長野県知事 阿部 守一

乙 長野県岡谷市田中町3丁目3-23
株式会社コーエキ内
長野県環境測定分析協会
会長 杉崎 勝明

資料13-1 長野県上水道事業概要図



資料 13-2 給水用器具類配備状況

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

地域振興局 管内別 区分	佐久	上田	諏訪	上伊那	南信州	木曽
給水車（台）	5	7	5	6	4	2
給水タンク（個） （100 ～ 10,000 リットル）	76	43	35	49	44	11
ポリタンク（個） （給水用手持ち）	32	71	5	1,177	495	270
給水袋（枚）	9,020	10,430	19,400	29,050	25,949	1,860

地域振興局 管内別 区分	松本	北アルプス	長野	北信	合計
給水車（台）	7	2	12	3	53
給水タンク（個） （100 ～ 10,000 リットル）	39	9	48	24	378
ポリタンク（個） （給水用手持ち）	306	92	436	184	3,068
給水袋（枚）	61,950	1,290	26,097	2,300	187,346

資料13-3 長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱

(平成23年5月25日現在)

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県水道協議会（以下「協議会」という。）の会員である市町村、水道企業団、一部事務組合及び長野県企業局（以下「会員」という。）が地震等の災害及び渇水（以下「災害等」という。）により被害を受けた場合に、長野県水道協議会長（以下「会長」という。）の要請に基づき、被災会員以外の会員が行う被災会員の住民への応急給水及び水道施設の応急復旧等の応援業務について必要な事項を定めるものとする。

(会長等の責務)

第2条 会長は、会員が災害等により被害を受けた場合に長野県知事から援助の要請があったとき、又は、被害を受けた会員（以下「被災会員」という。）から応援の要請があったときは、応援地区の代表理事と協議して迅速かつ適切な応援を被災会員以外の会員に対し要請するものとする。

2 会長は、応援業務の全般について掌握調整し、必要な指示を行うものとする。

3 部会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

(会員の責務)

第3条 災害等が発生した場合において、被災会員以外の会員は、会長が要請する被災会員に対する応援活動に、全面的に協力するものとする。

2 災害発生直後で緊急を要する場合は、前項の規程にかかわらず会員の自主的な判断により応援活動を行うことができるものとする。この場合において、会員は速やかに会長に報告するものとする。

(相互応援地区)

第4条 応援活動を迅速かつ適切に実施するために、相互応援地区（以下「応援地区」という。）を設ける。

2 応援地区は、東信、北信、中信、南信の4地区とし、当該地区の会員をもって構成する。

3 応援地区の業務は、当該地区の理事4人をもって構成する応援地区会議により運営する。

4 前項の理事の互選により1名の代表理事を選出するものとし、代表理事は、応援地区会議を総括し、代表する。

5 応援地区会議は、会長の指示を受け、応援地区内の被災会員及び被災会員以外の会員と応援についての連絡協議を行い、迅速かつ適切な応援業務の遂行に努めるものとする。

6 応援地区会議は、応援業務の状況について、会長に必要な報告を行い、必要があると認めるときは、他の応援地区からの応援を会長に要請するものとする。

7 前項の規程により、会長から応援の要請を受けた他の応援地区は、当該応援地区と連絡協議し、速やかに応援業務の遂行に努めるものとする。

(応援要請)

第5条 被災会員は、長野県知事に援助を要請し、長野県知事から会長への援助依頼により、又は次に掲げる事項を明らかにして、所属する応援地区会議を通して会長に応援を要請することにより、協議会からの必要な応援活動を受けるものとする。

(1) 水道等の被害状況

(2) 応援の種類（応援給水、応急復旧、機械器具及び資材の提供）

- (3) 必要な応援内容（応援人員、職種、機械器具及び資材の規格、量等）
- (4) 応援の期間・場所
- (5) 前号の集合日時及び集合場所
- (6) 応援先の連絡先・責任者

（応援活動）

第6条 応援活動は、災害救助法に基づく県の災害対策本部が設置された場合は災害対策本部、その他の場合は被災会員の応急給水計画及び応急仮復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

2 前項の応援活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急給水及び応急復旧用の機械器具及び資材の供出

3 前項各号に掲げるもの以外の応援活動については、被災会員から要請があったときに、会長が会員の応援能力の範囲内で配慮するものとする。

（連絡担当部局等）

第7条 各会員は、あらかじめ連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を収集し、会長及び応援地区会議と連絡できる体制をとるものとする。

（応急給水作業）

第8条 応急給水作業の応援期間は、原則として15日以内とする。

2 各会員は、その所有する応急給水用具等の提出について、会長等から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

（応急復旧作業）

第9条 応急復旧作業の応援期間は、被災会員と会員が被災状況等を勘案し、協議して定める期間とする。

（応急復旧資材の供出）

第10条 各会員は、会長から機械器具応急復旧資材の供出について要請があったときは、応援能力の範囲内で供出するものとする。

（応援職員の派遣）

第11条 各会員は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣について会長から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

2 前項の規程により応援を要請された会員（以下「応援会員」という。）は、職員を派遣するときは、必要な給水用具、作業用器具及び緊急資材のほか、衣類、食糧、日用品等を携行させるものとする。

3 応援職員は、応援会員名を表示した腕章等を着用するものとする。

4 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担とする。

5 応援職員が応急作業中に第三者に対し損害を与えた場合は、被災会員がその賠償の責に任じるものとする。ただし、被災会員に対する応援の往復途中に生じたものについては応援会員が、その賠償の責に任じるものとする。

(応援経費の負担)

第12条 この要綱による応援活動に要した経費は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費等応援会員が平常時負担する経費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

(連絡担当部局等の報告)

第13条 各会員は、連絡担当部局等並びにその保有応急給水用具、機械工具及び緊急用資材について毎年4月1日現在の状況を、様式第1号から様式第4号までに掲げるところにより、4月15日までに会長に報告するものとする。

2 会長は、前項の報告を取りまとめて一覧表を作成し、これを会員に配布するものとする。

(会員以外の市町村等への応援等)

第14条 会員以外の市町村等から応援活動の要請を受けたときは、この要綱に基づく応援活動の例により応援活動を行うことができるものとする。ただし、日本水道協会からの要請に基づく応援職員の派遣に関することは、上水部会長（同協会長野県支部長）が行う。

2 日本水道協会への応援の要請に関することは、上水部会長（同協会長野県支部長）が行うものとする。

(防災連絡会議の設置)

第15条 応援活動の実施に必要な情報の交換及び調査研究を行い、応援活動の円滑な実施を図るため、防災連絡会議を設置するものとする。

2 防災連絡会議は、会長及び理事をもって組織する。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項及びこの要綱により定めにより難しいと認める事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月25日から施行する。

資料13-4 長野県営水道用水供給事業概要図



資料13-5 水道施設等の状況

1 水道施設等の状況

区 分	事業者数	施 設			備 考
		浄水場	配水池	管路延長	
用水供給事業	5	7箇所	11箇所	147km	公営：5 私営：0
上水道事業	60	619箇所	2,044箇所	20,387km	公営：54 私営：6
簡易水道事業	124	374箇所	776箇所	3,307km	公営：76 私営：48
計	189	1,000箇所	2,831箇所	23,841km	専用水道：68箇所

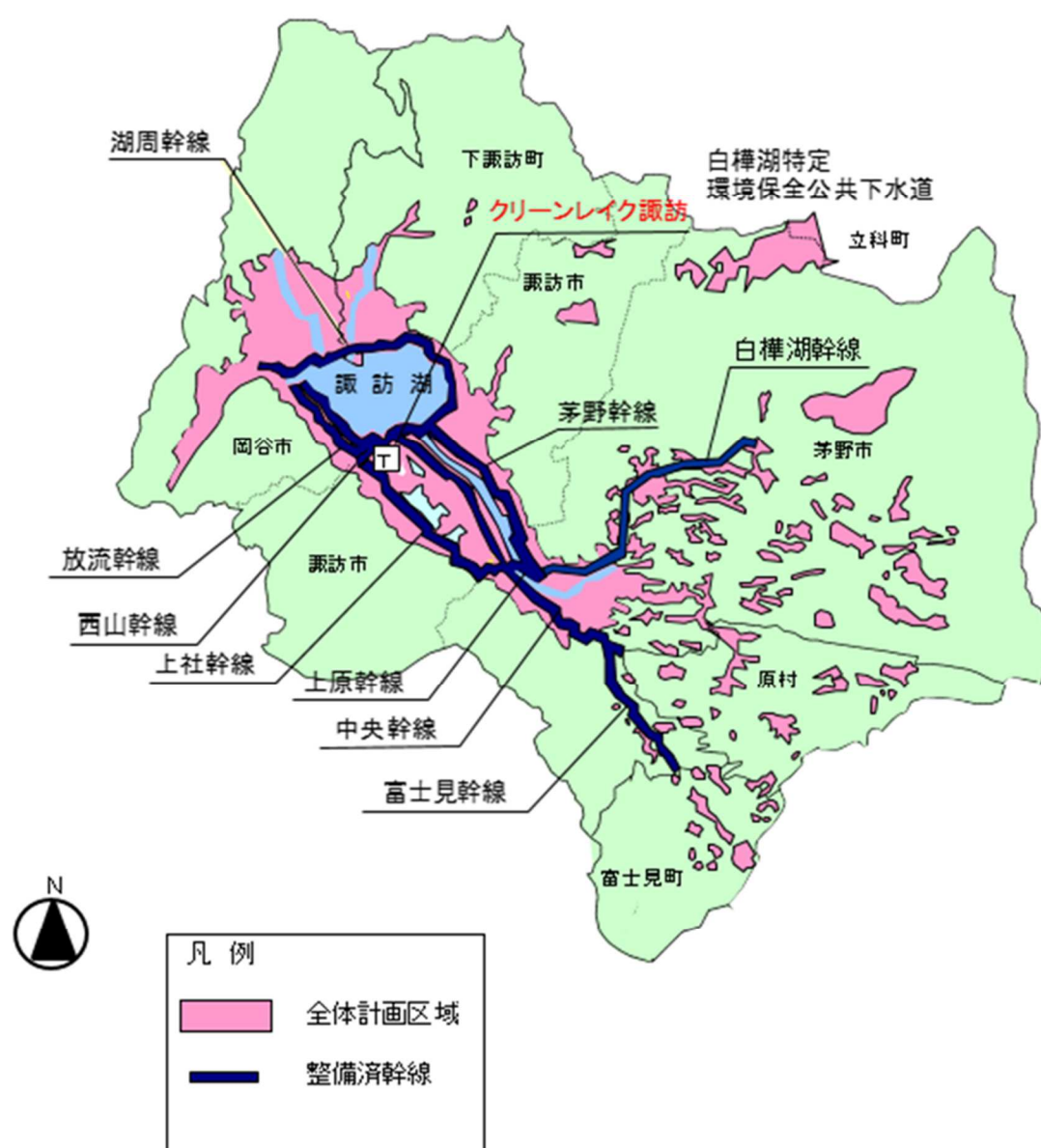
令和4年度末

2 水道普及状況

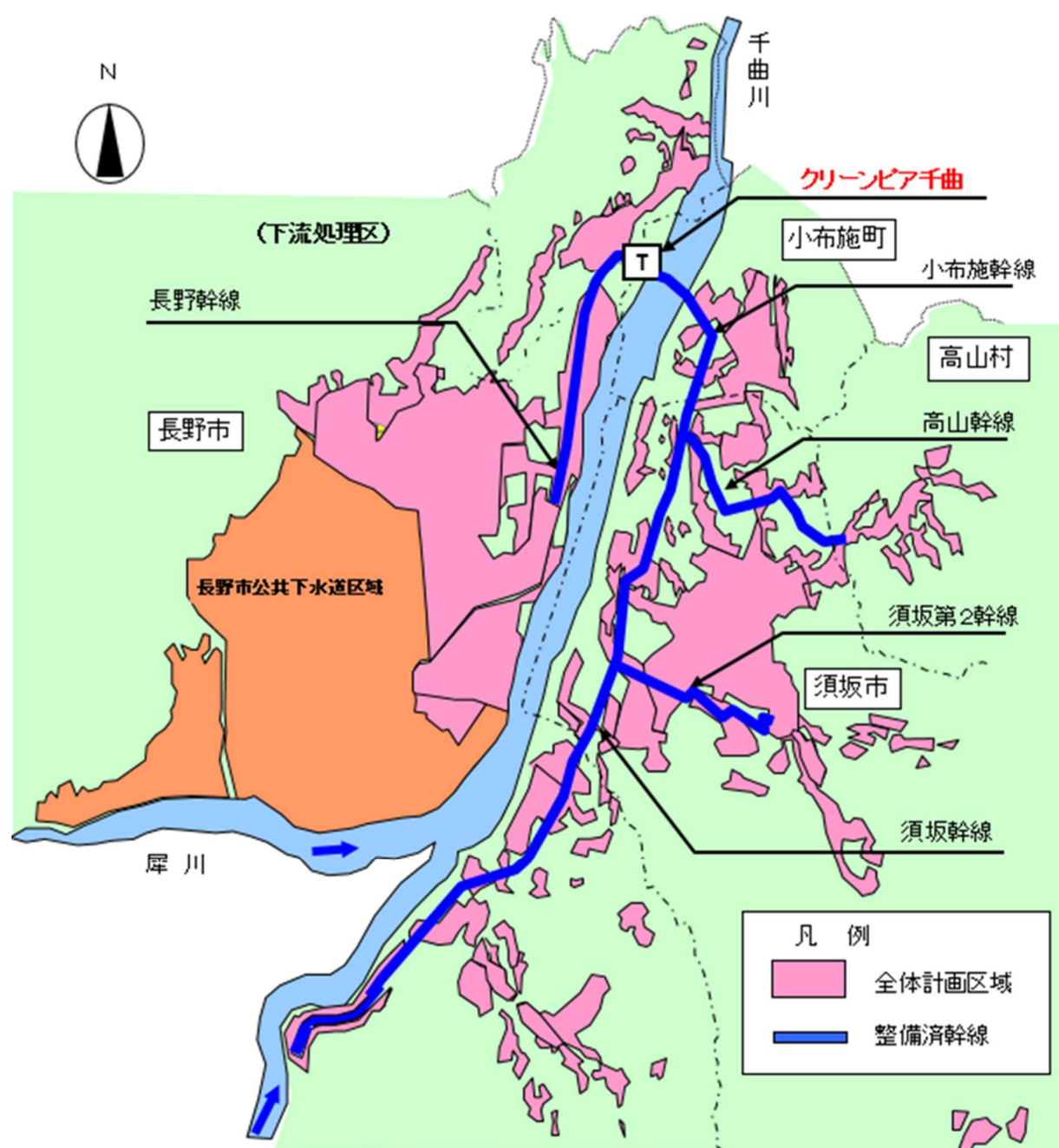
市町村名	行政区域内 人 口	上水道		簡易水道		専用水道		合計		普及率
		計 画 給水人口	現 在 給水人口	計 画 給水人口	現 在 給水人口	確認時 給水人口	現 在 給水人口	計 画 給水人口	現 在 給水人口	
長野市	365,072	370,134	362,560	1,270	616	3,194	125	374,598	363,301	99.5%
松本市	238,615	241,750	237,620	200	85	15,309	0	257,259	237,705	99.6%
上田市	151,315	160,023	150,423	1,255	208	930	0	162,208	150,631	99.5%
岡谷市	46,262	47,800	46,113	350	139	8	0	48,158	46,252	99.98%
飯田市	95,010	97,900	92,880	1,700	1,422	0	0	99,600	94,302	99.3%
諏訪市	47,555	50,400	47,319	1,279	191	0	0	51,679	47,510	99.9%
須坂市	48,847	51,200	47,838	1,060	127	980	796	53,240	48,761	99.8%
小諸市	40,512	41,052	39,618	750	714	0	0	41,802	40,332	99.6%
伊那市	64,495	61,950	60,638	4,644	3,301	0	0	66,594	63,939	99.1%
駒ヶ根市	31,485	31,450	31,314	0	0	855	0	32,305	31,314	99.5%
中野市	41,048	43,300	39,930	0	0	0	0	43,300	39,930	97.3%
大町市	25,009	24,100	23,060	2,020	1,696	0	0	26,120	24,756	99.0%
飯山市	18,578	20,970	17,867	220	128	0	0	21,190	17,995	96.9%
茅野市	55,304	91,083	54,488	7,583	699	5	5	98,671	55,192	99.8%
塩尻市	66,303	66,840	66,248	0	0	0	0	66,840	66,248	99.9%
佐久市	97,335	99,386	97,120	1,498	120	300	0	101,184	97,240	99.9%
千曲市	58,091	62,216	52,291	150	0	0	0	62,366	52,291	90.0%
東御市	29,523	31,178	29,464	0	0	0	0	31,178	29,464	99.8%
安曇野市	93,308	96,600	92,125	474	471	1,671	0	98,745	92,596	99.2%
小海町	4,114	5,300	3,534	1,285	327	0	0	6,585	3,861	93.9%
川上村	3,833	0	0	5,125	3,742	0	0	5,125	3,742	97.6%
南牧村	3,070	6,860	66	2,950	2,979	0	0	9,810	3,045	99.2%
南相木村	915	0	0	1,400	888	0	0	1,400	888	97.0%
北相木村	675	0	0	860	675	0	0	860	675	100.0%
佐久穂町	9,838	10,528	8,918	1,390	734	400	62	12,318	9,714	98.7%
軽井沢町	19,652	19,800	18,384	7,120	815	87,942	296	114,862	19,495	99.2%
御代田町	15,968	15,996	15,729	0	0	5,000	237	20,996	15,966	99.99%
立科町	6,318	11,680	5,898	905	416	0	0	12,585	6,314	99.9%
青木村	3,967	0	0	4,740	3,967	0	0	4,740	3,967	100.0%
長和町	5,403	6,130	5,386	0	0	0	0	6,130	5,386	99.7%
下諏訪町	18,509	21,000	18,499	0	0	470	0	21,470	18,499	99.9%
富士見町	13,881	14,200	13,606	0	0	0	0	14,200	13,606	98.0%
原村	7,667	7,610	7,529	714	112	0	0	8,324	7,641	99.7%
辰野町	17,820	19,100	16,864	1,258	754	0	0	20,358	17,618	98.9%
箕輪町	24,704	27,300	22,942	1,604	1,333	0	0	28,904	24,275	98.3%
飯島町	8,714	9,000	8,620	0	0	0	0	9,000	8,620	98.9%
南箕輪村	16,083	14,650	15,468	800	594	0	0	15,450	16,062	99.9%
中川村	4,507	0	0	4,642	4,451	0	0	4,642	4,451	98.8%
宮田村	8,427	9,500	8,406	0	0	0	0	9,500	8,406	99.8%
松川町	12,231	13,400	12,182	0	0	0	0	13,400	12,182	99.6%
高森町	12,655	10,300	10,047	2,630	2,520	0	0	12,930	12,567	99.3%
阿南町	4,017	0	0	4,680	3,739	0	0	4,680	3,739	93.1%
阿智村	5,831	6,440	5,730	0	0	0	0	6,440	5,730	98.3%
平谷村	367	0	0	388	347	0	0	388	347	94.6%
根羽村	811	0	0	860	784	0	0	860	784	96.7%
下條村	3,364	0	0	4,100	3,334	0	0	4,100	3,334	99.1%
売木村	503	0	0	720	455	0	0	720	455	90.5%
天龍村	1,079	0	0	1,180	978	0	0	1,180	978	90.6%
泰阜村	1,438	0	0	1,776	1,376	0	0	1,776	1,376	95.7%
喬木村	5,741	6,500	5,709	0	0	0	0	6,500	5,709	99.4%
豊丘村	6,298	6,930	6,261	0	0	0	0	6,930	6,261	99.4%
大鹿村	943	0	0	920	780	200	15	1,120	795	84.3%
上松町	3,864	21	9	4,600	3,762	0	0	4,621	3,771	97.6%
南木曽町	3,719	0	0	4,000	3,308	0	0	4,000	3,308	88.9%
木祖村	2,505	0	0	3,200	2,500	0	0	3,200	2,500	99.8%
王滝村	669	0	0	4,380	664	0	0	4,380	664	99.3%
大桑村	3,219	0	0	4,100	3,219	0	0	4,100	3,219	100.0%
木曽町	10,004	5,079	4,488	9,451	5,231	0	0	14,530	9,719	97.2%
麻績村	2,410	0	0	2,550	2,410	0	0	2,550	2,410	100.0%
生坂村	1,599	0	0	1,630	1,496	0	0	1,630	1,496	93.6%
山形村	8,258	9,400	8,077	2,000	80	0	0	11,400	8,157	98.8%
朝日村	4,103	0	0	4,480	4,103	0	0	4,480	4,103	100.0%
筑北村	3,945	0	0	4,125	3,920	0	0	4,125	3,920	99.4%
池田町	8,976	12,000	8,856	154	66	0	0	12,154	8,922	99.4%
松川村	9,510	10,000	9,510	0	0	0	0	10,000	9,510	100.0%
白馬村	8,483	9,900	8,363	0	0	0	0	9,900	8,363	98.6%
小谷村	2,547	0	0	2,720	2,285	1,090	70	3,810	2,355	92.5%
坂城町	13,467	15,391	13,085	200	103	0	0	15,591	13,188	97.9%
小布施町	10,646	11,000	10,645	0	0	0	0	11,000	10,645	99.99%
高山村	6,343	7,340	6,331	0	0	0	0	7,340	6,331	99.8%
山ノ内町	10,778	11,970	9,544	4,140	1,015	0	0	16,110	10,559	98.0%
木島平村	4,182	5,530	3,852	410	197	0	0	5,940	4,049	96.8%
野沢温泉村	3,180	5,200	2,646	1,780	514	0	0	6,980	3,160	99.4%
信濃町	7,407	8,400	7,221	2,598	86	0	0	10,998	7,307	98.6%
小川村	2,116	0	0	4,120	2,094	0	0	4,120	2,094	99.0%
飯綱町	9,885	13,460	9,813	0	0	0	0	13,460	9,813	99.3%
栄村	1,528	0	0	1,870	1,390	0	0	1,870	1,390	91.0%
県 計	2,006,353	2,056,247	1,901,134	139,008	84,460	118,354	1,606	2,313,609	1,987,200	99.0%

令和5年4月1日（単位：人）

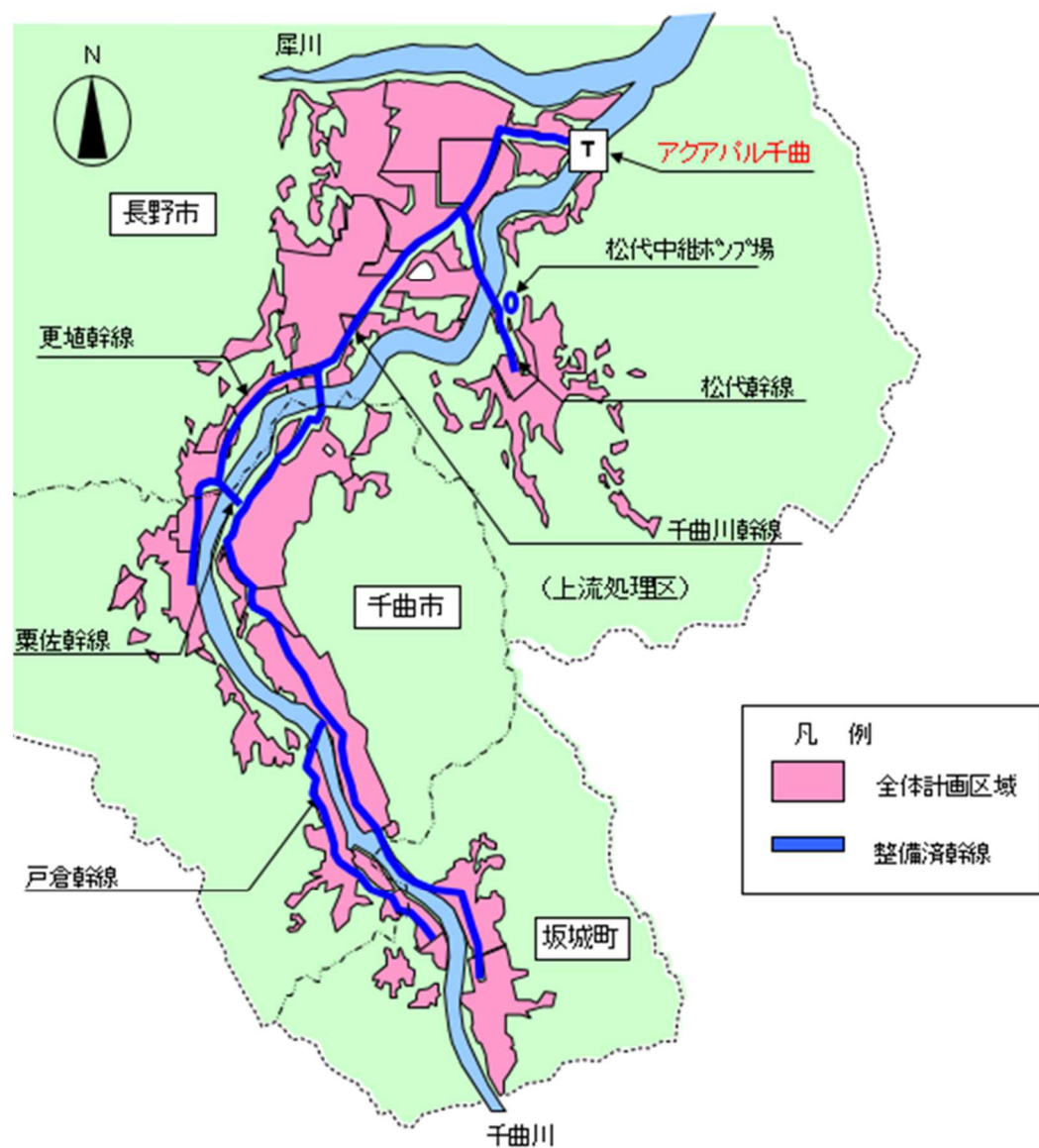
資料 14-1 諏訪湖流域下水道(豊田処理区)概要図



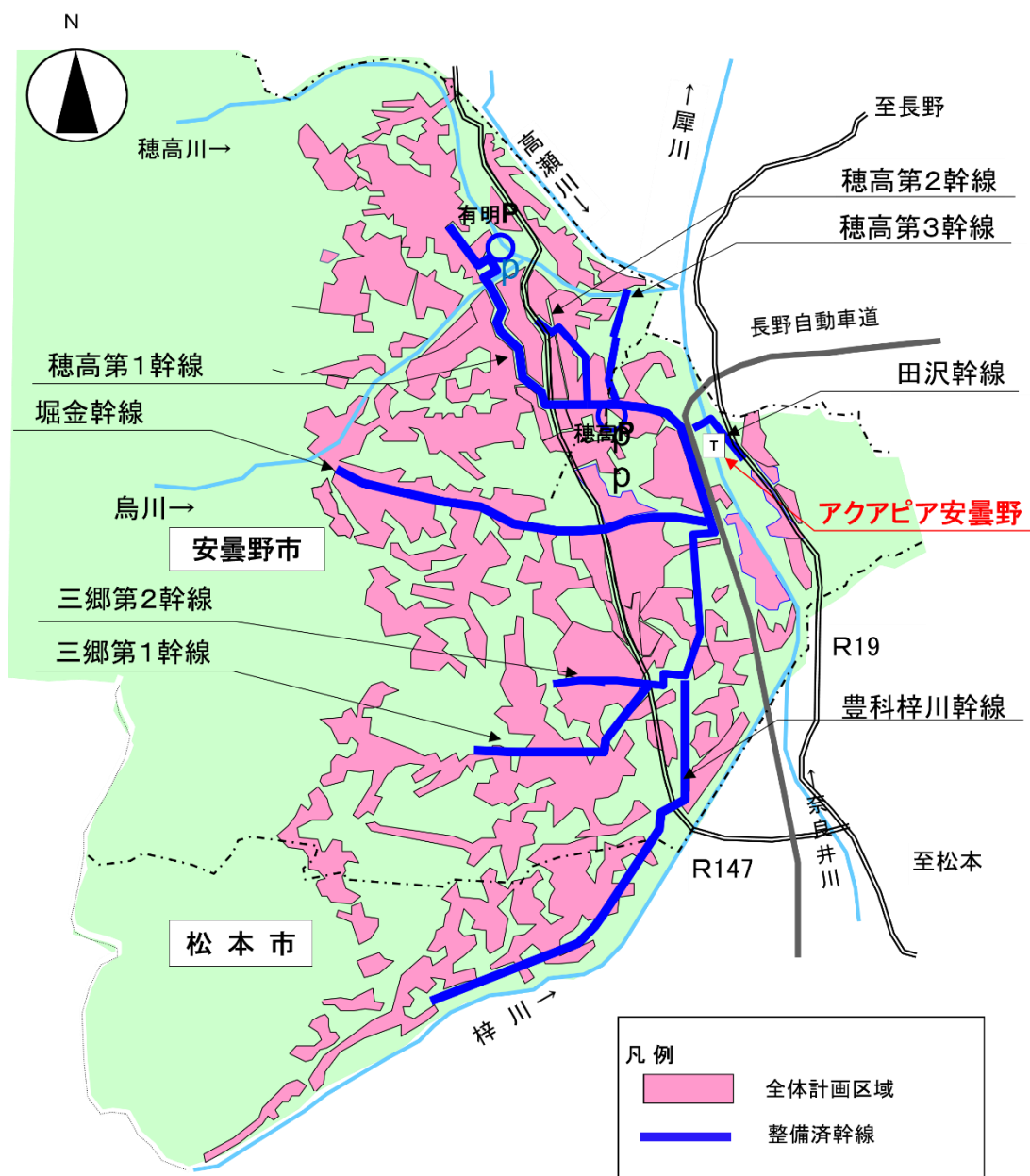
資料 14-2 千曲川流域下水道(下流処理区)概要図



資料 14-3 千曲川流域下水道(上流処理区)概要図

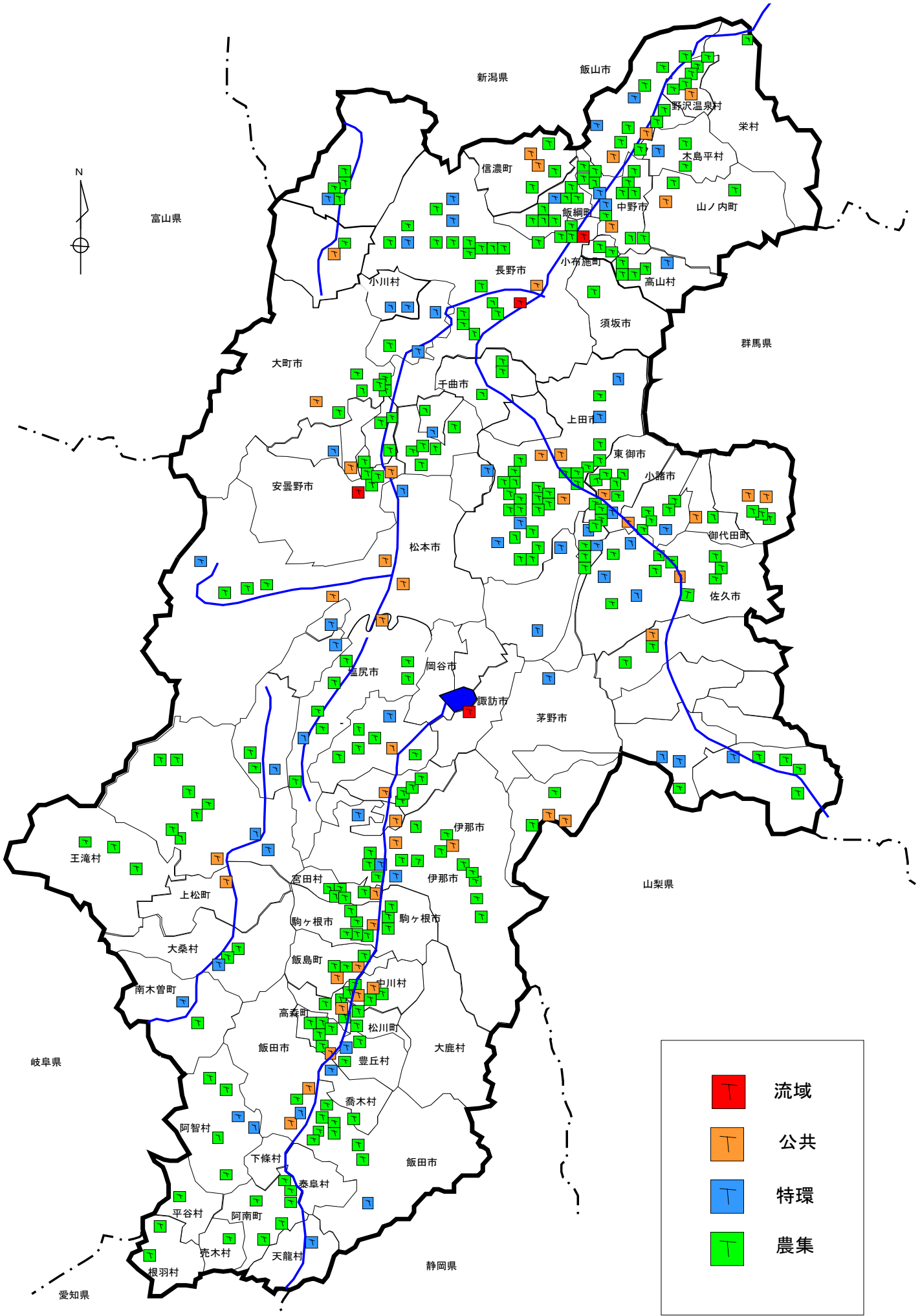


資料 14-4 犀川安曇野流域下水道(安曇野処理区) 概要図



3 下水道施設等の位置

令和4年度末



長野県生活排水事業における 災害時応援に関するルール



長野県生活排水
キャラクター

「めぐるん」

目 次

はじめに	1
1 総則	3
2 応援体制	4
2－1 応援本部	5
2－2 現地応援隊	5
3 受援体制	6
4 応援活動	7
5 経費の負担	10
6 生活排水応援体制の維持（災害訓練等）	10
7 その他	10

長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール

はじめに

長野県防災会議が災害対策基本法第 40 条の規定により作成した長野県地域防災計画において、下水道は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においてもライフラインとしての機能の確保に努める必要がある、と位置付けられている。

また、震災・風水害・火山災害の各対策編の災害予防計画では、災害発生時において迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要があり、復旧体制については、県、市町村とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結することが必要である、と明記されている。

平成 7 年 1 月 17 日に発生した兵庫県南部地震では、下水道施設が非常に大きな被害を受けたが、その被害状況が徐々に明らかになるにつれ、積極的な支援がなされたにもかかわらず、下水道管理者間の支援のための体制やルールがなかったために、被災直後においては必ずしも円滑な対応がなされたとはいえず、その反省から、国土交通省及び日本下水道協会は、今後の大規模な災害時の支援体制についての基本的な考え方、関係機関の役割、情報伝達等を「下水道事業における災害時支援に関するルール」として平成 8 年 1 月にまとめた。

これをもとに、全国各地域ブロック及び 13 大都市間で下水道事業の災害時支援に関するルールが定められた。

本県は、関東ブロック及び中部ブロックに属しており、関東地方知事会、中部圏知事会及び新潟県との災害応援基本協定のもとに、関東ブロックでは「下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ」(H9. 7. 31)、中部ブロックでは「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」(H12. 11. 1 改正)が定められた。

さらに、県内の下水道事業における応援について「長野県下水道事業における災害時応援に関するルール」(H14. 4. 1)が定められた。

こうした中、平成 23 年 3 月 12 日に発生した長野県北部地震では、農業集落排水施設や浄化槽が大きな被害を受けたが、それらの施設を含めた応援ルールがなかったため、円滑な対応がなされたとはいえない状況であった。

このため、下水道だけでなく、農業集落排水施設、浄化槽等も含めた生活排水事業全体における災害時の応援に関するルールを平成 25 年 4 月に定めた。

その後、平成 26 年 11 月 22 日に白馬村で発生した長野県神城断層地震では、下水道施設(処理場、管きょ)や農業集落排水施設が被災し、本ルールに基づき応援体制を確立し、白馬村へ応援隊を派遣した。その際、ブロック全域で被災したため、ブロック内での対応が困難であり、他のブロックから応援部隊を編成し支援活動が行われた。

県内初の下水道災害であったため、指揮系統が不明確であったこと、支援活動の内容

が不明確であったこと、支援活動内容に応じた人員を適切に確保できなかったことなど、迅速な支援活動に課題が残った。

今回、長野県神城断層地震を教訓に、より円滑な応援が行えるよう本ルールを見直すものである。

1 総則

このルールは、長野県地域防災計画等を受け、県内の下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の生活排水事業災害時の相互応援体制・相互応援方法（以下「生活排水応援体制」という。）の基本的なルールについて定める。

また、生活排水応援体制は、生活排水施設の災害復旧に対する応援を目的とし、災害発生後の生活排水施設にかかる被災状況調査から生活排水施設の復旧に至るまでとする。

なお、災害対策基本法第 67 条の規定により、平成 8 年 4 月 1 日に県内の自治体間で「長野県市町村災害相互応援協定書」が締結されており、生活排水応援体制は、この協定及び同協定実施細則に基づくものである。

2 応援体制

- (1) 生活排水応援体制として、**長野県生活排水事業災害応援本部**（以下「生活排水応援本部」という。）を長野県環境部**水道・生活排水課**内に設置する。**生活排水応援本部**は、災害時における応援の指揮、総括を行う。

生活排水応援本部長は、長野県地域防災計画に基づいて策定された長野県災害対策本部規定により生活排水班長の**長野県環境部水道・生活排水課長**があたる。

- (2) 生活排水応援体制は、市町村・広域連合・一部事務組合・関係各団体（以下「市町村等」という。）及び県（以下、市町村等及び県を「**構成員**」という。）で構成する。

また、市町村等が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、**別紙 1**に掲げるブロックごとにブロックを代表する市町村（以下「代表市町村」という。）をおき、代表市町村の生活排水担当部局内に**ブロック応援本部**を設置する。

ブロック応援本部長は、代表市町村の生活排水担当部局課長があたる。

- (3) 被災市町村が受けた災害の規模に応じて、**現地応援隊**を設置する。**現地応援隊**は、別に定める実施要領に基づき応援活動にあたる。

- (4) 構成員がこのルールを相互に確認することにより、災害時における応援体制を確立する。

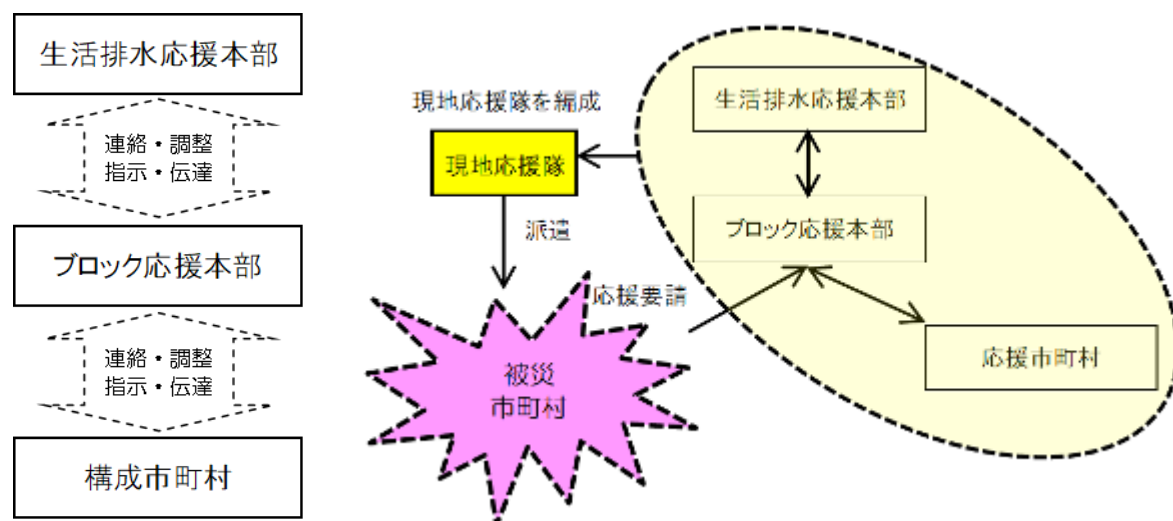


図-1 応援体制イメージ

（※農業集落排水施設、浄化槽への現地応援隊の派遣は、各協会が対応）

2-1 応援本部

(1) 生活排水応援本部の設置

- ア 生活排水応援本部は、県内で震度6弱以上の地震が発生した場合、又は、その他の大規模災害が発生し代表市町村から応援要請があった場合に設置する。
- イ 生活排水応援本部は、下水道事業においては、中部ブロック県市若しくは関東ブロック都県市（以下「下水道広域圏」という。別紙2参照）内で震度6弱以上の地震が発生した場合、又は、その他の大規模災害が発生し下水道広域圏の支援本部から応援要請があった場合に設置する。

(2) ブロック応援本部の設置

- ア ブロック応援本部は、県内で震度6弱以上の地震が発生した場合若しくは生活排水応援本部から要請があった場合、又は、その他の大規模災害が発生しブロック構成員から応援要請があった場合に設置する。
- イ 代表市町村が被災等により業務を遂行できない場合は、これを代行する市町村等をブロック内の他の市町村等が協議の上、決定するものとする。
ただし、ブロック内の大半の市町村等が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、隣接ブロックの代表市町村が協議の上、これを代行する。

(3) 応援本部の解散

生活排水応援本部及びブロック応援本部は、次の場合に解散する。

- ア 応援を要請したブロック応援本部又は下水道広域圏の支援本部から解散要請があった場合
- イ 生活排水応援本部長又はブロック応援本部長が、被災市町村等の復旧状況等を勘案し、応援本部による業務の必要がなくなつたと認める場合

2-2 現地応援隊

(1) 現地応援隊の設置

現地応援隊は、次の場合に設置する。

- ア 被災市町村から応援要請があり、生活排水応援本部長が設置を認める場合
- イ 生活排水応援本部長又はブロック応援本部長が、被災市町村等の復旧状況等を勘案し、現地応援隊による業務の必要があると認める場合で、被災市町村が設置について同意した場合

(2) 現地応援隊の解散

現地応援隊は、次の場合に解散する。

- ア 被災市町村から解散要請があり、生活排水応援本部長が解散を認める場合
- イ 生活排水応援本部長又はブロック応援本部長が、被災市町村等の復旧状況等を勘案し、現地応援隊による業務の必要がなくなつたと認める場合で、被災市町村が解散について同意した場合

3 受援体制

(1) 応援要請

ア 被災市町村等は、管轄区域内での復旧等対応の可否を検討し、次に掲げる事項を明らかにして**ブロック応援本部**へ応援要請を行う。

- ① 生活排水施設の被害状況
- ② 応援の種類(汚水の汲み取り・移送、応急復旧、機械器具及び資材の提供 等)
- ③ 必要な応援内容(応援人員、職種、機械器具及び資材の規格・量 等)
- ④ 応援の期間・場所
- ⑤ 前号の集合日時及び集合場所
- ⑥ 応援先の連絡者・責任者

イ 被災市町村等から応援要請を受けた**ブロック応援本部**は、ブロック内での復旧等対応の可否を検討し、**生活排水応援本部**へ応援要請を行う。

ウ **ブロック応援本部**から応援要請を受けた**生活排水応援本部**は、県内での復旧等対応の可否を検討し、**応援要請のあったブロック以外のブロック応援本部**へ応援要請を行う。また、下水道事業に限り被害が大規模な場合は**下水道広域圏の支援本部**へ応援要請を行う。

(2) 受援体制

被災市町村は、応援職員を受け入れるにあたり、下記の内容について可能な限り準備を行うものとする。

ア 現地応援隊集積基地

現地応援隊の集積基地及び宿泊場所として使用できる施設

イ 交通情報整理

現地応援隊の移動支援のため、交通情報を整理する。

ウ 資料の事前準備

- ①施設台帳の整備（電子化）・提供
- ②維持管理履歴の保存・更新
- ③作業環境の整備（作業スペース、OA機器、基準書等）

4 応援活動

(1) 生活排水応援本部（長野県環境部水道・生活排水課内に設置）

生活排水応援本部長は、別紙 3 の連絡系統に従ってブロック応援本部と連絡調整を図り、生活排水応援本部の指揮をとる。

生活排水応援本部の業務は、次のとおりとする。

ア 被害が小規模な場合（県内で応援可能な場合）

- ① 情報収集・整理、広報、視察者・マスコミ等の対応
- ② 応急対策、調査、本復旧、設計が迅速に行えるように関係団体（別紙 1 参照）へ情報提供
- ③ ブロック応援本部と連携し、現地応援隊の編成及び他ブロックへの応援要請
- ④ 応援資機材等の調達支援、確保、提供
- ⑤ 災害査定に向けた応援体制の確立と災害査定関係資料作成指導
- ⑥ 長野県浄化槽協会を通して浄化槽保守点検業者の斡旋・手配
- ⑦ その他応援に必要な事項

イ 被害が大規模な場合（県外へ応援する場合）

被害が大規模な場合は、上記業務のほか下記業務を追加し実施する。

- ⑧ 必要に応じ県外（中部ブロック）へ応援要請
- ⑨ 必要に応じ生活排水災害応援作業の集積基地（現地応援隊等の受入場所）の設置に向けた調整・支援

(2) ブロック応援本部（ブロック代表市町村内に設置）

ブロック応援本部長は、生活排水応援本部と連絡調整するとともに、ブロック内の連絡系統に従ってブロック構成員と連絡調整を図り、ブロック応援本部の指揮をとる。

ア ブロック応援本部（被災ブロック）の業務

- ①被災市町村の情報収集・整理
- ②ブロック構成員へ人員・資機材の支援を要請し、生活排水応援本部と連携し現地応援隊を編成
- ③応援資機材等の確保、ブロック構成員への要請
- ④応援資機材等の収集、運搬
- ⑤ブロック内での対応が困難な場合、生活排水応援本部への応援要請
- ⑥必要に応じ生活排水災害応援作業の前線基地（現地応援隊等の受入場所）の設置支援、受入支援
- ⑦輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報連絡
- ⑧その他応援に必要な事項

イ ブロック応援本部（被災ブロック以外のブロック）の業務

- ①生活排水応援本部と連携し、被災ブロックとの連絡調整・情報収集・整理
- ②応援部隊の編成、ブロック構成員への要請
- ③応援資機材等の確保、ブロック構成員への要請
- ④応援資機材等の収集、運搬
- ⑤その他応援に必要な事項

※現地応援隊及び応援資機材等は、原則としてブロック単位で現地受入先まで派遣・輸送する。

(3) 現地応援隊

構成員は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣について応援本部から要請があったときは、別に定める実施要領に基づき**現地応援隊**を編成し応援能力の範囲内で協力する。

なお、応援職員を交代する場合は、引継作業を円滑化するため、派遣期間をラップさせるなど適切な引継ぎ期間を設けるものとする。

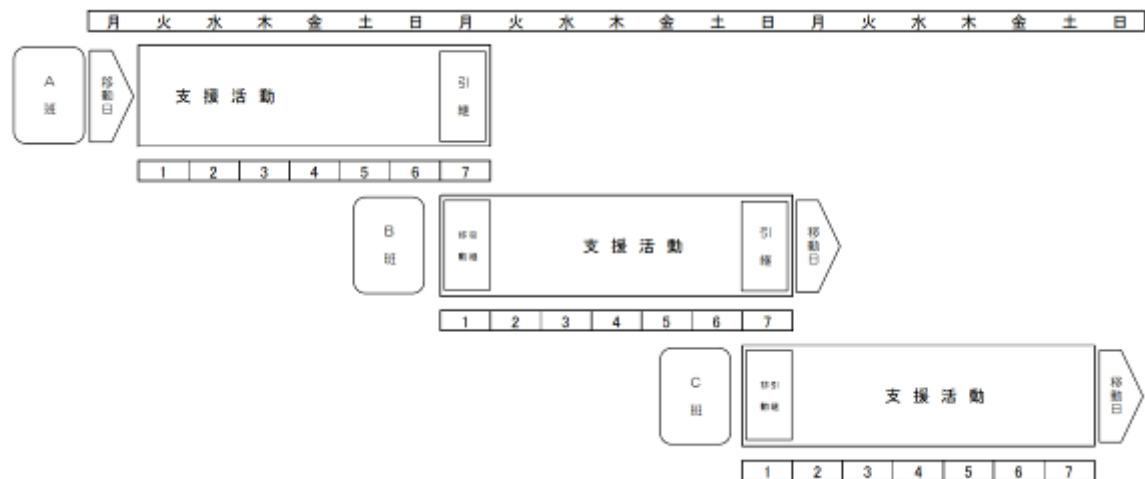


図4 引継ぎイメージ

5 経費の負担

経費の負担については、「長野県市町村災害時相互応援協定書」等による。

6 生活排水応援体制の維持（災害訓練等）

- (1) 生活排水応援体制を維持するための機関は、**下水道災害対策検討部会**とし、この部会において農業集落排水施設及び浄化槽等についても検討対象とする。

なお、部会の設置については、「**下水道災害対策検討部会設置要綱**」を参照のこと。

- (2) 生活排水応援本部長は、毎年度当初に、生活排水担当部局の代表者名、担当者名、連絡窓口等の名簿を作成し、構成員に配布する。

また、毎年度、4月1日現在の応援に提供可能な資機材車両等の「**応援資機材リスト**」を取りまとめ、構成員に配布する。

- (3) 生活排水応援本部長は、毎年度、災害時を想定した訓練や研修等を実施する。

7 その他

- (1) 災害時応援の目的達成のため、必要があればこのルールによらず臨機応変な対応をする。

- (2) このルールに定めがない場合及びルールによりがたい場合は、生活排水応援本部長が下水道災害対策検討部会と協議し決定する。

附 則

- 1 このルールは、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 このルールは、「長野県市町村災害時相互応援協定書」に基づく生活排水事業の応援ルールであるため、このルールの施行により成立するものとする。

なお、関係団体については「長野県生活排水事業の災害時における支援協力に関する覚書」等による。

附 則

このルールは、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

このルールは、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

このルールは、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別紙 1

ブロック割、ブロック代表市町村及びブロック構成市町村等

ブロック名		代表市町村	構 成 市 町 村 等		関係団体等
			公 共 下 水 道 実 施 市 町 村 等	そ の 他	
佐久	南佐久	佐久市	川上村、南牧村、 佐久環境衛生組合	佐久穂町、 <u>小海町</u> 、 (南相木村)、 (北相木村)	・長野県下水道協会 ・全国町村下水道推進協議会長長野県支部 ・日本下水道事業団 ・長野県下水道公社 ・長野県土地改良事業団体連合会 ・長野県浄化槽協会 ・(一社)長野県下水道建設管理業協会
	北佐久	小諸市	軽井沢町、御代田町、 立科町、 川西保健衛生施設組合		
上 小		上田市	東御市、長和町、青木村		
諏 訪		岡谷市	諏訪市、茅野市、下諏訪町、 富士見町、原村		
上伊那		伊那市	駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、 飯島町、南箕輪村、 中川村、宮田村		
飯 伊		飯田市	松川町、高森町、阿智村、 天龍村、喬木村、 豊丘村	阿南町、平谷村、 根羽村、(下條村)、 売木村、(泰阜村)、 (大鹿村)	
木 曾		木曽町	上松町、南木曽町、 木祖村、大桑村、 木曽広域連合	王滝村	
松 本		松本市	塩尻市、安曇野市、麻績村、 山形村、朝日村	筑北村、 <u>生坂村</u>	
大 北		大町市	池田町、松川村、白馬村、 小谷村		
長 野		長野市	須坂市、千曲市、坂城町、 小布施町、高山村、小川村、 飯綱町、信濃町		
北 信		中野市	飯山市、山ノ内町、木島平村、 野沢温泉村	栄村	

※ 下線の町村は、公共下水道事業は実施せず、農業集落排水事業等を実施している町村
括弧書き下線の村は、浄化槽(合併処理浄化槽)整備事業のみを実施している村

流域下水道	事務所	関連市町村
諏 訪 湖	諏訪湖流域下水道事務所	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、立科町
犀川安曇野	犀川安曇野流域下水道事務所	安曇野市、松本市
千 曲 川	千曲川流域下水道事務所	長野市、千曲市、須坂市、小布施町、坂城町、高山村

「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」による構成都県市・団体

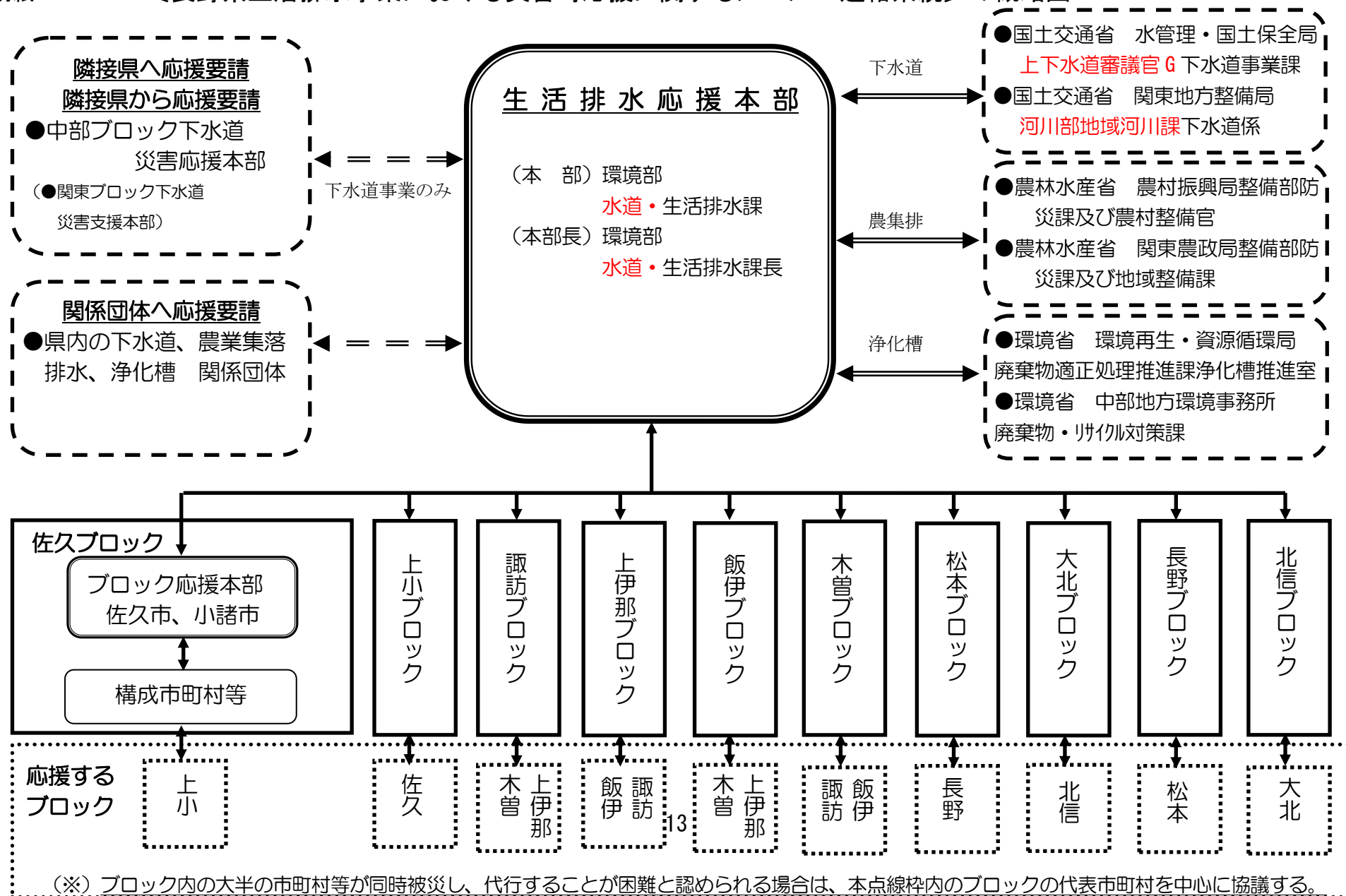
【中部ブロック構成県市】

新潟県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、名古屋市、静岡市

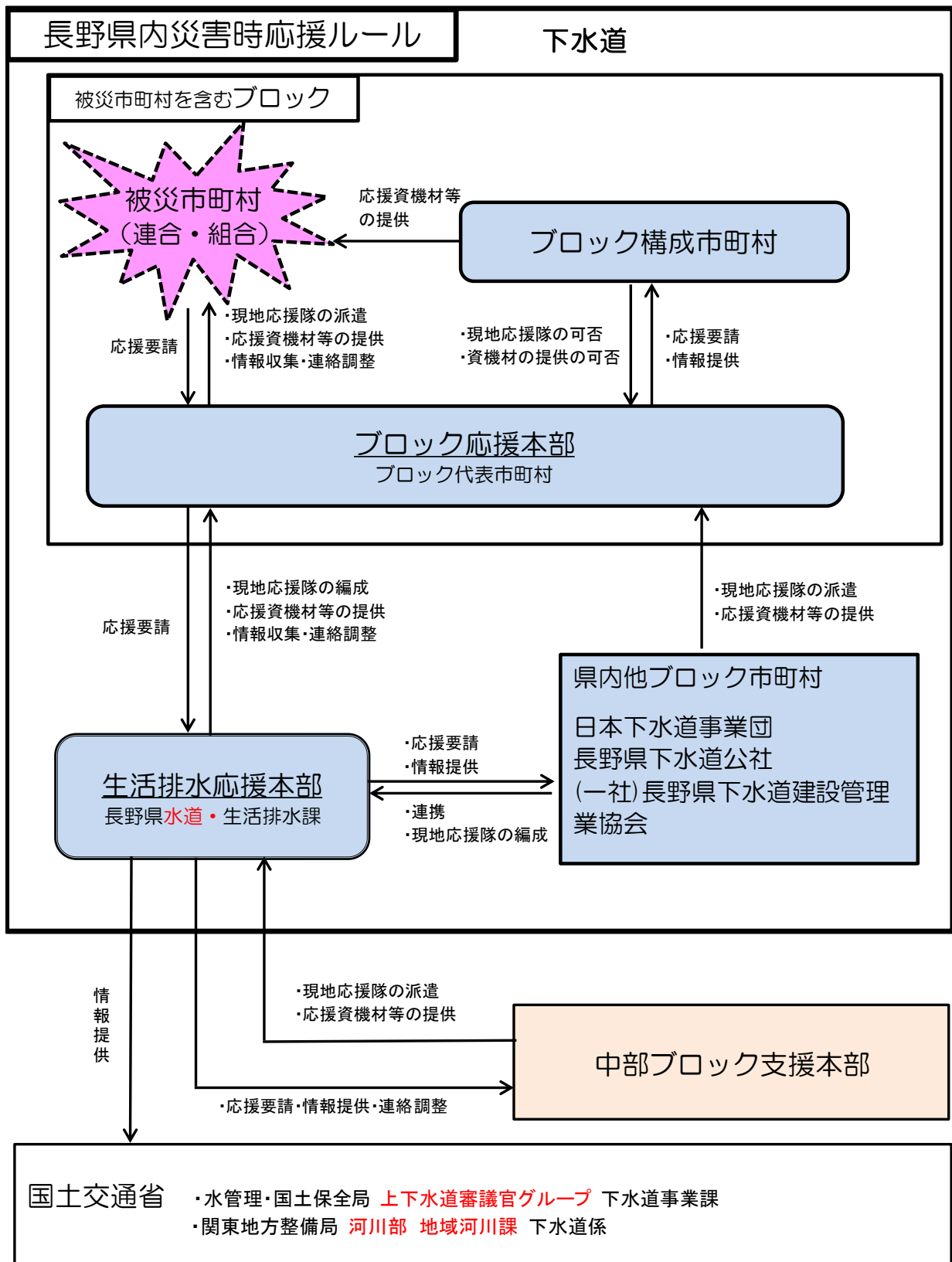
※「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」による構成県市

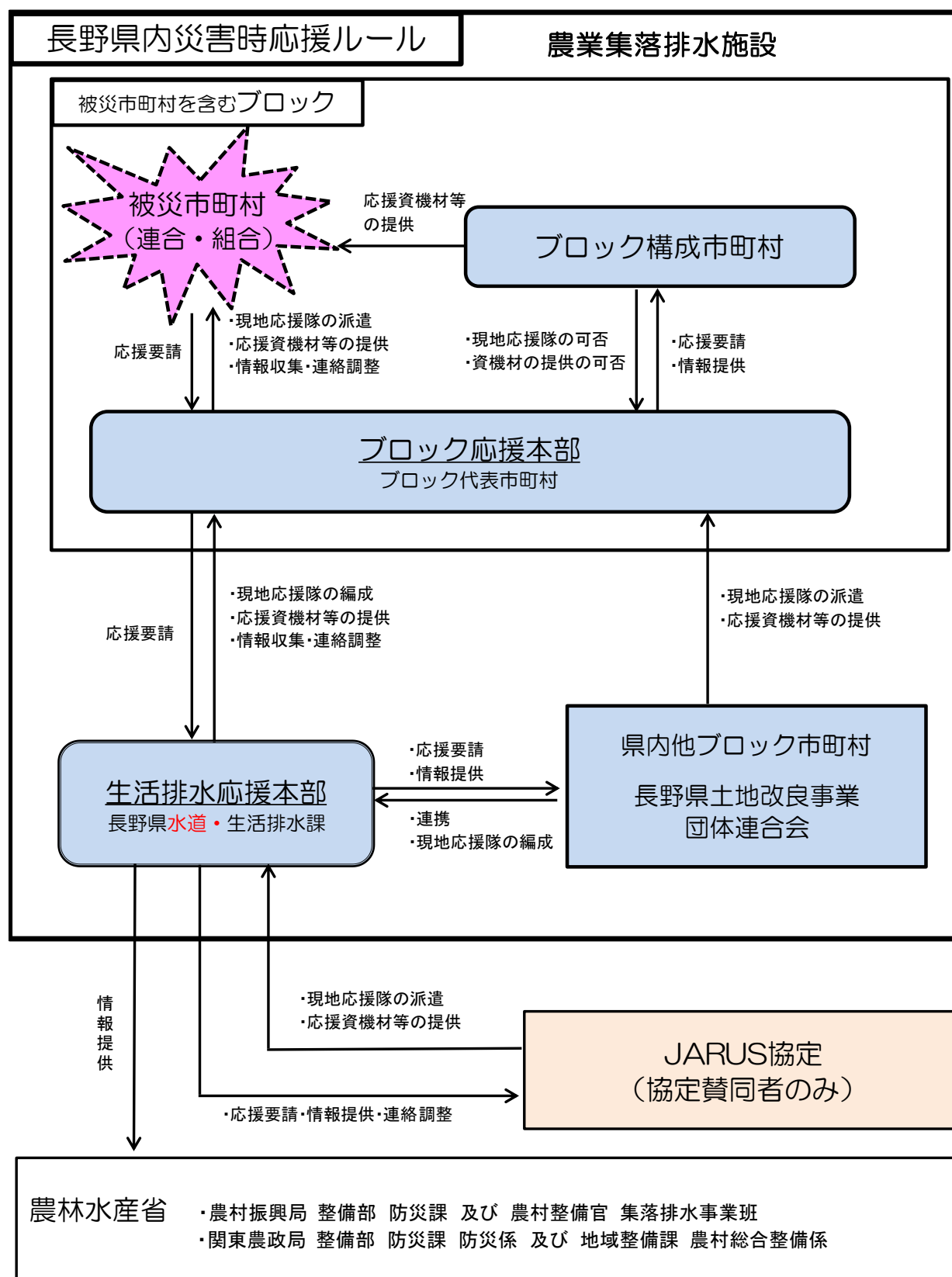
○中部ブロック連絡会議運営要領の構成団体

県 市	愛知県、長野県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、福井県、名古屋市、新潟市、静岡市、浜松市
代表市	長岡市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、沼津市、豊橋市、四日市市、彦根市、福井市
その他	日本下水道事業団、(社)日本下水道協会、 (社)全国上下水道コンサルタント協会、(社)日本下水道施設業協会、 (公益社団法人)日本下水道管路管理業協会、 (社)日本下水道施設管理業協会、全国管工事業協同組合連合会

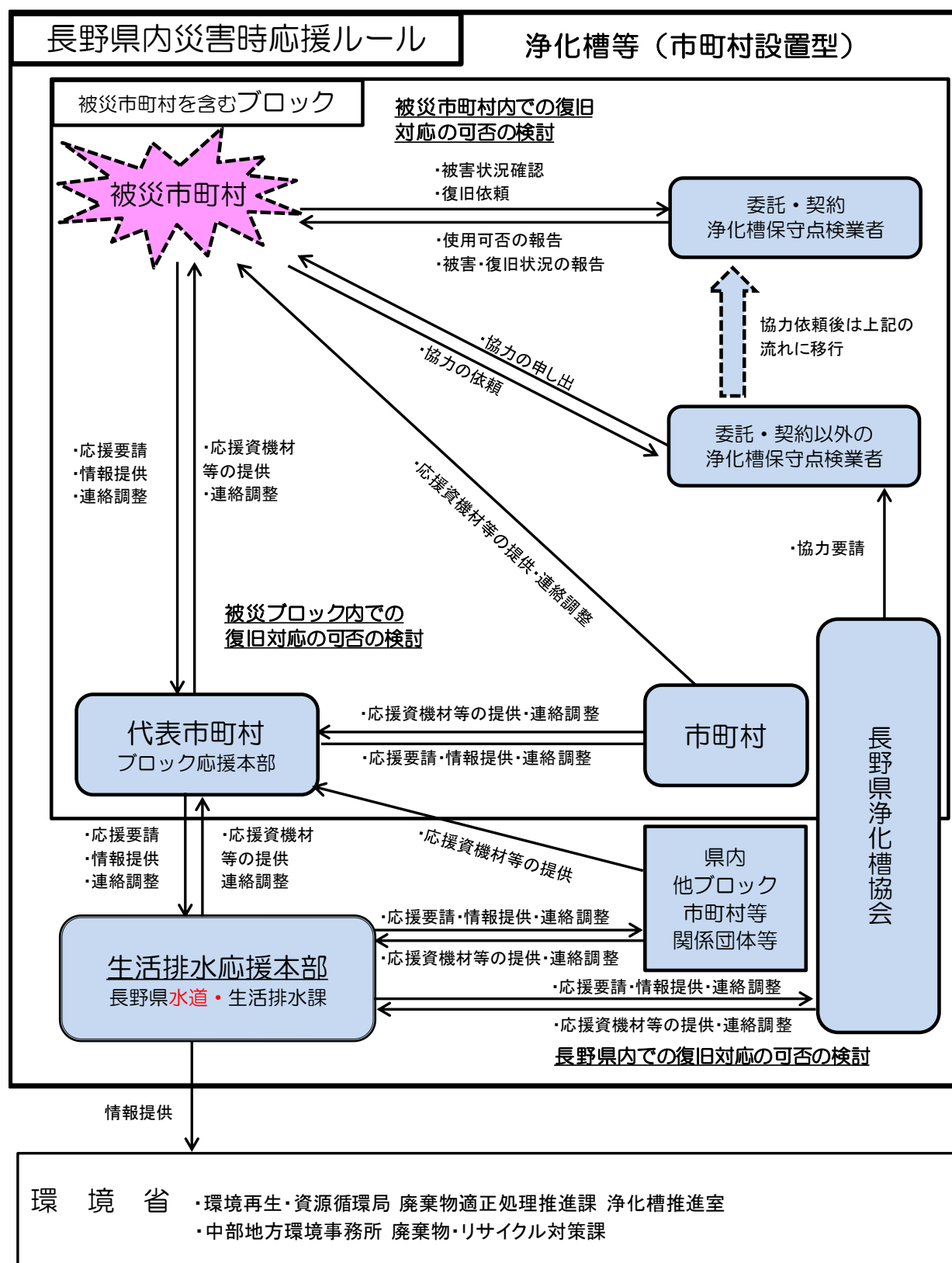


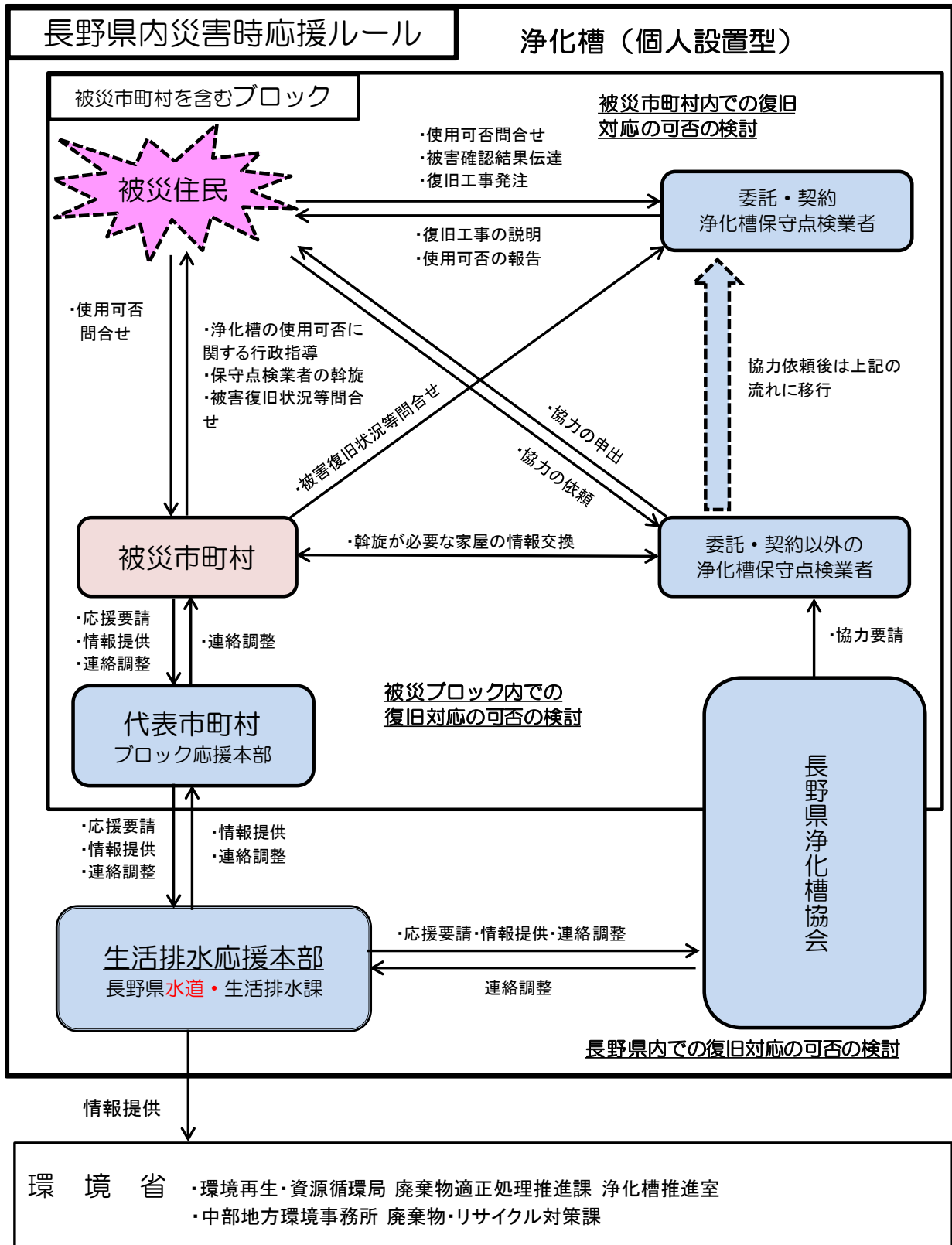
別紙4 応援体制（下水道事業） フロー図

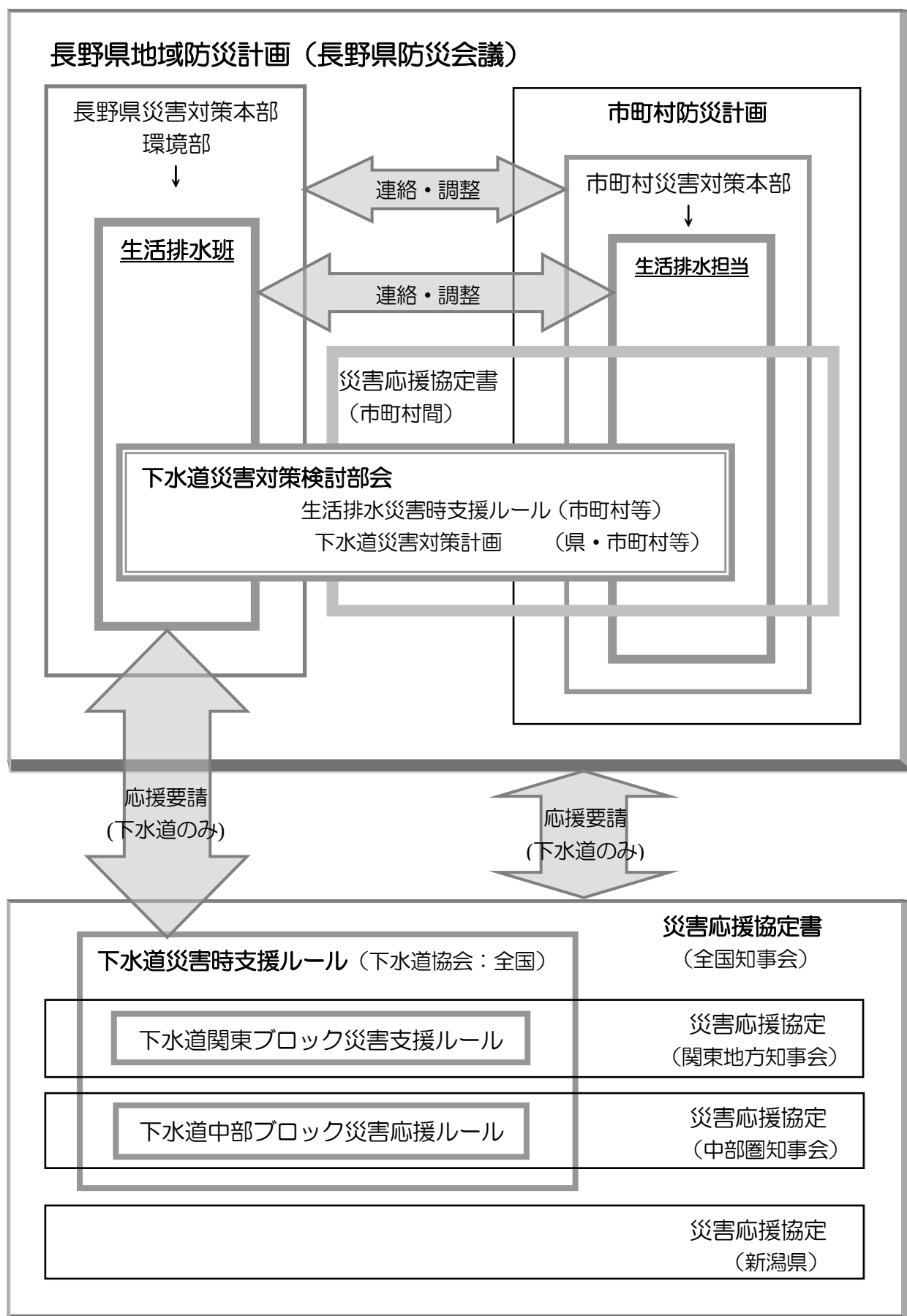




※農業集落排水施設に係る応援体制の詳細について、今後、農政部の応援ルール（現在作成中）の内容と整合させる予定







下水道事業における災害時支援に関するルール

令和5年3月改定

公益社団法人 日本下水道協会

ま え が き

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震（前震：4 月 14 日 マグニチュード 6.5 最大震度 7、本震：4 月 16 日 マグニチュード 7.3 最大震度 7）は、平成 7 年阪神・淡路大震災、平成 16 年新潟県中越地震、平成 19 年新潟県中越沖地震、平成 23 年東日本大震災以来の甚大かつ広域的な被害を下水道施設に与えました。下水道施設については、管路の破損や下水処理場等の損傷が生じるなど、ライフラインとして大きなダメージを受けました。

被災した自治体に対しては、県内外の自治体や国、関連団体などから広域的な支援が行われました。

熊本地震における発災後の対応や支援等を踏まえ、被災した自治体や支援した自治体及び関係団体からのヒアリングや災害時支援ブロック連絡会議へのアンケート等を実施した結果、現行ルール（平成 24 年 6 月改定）を改善する必要があると判断し、「災害時支援に関する検討委員会」を 10 月 11 日、11 月 28 日の計 2 回開催し、本ルールの改定作業を進めてきたものです。

平成 28 年 12 月の主な改定内容は、支援調整隊の位置づけ、下水道対策本部の業務に「大都市ルール」との調整を追加、下水道対策本部の業務及び応援活動を行う際の安全への留意等について見直しを行いました。

その後、大都市ルールを所管している災害時支援大都市連絡会議では、南海トラフ地震発生時に大都市間の支援だけでは対応できない場合を想定し、本ルールへ支援要請する際の連携フロー案について検討し、令和 2 年 1 月の災害時支援大都市連絡会議で審議が行われました。この審議結果を踏まえ、本ルールの参考資料－1「下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー（例）に追加しました。

また、近年、気候変動の影響による豪雨災害が発生し、河川氾濫や内水氾濫により、広範囲の複数市町村の下水道施設が同時多発的に機能停止する事例が発生しており、このような大規模水害により下水道施設が被災した場合、特に中小市町村では下水道担当職員が少なく、下水道施設の早期機能確保が困難な状況となることが想定され、都道府県が率先して広域的な支援の調整役を担うことが期待されています。そこで国土交通省において、こうした場合において都道府県が主導して管内の被災市町村に対して支援を行うことを基本とし、支援を実施するにあたって考慮すべき事項を取りまとめた「大規模水害時における下水道機能の確保に向けた都道府県による支援の手引き」を作成し、「災害時支援に関する検討委員会」を令和 5 年 1 月及び 3 月に開催したうえで、本ルールの参考資料－7 として手引きを追加しました。

本ルールは、全国の自治体や国、関連団体等が自助・共助の精神からなる災害時支援に係る基本的な枠組みであり、強制力はありませんが、官民が一体となって、災害時の支援に当たられる下水道関係者の総意のルールとして、支援全般を通して、より円滑かつ迅速な支援対応が可能となっていくことを期待しています。

併せて、今後、本ルールによって、平常時において支援及び受援体制等が構築され、大規模災害に備えていただければ幸いです。

令和 5 年 3 月

公益社団法人 日本下水道協会
法 人

委員の構成

(順不同・敬称略)

(令和5年3月1日現在)

災害時支援に関する検討委員会

委員長	東京都下水道局流域下水道本部技術部計画課長（統括課長）	和田 淳
委員	国土交通省水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室長	石崎 隆弘
〃	新潟県土木部都市局下水道課長	山内 孝信
〃	愛知県建設局下水道課課長補佐	藤城 正裕
〃	大阪府都市整備部下水道室事業課課長補佐（建設グループ長）	上 梶 勇一
〃	広島県土木建築局都市環境整備課長	後 藤 裕司
〃	福岡県建築都市部下水道課課長技術補佐	中 村 正次
〃	宮城県土木部都市計画課長	中 嶋 吉則
〃	東京都下水道局計画調整部計画課長（統括課長）	内 田 博之
〃	大阪市建設局下水道部事業計画担当課長	檜 山 幹
〃	神戸市建設局下水道部計画課長	寺 岡 宏
〃	日本下水道事業団事業統括部調査役	引 野 政弘
〃	（公財）日本下水道新技術機構研究第一部副部長	竹 内 徹也
〃	（公社）全国上下水道コンサルタント協会調査課長	幡 豆 英哉
〃	（一社）日本下水道施設業協会技術部長	堅 田 智洋
〃	（一社）日本下水道施設管理業協会業務部長	岐 部 賢治
〃	（公社）日本下水道管路管理業協会常務理事	井 坂 昌博
〃	全国管工事業協同組合連合会専務理事	粕 谷 明博
特別委員	国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課下水道事業調整官	堂 藺 洋昭

目 次

1. 下水道事業における災害時支援に関するルール

第1章 総 則	1
第2章 平常時の対策	1
第3章 下水道対策本部	3
第4章 その他	7

2. 参考資料

参考資料－1 「下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー（例）	9
参考資料－2 「災害対策基本法・地方自治法関連条文」	13
参考資料－3 「災害対策基本法施行令」	17
参考資料－4 「災害対策基本法施行規則」	19
参考資料－5 「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」	20
参考資料－6 応援と派遣との法的関連図	30
参考資料－7 「大規模水害時における下水道機能の確保に向けた都道府県による 支援の手引き」	31

下水道事業における災害時支援に関するルールの解説	49
--------------------------------	----

「下水道事業における災害時支援に関するルール」

災害時支援に関する検討委員会

第1章 総 則

（目的）

第1条 下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「全国ルール」という。）は、直下型地震等の大規模な災害が発生し、下水道施設が被災した際、被災した自治体単独では対応が困難な場合に備えて、都道府県を越える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的とする。

2 下水道事業関係者は、災害発生の際相互に支援協力し、被災した自治体の下水道施設の調査、応急対策及び応急復旧から災害査定まで円滑かつ迅速に遂行することができるよう、日常的に意思の疎通を図るよう心がけるものとする。

（大都市との支援に係る調整）

第2条 東京都及び政令指定都市（以下「大都市」という。）は、下水道施設が被災した場合、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（以下「大都市ルール」という。）」により、相互に支援活動等を行うこととしているため、大都市及び他の都市が同時に被災した場合には、全国ルール及び大都市ルールを調整しながら災害に対処するものとする。

第2章 平常時の対策

（災害時支援ブロック連絡会議）

第3条 下水道施設が被災した際、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、全国を次の各号に掲げる6ブロックに分けて災害時支援ブロック連絡会議（以下「ブロック連絡会議」という。）を設置する。

なお、「全国都道府県における災害時の広域支援に関する協定」によるブロック知事会の構成とブロック連絡会議の構成と整合を図るため、ブロック連絡会議にオブザーバーを置く。各ブロック内の都道府県のうち、括弧内はオブザーバーであり、当該オブザーバーの県内で災害が発生したときは、所属するブロック（オブザーバーではないブロック）で対応するものとする。

（1）北海道・東北ブロック

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、（新潟県）

（2）関東ブロック

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、（長野県）、（静岡県）

（3）中部ブロック

新潟県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、（福井県）、（滋賀県）

(4) 近畿ブロック

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、(三重県)、(徳島県)

(5) 中国・四国ブロック

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

(6) 九州ブロック

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、(山口県)

2 ブロック連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。

(1) 国土交通省地方整備局、北海道開発局または内閣府沖縄総合事務局

(以下「地方整備局等」という。)

(2) 日本下水道事業団

(3) 都道府県（オブザーバーの県を含む。)

(4) ブロック内の大都市

(5) 大都市ルールに基づく情報連絡総括都市（以下「大都市窓口」という。)

(6) ブロック連絡会議で選出した市町村

(7) (公財) 日本下水道新技術機構

(8) (公社) 全国上下水道コンサルタント協会

(9) (一社) 日本下水道施設業協会

(10) (公社) 日本下水道管路管理業協会

(11) (一社) 日本下水道施設管理業協会

(12) 全国管工事業協同組合連合会

(13) (公社) 日本下水道協会

※(公財)は公益財団法人の略、(一社)は一般社団法人の略、(公社)は公益社団法人の略である。以下、同様とする。

3 都道府県は、被災時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、管内の下水道事業を実施している市町村の災害時緊急連絡網を作成するとともに、市町村及び下水道関係団体等に対して全国ルール及びブロック連絡会議等の内容について、十分周知するものとする。

(ブロック連絡会議幹事)

第4条 各ブロックに、ブロック連絡会議幹事を置く。なお、ブロック連絡会議幹事は都道府県をもって充て、任期は原則として1年とする。ただし、再任は妨げない。また、幹事職務を代行するために副幹事を置くことができる。任期は幹事と同様とする。

2 ブロック連絡会議幹事は、原則として年1回ブロック連絡会議を開催し、次の各号に掲げる事項について協議・調整等を行う。

(1) ブロック連絡会議幹事の選任に関すること。

(2) ブロック連絡会議に参加する市町村の選出に関すること。

(3) ブロック連絡会議構成員に係る災害時緊急連絡網の作成及び周知に関すること。

(4) 前号に規定する災害時緊急連絡網により、連絡を行う災害の規模及び報告すべき関係機関等に関すること。

(5) 第6条に規定する下水道対策本部が設置された場合の本部員の選出に関すること。

- (6) ブロック連絡会議構成員の所有する災害支援に提供可能な資機材リストの集計に関すること。
- (7) ブロック内の情報連絡等の訓練に関すること。
- (8) その他災害支援に必要な事項。

3 ブロック連絡会議幹事は、前項に規定するブロック内の運用に係る取り決め等（以下「ブロックルール」という。）をとりまとめ、ブロック連絡会議構成員に周知するものとする。

4 ブロック連絡会議幹事は、第2項第7号に規定する情報連絡等の訓練について、企画、調整し、実施するものとする。

（災害時支援全国代表者連絡会議）

第5条 下水道施設の被災時における支援活動に関する全国的な方策等を調整するために災害時支援全国代表者連絡会議（以下「全国代表者連絡会議」という。）を設置する。

2 全国代表者連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。なお、事務局は、（公社）日本下水道協会とする。

- (1) 国土交通省水管理・国土保全局下水道部
- (2) 日本下水道事業団
- (3) ブロック連絡会議幹事
- (4) 大都市窓口
- (5) 第3条第2項第7号から第13号に定める団体

3 全国代表者連絡会議は、原則として年1回開催し、以下の各号に掲げる事項について協議、調整する。

- (1) 全国代表者連絡会議における連絡体制に関すること。
- (2) ブロック間の連絡調整に関すること。
- (3) その他災害支援に必要な事項。

第3章 下水道対策本部

（下水道対策本部の設置）

第6条 都道府県は、次の各号に掲げる事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置する。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
- (3) その他災害が発生し、都道府県が下水道施設の被災状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合

2 下水道事業を実施している市町村は、災害により、下水道施設が被災したときは、その状況を都道府県に報告するものとする。

- 3 下水道事業を実施している市町村は、下水道施設に被害があり、被災状況の調査及び復旧に対して支援が必要な場合は、都道府県に支援要請を行うものとする。
- 4 都道府県は、下水道対策本部を設置する場合、ブロック連絡会議幹事及び地方整備局等を經由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部に速やかに連絡するものとする。
- 5 下水道対策本部は、当該都道府県の本庁舎所在地に設置する。ただし、これにより難い場合は、その周辺に設置することができる。
- 6 下水道対策本部を設置した場合、下水道対策本部長は、第4条第2項第3号に規定する災害時緊急連絡網に基づき、ブロック連絡会議構成員及び各ブロック連絡会議幹事へ設置について連絡するものとする。
- 7 下水道対策本部を設置した場合、下水道対策本部長は、第9条に基づく総合調整の上、必要と判断した下水道対策本部員へ参集について連絡するものとする。

(下水道対策本部の組織)

第7条 下水道対策本部の組織は、被災した区域の次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 下水道対策本部長

原則として、被災した区域を所管する都道府県の下水道担当課長

(2) 下水道対策本部員

ア 日本下水道事業団の担当総合事務所施工管理課長

イ ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長。なお、ブロック連絡会議幹事が被災し速やかな対応が困難であると認められる場合は、ブロック連絡会議副幹事が代行する。

ウ ブロック内の大都市の下水道担当課長

エ ブロック連絡会議で予め選出する都道府県の下水道担当課長及び市町村の下水道担当局部長

オ (公社) 日本下水道協会

カ 第3条第2項第7号から第12号に定める団体が指名する者

キ 下水道対策本部長が必要と認めた者

(3) 下水道対策特別本部員

国土交通省

2 ブロック内では対応が困難で広域的な支援（以下「広域支援」という。）が必要な場合、第9条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は次の各号に掲げる者を本部員に追加する。

(1) 被災した自治体を有するブロック（以下「被災したブロック」という。）以外のブロック連絡会議幹事の下水道担当課長

(2) 大都市窓口

(3) 災害時支援活動の経験を有する都市（以下「アドバイザー都市」という。）の下水道担当課長

3 下水道対策本部長は、被災状況等を踏まえ、被災したブロック以外の広域支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、第9条に基づく総合調整の上、下水道対策本部内に支援調整隊を設置することができる。

なお、その隊長は、下水道対策本部に参集した国土交通省の職員が担うものとし、その隊員は、隊長が指名するものとする。

4 下水道対策本部の事務を処理するため、本部内に事務局を置く。下水道対策本部の事務局員は、本部構成員の属する組織及び団体の職員で構成する。

なお、本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができるものとする。

5 下水道対策本部の構成員は、原則として、構成員の属する組織・団体の身分及び費用による支援活動とする。

(下水道対策本部の業務)

第8条 下水道対策本部の業務は、次の各号に掲げるものとし、第9条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は本部員に対し、業務の分担を要請することができる。

なお、下水道対策本部の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。

- (1) 下水道対策本部の設置に関すること。
- (2) 被災状況及び支援要請の取りまとめに関すること。
- (3) 支援計画の立案に関すること。
- (4) 大都市ルールとの調整に関すること。
- (5) 被災したブロック内の自治体への支援調整に関すること。
- (6) 被災状況、交通状況その他支援に必要な情報の支援する自治体への提供に関すること。
- (7) 応援隊の拠点となる前線基地の調整及び確保等並びに第12条第3項に規定する現地応援総括者の指名に関すること。
- (8) 災害復旧の調査等に必要な資機材の調達や委託等に係る外注費用の積算等に係る支援・調整に関すること。
- (9) 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導及び協力に関すること。
- (10) 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援に関すること。
- (11) 被災状況の各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口への情報提供に関すること。
- (12) 下水道対策本部の解散に関すること。
- (13) その他支援の実施に必要な事項。

2 被災したブロック以外の広域支援が必要な場合、次の各号に掲げる業務を追加するものとする。

- (1) 本部員の参加要請に関すること。
- (2) 被災したブロック以外のブロックへの支援調整に関すること。
- (3) 大都市への支援調整に関すること。
- (4) その他広域的な支援の実施に必要な事項。

（国土交通省の役割）

第9条 国土交通省は、下水道対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

（支援体制の確立）

第10条 下水道対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、都道府県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。

2 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに都道府県を通じて下水道対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告するものとする。

3 下水道対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、第9条に基づく総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、都道府県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡するものとする。

なお、支援計画の立案にあたっては、関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請を行うものとする。

また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

4 広域支援を実施する場合、下水道対策本部は、第9条に基づく総合調整の上、被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事及び大都市窓口を經由して前各項の規定に基づき支援体制を確立するものとする。

（応援活動）

第11条 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法第67条、第68条または第74条等に基づく合意をした上で、必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整・調達等を行い、被災した自治体に応援を行うものとする。

2 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡をとりながら、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、（公社）日本下水道協会発行の「下水道の地震対策マニュアル」を参考にする。

（前線基地）

第12条 下水道対策本部は、被災した自治体と調整の上、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

2 応援隊の前線基地は、被災した自治体地内の終末処理場等に設置することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、その周辺の市町村地内に設置する。

- 3 応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の応援隊が入る場合は、下水道対策本部が現地応援総括者を指名する。
- 4 現地応援総括者は、下水道対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な応援活動が行われるよう応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び応援する自治体との連絡調整についても配慮するものとする。

第4章 その他

（被災した自治体の役割）

第13条 被災した自治体は、下水道対策本部に対して、被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。また、現地への誘導等を可能な限り行うものとする。

（費用負担の考え方）

第14条 応援活動に要する経費は、原則として、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた自治体が負担する。

（全国ルールの改定）

第15条 全国ルールの改定は、（公社）日本下水道協会に常設してある「災害時支援に関する検討委員会」で行い、改定した場合は、全国代表者連絡会議に報告するものとする。

（その他）

第16条 下水道対策本部の解散後も被災した自治体において応援活動が継続する場合、被災した自治体は、応援活動状況等を（公社）日本下水道協会に報告するものとする。

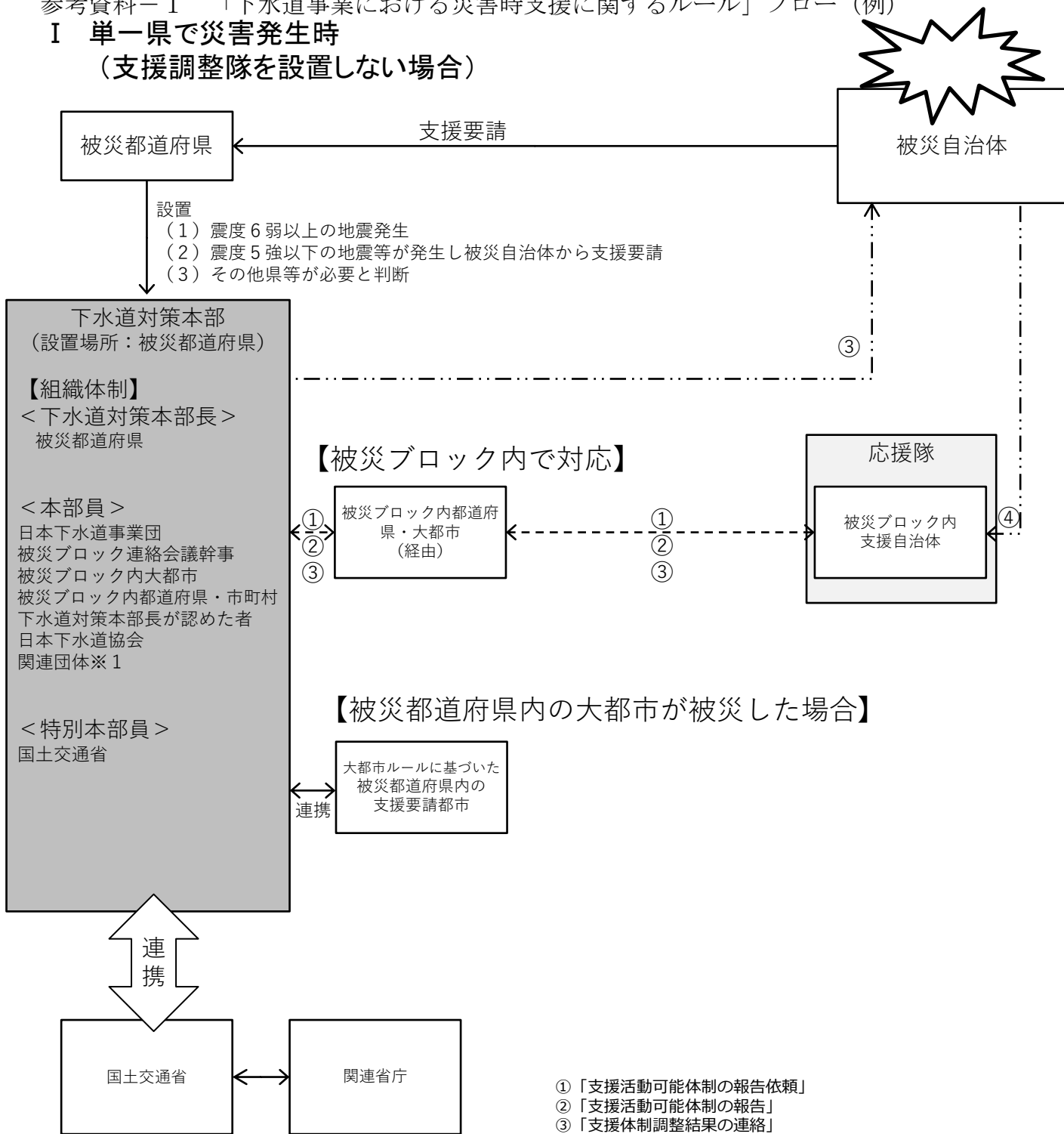
- 2 下水道対策本部は、被災した自治体が地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣を必要とする場合は派遣の調整業務をできるものとする。また、下水道対策本部解散後においては、（公社）日本下水道協会がその業務を引き継ぐものとする。
- 3 下水道対策本部が設置されない場合でも、被災した地区を所轄する都道府県は被災状況に関する情報等を（公社）日本下水道協会に連絡するものとする。（公社）日本下水道協会は各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口等に周知し、各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口等は、必要に応じて、その構成員に周知するものとする。

平成 8 年 1 月制定
平成 19 年 6 月改定
平成 24 年 6 月改定
平成 28 年 12 月改定
令和 2 年 12 月改定
令和 5 年 3 月改定

参考資料

- 参考資料－ 1 「下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー（例）
- 参考資料－ 2 「災害対策基本法・地方自治法関連条文」
- 参考資料－ 3 「災害対策基本法施行令」
- 参考資料－ 4 「災害対策基本法施行規則」
- 参考資料－ 5 「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」
- 参考資料－ 6 応援と派遣との法的関連図
- 参考資料－ 7 「大規模水害時における下水道機能の確保に向けた都道府県による支援の手引き」

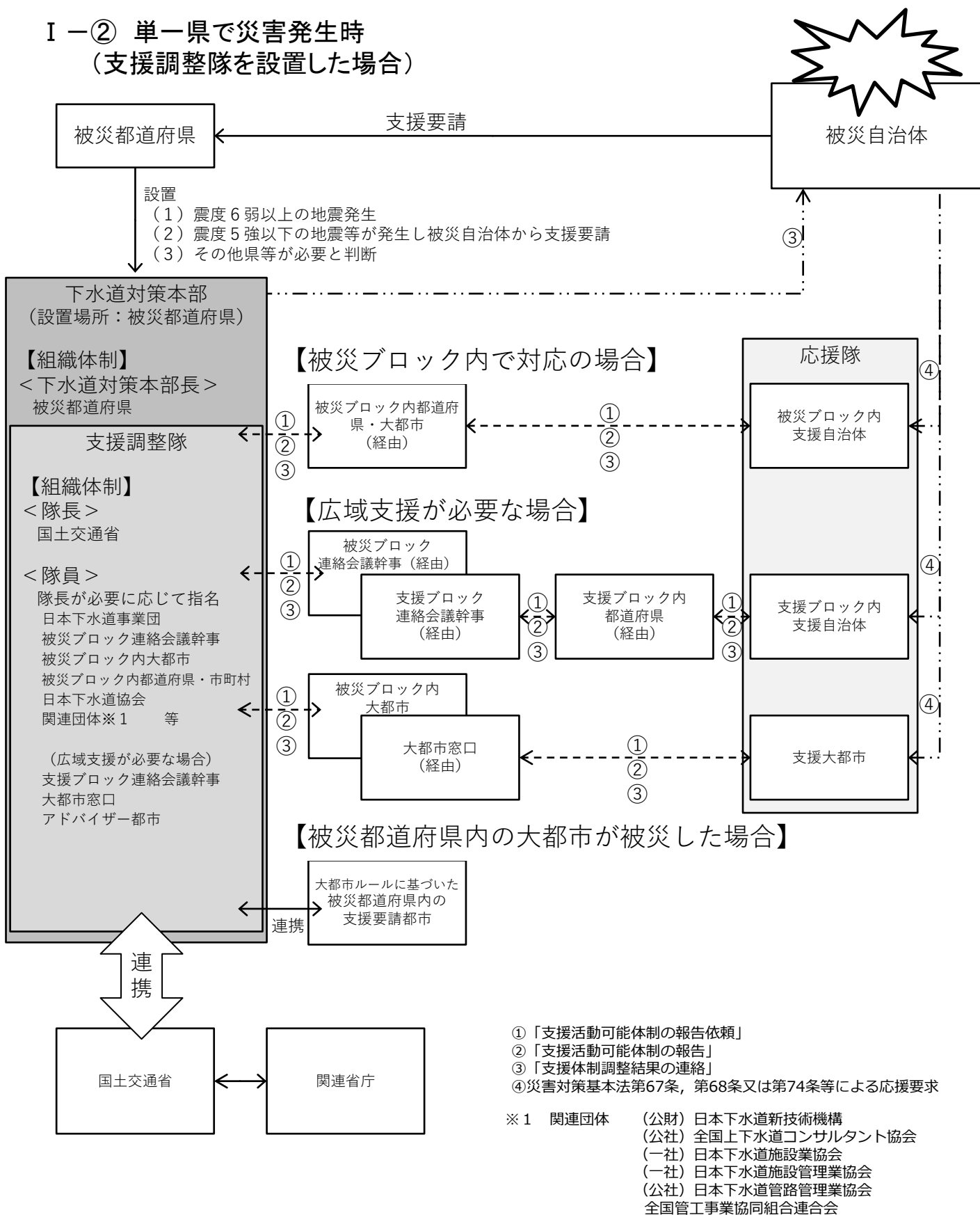
I 単一県で災害発生時 （支援調整隊を設置しない場合）



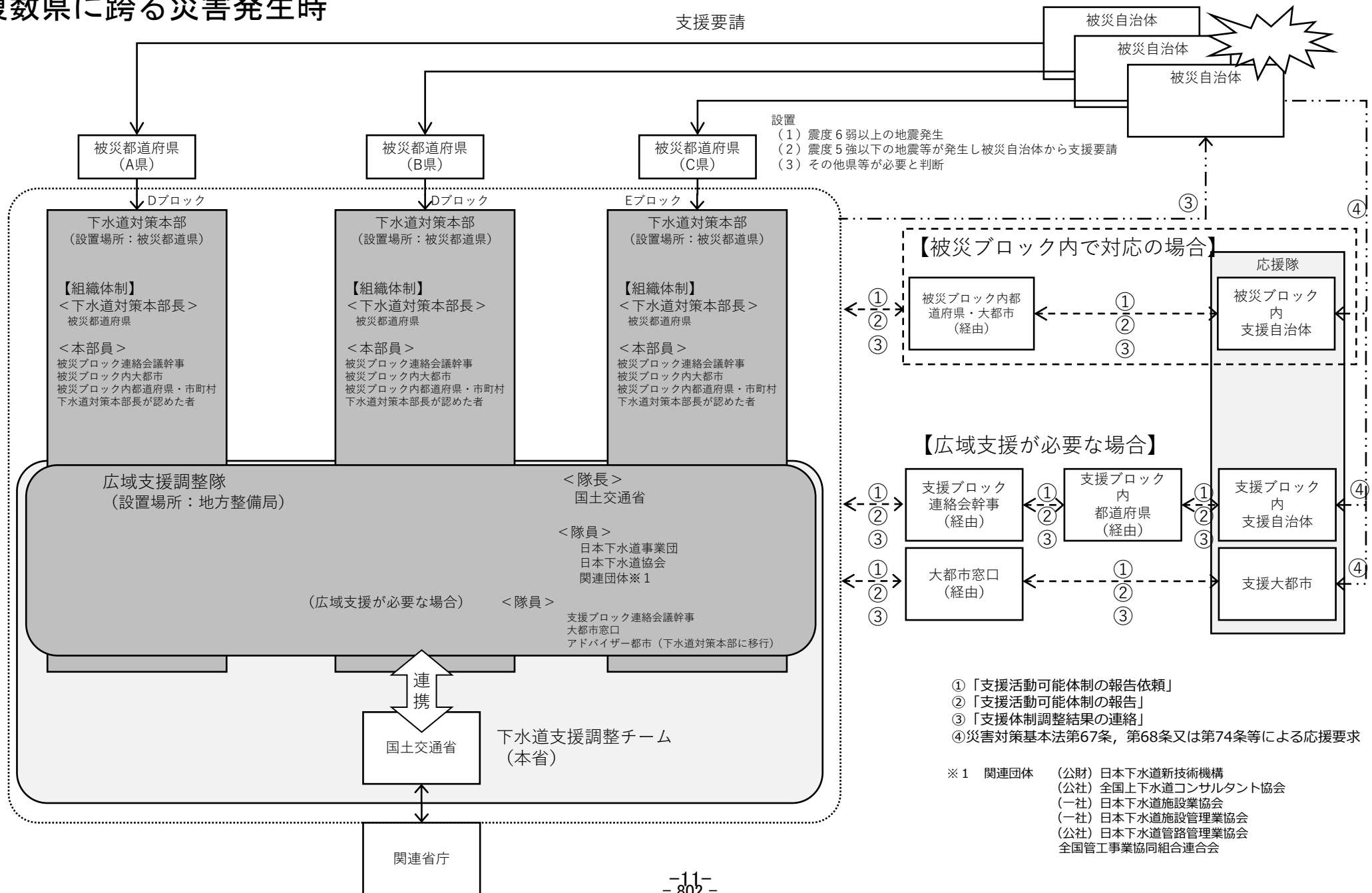
- ① 「支援活動可能体制の報告依頼」
- ② 「支援活動可能体制の報告」
- ③ 「支援体制調整結果の連絡」
- ④ 災害対策基本法第67条、第68条又は第74条等による応援要求

※ 1 関連団体 (公財) 日本下水道新技術機構
 (公社) 全国上下水道コンサルタント協会
 (一社) 日本下水道施設業協会
 (一社) 日本下水道施設管理業協会
 (公社) 日本下水道管路管理業協会
 全国管工事業協同組合連合会

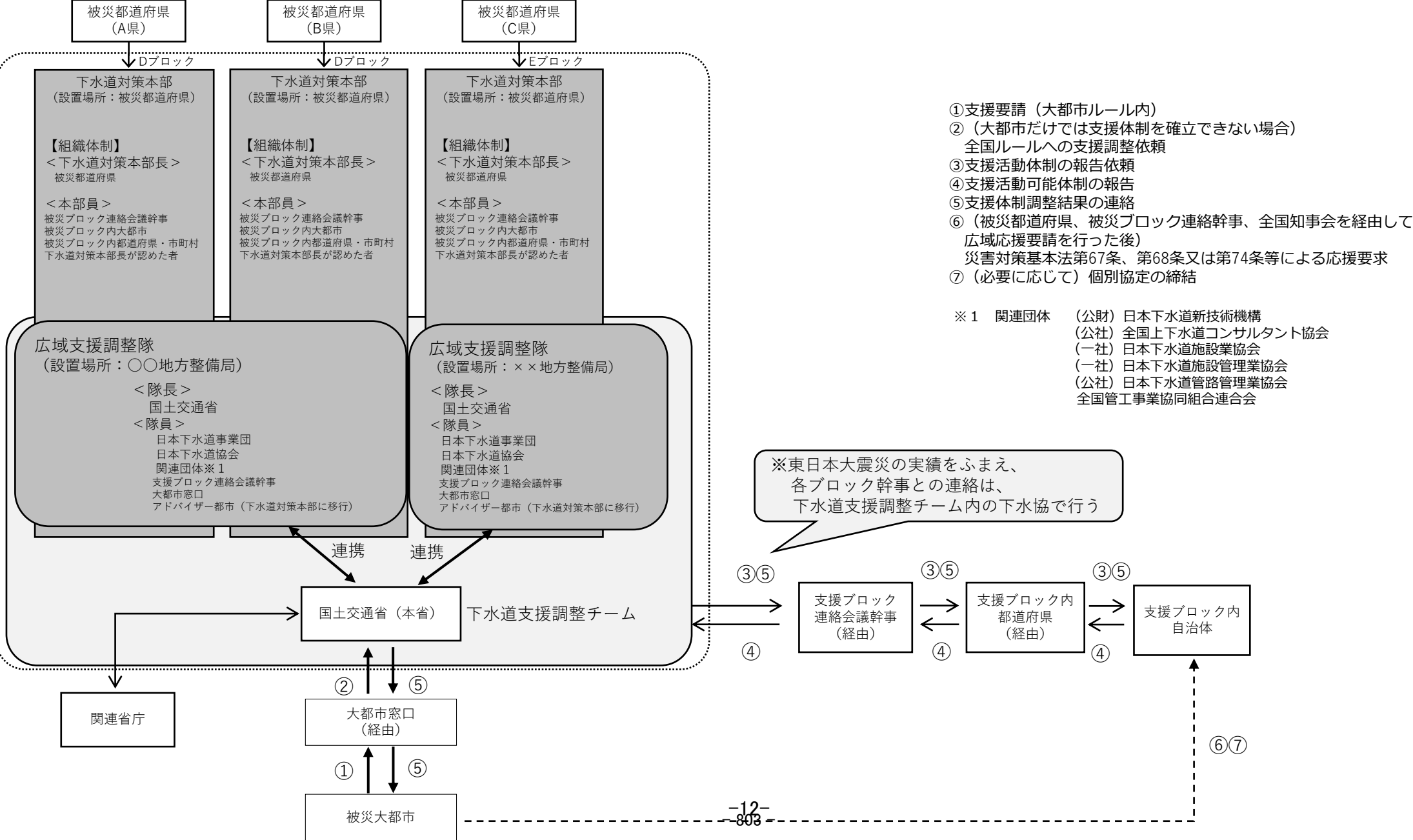
I-② 単一県で災害発生時 (支援調整隊を設置した場合)



Ⅱ 複数県に跨る災害発生時



Ⅱ－② 複数県に跨る災害発生時（大都市から支援要請があった場合）



1. 災害対策基本法関連条文

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

- 2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。
- 3 指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。
- 4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

（都道府県の責務）

第四条 都道府県は、基本理念にのつとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

- 2 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（市町村の責務）

第五条 市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。
- 3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(地方公共団体相互の協力)

第五条の二 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

(職員の派遣の要請)

第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

- 2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
- 3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

(職員の派遣のあつせん)

第三十条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

- 2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第二百二十四条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。
- 3 前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

(職員の派遣義務)

第三十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等並びに指定公共機関及び特定地方公共機関は、前二条の規定による要請又はあつせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることが

できる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

- 2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(都道府県知事の指示等)

第七十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。

- 2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く。以下この項において同じ。）が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。
- 3 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求)

第七十四条 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

- 2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする。

(指定行政機関の長等に対する応援の要求)

第七十四条の四 第七十条第三項に規定するもののほか、都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(指定行政機関の長等又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担)

第九十二条 第六十七条第一項、第六十八条、第七十四条第一項又は第七十四条の三の規定により指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は他の地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該地方公共団体は、国又は当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用の一時繰替え支弁を求めることができる。

(市町村が実施する応急措置に要する経費の都道府県の負担)

第九十三条 第七十二条第一項の規定による都道府県知事の指示に基づいて市町村長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、当該指示又は応援を受けた市町村長の統轄する市町村に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、次条の規定により国がその一部を負担する費用を除き、政令で定めるところにより、当該都道府県知事の統轄する都道府県がその全部又は一部を負担する。

- 2 前項の場合においては、都道府県は、当該市町村に対し、前項の費用を一時繰替え支弁させることができる。

(災害応急対策に要する費用に対する国の負担又は補助)

第九十五条 前条に定めるもののほか、第二十八条第二項の規定による非常災害対策本部長の指示又は第二十八条の六第二項の規定による緊急災害対策本部長の指示に基づいて、地方公共団体の長が実施した応急措置のために要した費用のうち、当該地方公共団体に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国は、その全部又は一部を補助することができる。

2. 地方自治法関連条文

(職員の派遣)

第二百五十二条の十七 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

- 2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるものとし、その給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。ただし、当該派遣が長期間にわたることその他の特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体及びその求めに応じて当該職員の派遣をしようとする普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員の協議により、当

該派遣の趣旨に照らして必要な範囲内において、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することとすることができる。

- 3 普通地方公共団体の委員会又は委員が、第一項の規定により職員の派遣を求め、若しくはその求めに応じて職員を派遣しようとするとき、又は前項ただし書の規定により退職手当の負担について協議しようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。
- 4 第二項に規定するもののほか、第一項の規定に基づき派遣された職員の身分取扱いに関しては、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の職員に関する法令の規定の適用があるものとする。ただし、当該法令の趣旨に反しない範囲内で政令で特別の定めをすることができる。

参考資料－ 3 「災害対策基本法施行令」

（災害時における交通の規制の手続等）

第三十二条 公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域等及び期間（期間を定めなるときは、禁止又は制限の始期とする。以下この条において同じ。）を記載した内閣府令で定める様式の標示を内閣府令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。

- 2 公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該道路の管理者に通知するいとまがなかったときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。
- 3 公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限したときは、速やかに、関係公安委員会に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知しなければならない。

第三十三条 都道府県知事又は公安委員会は、前条第二号に掲げる車両については、当該車両の使用者の申出により、当該車両が同号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。

- 2 前項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。
- 3 前項の標章を掲示するときは、当該車両の前面の見やすい箇所にこれをするものとし、同項の証明書を当該車両に備え付けるものとする。
- 4 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第九条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第十二条第

一項の規定による確認は第一項の規定による確認と、同条第二項の規定により交付された標章及び証明書は第二項の規定により交付された標章及び証明書とみなす。

（政令で定める費用）

第三十九条 法第九十三条第一項の政令で定める費用は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 市町村長が当該市町村の区域内で実施した応急措置又は他の市町村の区域内で実施した応援のうち、主として当該市町村以外の市町村又は当該他の市町村以外の市町村（当該市町村を除く。）の利害に関係がある応急措置又は応援のために通常要する費用で、当該市町村又は当該他の市町村に負担させることが不適当と認められるもの
- 二 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する政令で指定された激甚災害（以下「激甚災害」という。）のため全部又は大部分の事務を行なうことができなくなつた法第七十三条第一項の市町村の市町村長が実施した応急措置又は当該市町村に対して他の市町村の市町村長が実施した応援のために通常要する費用で、当該市町村に負担させることが困難と認められるもの

（都道府県の負担）

第四十条 法第七十二条第一項の規定により指示した都道府県知事の統轄する都道府県は、前条第一号に掲げる費用のうち、市町村長が当該市町村の区域内で実施した応急措置のために要する費用についてはその三分の二を、市町村長が他の市町村の区域内で実施した応援のために要した費用及び前条第二号に掲げる費用についてはその全部をそれぞれ負担するものとする。

（政令で定める費用）

第四十一条 法第九十五条の政令で定める費用は、次の各号に掲げる費用で、国が別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内においてその一部を負担し、又は補助することとしているものの除外のものとする。

- 一 地方公共団体の長が実施した応急措置のうち、主として当該地方公共団体の長の統轄する地方公共団体以外の地方公共団体の利害に関係がある応急措置のために通常要する費用で、当該地方公共団体に負担させることが不適当と認められるもの
- 二 激甚災害のため全部又は大部分の事務を行なうことができなくなつた法第七十三条第一項の市町村の市町村長が実施した応急措置のため通常要する費用で、当該市町村に負担させることが困難と認められるもの

（国の補助）

第四十二条 国は、前条各号に掲げる費用については、非常災害対策本部長の指示に係る応急措置の内容その他の事情を勘案し、予算の範囲内において、その全部又は一部を補助することができる。

参考資料－ 4 「災害対策基本法施行規則」

（緊急通行車両についての確認に係る標章の様式等）

第六条 令第三十三条第二項の標章の様式は、別記様式第三のとおりとする。

2 令第三十三条第二項の証明書の様式は、別記様式第四のとおりとする。

下水道災害時における
大都市間の連絡・連携体制に関するルール

令和５年３月

災害時支援大都市連絡会議

下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生した際、相互に救援協力するための「21大都市災害時相互応援に関する協定（平成24年10月1日付）」（以下「大都市協定」という。）を締結している。大都市下水道に関する災害対策の重大性に鑑み、大都市は、大都市協定に基づく下水道事業の支援を行うにあたり、友愛的精神により相互に救援協力するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互支援の基礎とするため、このルールを定める。

（ルールの適用）

第1条 本ルールは、震度6弱以上の地震時に適用する。

2 震度5強以下の地震時またはその他災害が発生し、被災した大都市（以下「被災都市」という。）からルール適用の要請があった場合は、本ルールを適用する。

なお、震度5弱以上の地震が発生した都市は、発災後すみやかに第4条に定める情報連絡総括都市に被災状況及びルール適用の有無等を連絡するものとする。

3 「下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「全国ルール」という。）」

第7条第2項に基づき情報連絡総括都市に下水道対策本部員への参加要請があった場合は、全国ルールと調整を図りながら広域的な支援を行う。

（支援要請）

第2条 支援を要請しようとする大都市（以下「支援要請都市」という。）は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、第3条に定める情報連絡総括都市を通じて、役務の提供、緊急用資機材の調達その他必要な支援を要請するものとする。

2 要請を受けた大都市は、極力これに応じ支援に努めるものとする（以下、支援に応じた大都市を「支援都市」という。）。

（発災時の情報連絡体制）

第3条 大都市において災害が発生したときは、情報の一元化及び被災都市の事務軽減を図るため、被災都市に応じ、表-1のとおり情報連絡総括都市を置く。

2 情報連絡総括都市は、情報連絡の窓口となり、被災都市との連絡や国土交通省との情報交換を行い、その結果を他の大都市へ情報連絡する。

3 情報連絡総括都市は、発災後できるだけ早期に被災都市へ先遣隊を派遣し、被災状況を把握するものとする。なお、この派遣に被災都市からの要請は必要としない。

ただし、被災都市と連絡がとれる場合は、被災都市に先遣隊の受入について予め確認する等、調整を行うものとする。

- 4 先遣隊は原則として情報連絡総括都市から派遣するものとする。

ただし、情報連絡総括都市が早期に被災都市へ到着することが困難な場合や複数の都市へ先遣隊の派遣が必要な場合などには、情報連絡総括都市が他の都市を先遣隊に指名できるものとする。

- 5 情報連絡総括都市は、被災都市からの支援要請に備え、被害の程度により他の大都市へ支援及び支援隊集積基地設営の準備を依頼する。
- 6 情報連絡総括都市は、支援可能人員、提供可能緊急資機材の数量等を把握し被災都市へ情報連絡する。
- 7 このルールに基づく大都市間の情報連絡体制及び窓口は、表－２のとおりとする。
- 8 各大都市は、災害時を想定し、それぞれの支援体制や情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（支援要請後の情報連絡体制）

第４条 情報連絡総括都市は、支援要請都市と支援内容、時期等について十分協議を行う。なお、この協議は支援要請前から行うことを妨げない。

- 2 情報連絡総括都市は、支援要請都市からの支援人員等に関する要請内容に基づいて人員、資機材等の割り振りを行い、各大都市へその内容を連絡する。

（現地指揮連絡体制）

第５条 災害時の現地支援における情報の混乱を防ぎ、支援活動の統一を図るため、現地支援総括都市を設ける。

- 2 現地支援総括都市は、支援都市の中から情報連絡総括都市が定める。
- 3 現地支援総括都市は、支援要請都市の方針のもと、支援活動が円滑に進むよう支援隊を指揮する。なお、この場合における現地指揮連絡体制は、表－３のとおりとする。
- 4 支援要請都市は、連絡要員を支援隊集積基地に常駐させることなどにより、支援都市との意思の疎通を図るものとする。
- 5 支援開始後の情報連絡体制は、表－４のとおりとする。

（支援隊の受入れ体制）

第６条 支援隊受入れ場所として、支援隊集積基地を設ける。

- 2 支援隊集積基地は支援要請都市に設けるものとし、これにより難しい場合は、支援要請都市の周辺自治体に設けるものとする。
- 3 支援要請都市は、次の各号に掲げる内容について情報連絡総括都市に連絡するも

のとする。

(1) 支援要請都市内に支援隊集積基地を設けることが可能な場合は、その位置、規模、施設内容等

(2) 前号により難しい場合は、周辺自治体が提供可能な支援隊集積基地の位置、規模、施設内容等

4 支援隊集積基地の設置場所は、情報連絡総括都市が、支援要請都市と連絡をとり、支援内容等を勘案した上で決定する。

5 情報連絡総括都市は、支援隊集積基地を提供する都市と基地の設営に当たって提供可能な役務等について事前に打合せを行い、その結果を各支援都市に連絡する。

6 各大都市は、支援隊集積基地として提供可能な施設をあらかじめリストアップし、その規模、施設内容、提供可能な機器等を把握し、情報連絡総括都市に報告するものとする。

(支援隊集積基地の運営)

第7条 支援隊集積基地の運営は、支援隊集積基地を提供する大都市が行うものとする。

ただし、大都市以外の周辺自治体に支援隊集積基地を設けた場合は、原則として支援要請都市が行う。

2 現地支援総括都市は、各支援都市の支援隊のまとめ役として、支援隊集積基地の運営を補佐する。

(緊急資機材情報の把握)

第8条 各大都市は、情報連絡総括都市からの資機材の提供に関する調査依頼により、提供可能な数量等を報告する。

2 情報連絡総括都市は、支援都市及び被災都市へのテレビカメラ車等の特定資機材の優先的な提供を、業界団体に対し要請するものとする。

ただし、被災都市が直接業界団体に要請した場合は、被災都市はその旨を情報連絡総括都市へ通知する。

3 各大都市は、緊急時に提供可能な資機材をリストアップし、整備・保管に努めなければならない。

4 東京都及び大阪市は、テレビカメラ車等の特定資機材に関する全国的な情報の把握を行う。

(民間団体等との協力)

第9条 各大都市は、民間団体等と支援協力に関する協定を速やかに締結するよう努める。

2 支援用緊急資機材を所有していない大都市は、民間団体等と資機材の提供に関する協定を締結するよう努める。

（下水道台帳の共有）

第 10 条 各大都市は、円滑な支援を目的とし、下水道台帳等必要な資料の共有に努める。下水道台帳の他、共有する資料は連絡会議において協議し、定めるものとする。

（平常時の連絡会議及び訓練）

第 11 条 毎年一回以上連絡会議を開催するとともに、被災都市を想定した情報連絡訓練を実施するものとする。

なお、連絡会議のメンバーは、国土交通省、（公社）日本下水道協会の関係者及び各大都市の担当課長とする。

（協 議）

第 12 条 このルールに定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、連絡会議において協議し、定めるものとする。

（その他）

第 13 条 本ルールに定める大都市に新たな都市が追加となる場合には、本ルール改正までの間、その都市を含めたものとして条文を読み替えることができる。

附 則

1 このルールは、令和 5 年 3 月 2 日から効力を生ずる。

平成 8 年 5 月 1 6 日制定
平成 9 年 1 0 月 3 0 日改正
平成 1 6 年 1 月 2 7 日改正
平成 2 0 年 2 月 2 0 日改正
平成 2 1 年 1 0 月 7 日改正
平成 2 2 年 9 月 3 0 日改正
平成 2 4 年 1 0 月 1 日改正
平成 2 5 年 1 2 月 1 2 日改正
平成 2 7 年 5 月 2 1 日改正
平成 2 7 年 1 2 月 2 1 日改正
平成 2 9 年 1 月 1 8 日改正

平成 3 1 年	1 月 1 1 日改正
令和 2 年	1 月 1 6 日改正
令和 3 年	2 月 1 8 日改正
令和 4 年	2 月 2 4 日改正
令和 5 年	3 月 2 日改正

〔表－１〕 災害時における連絡・連携体制について（第３条関係）

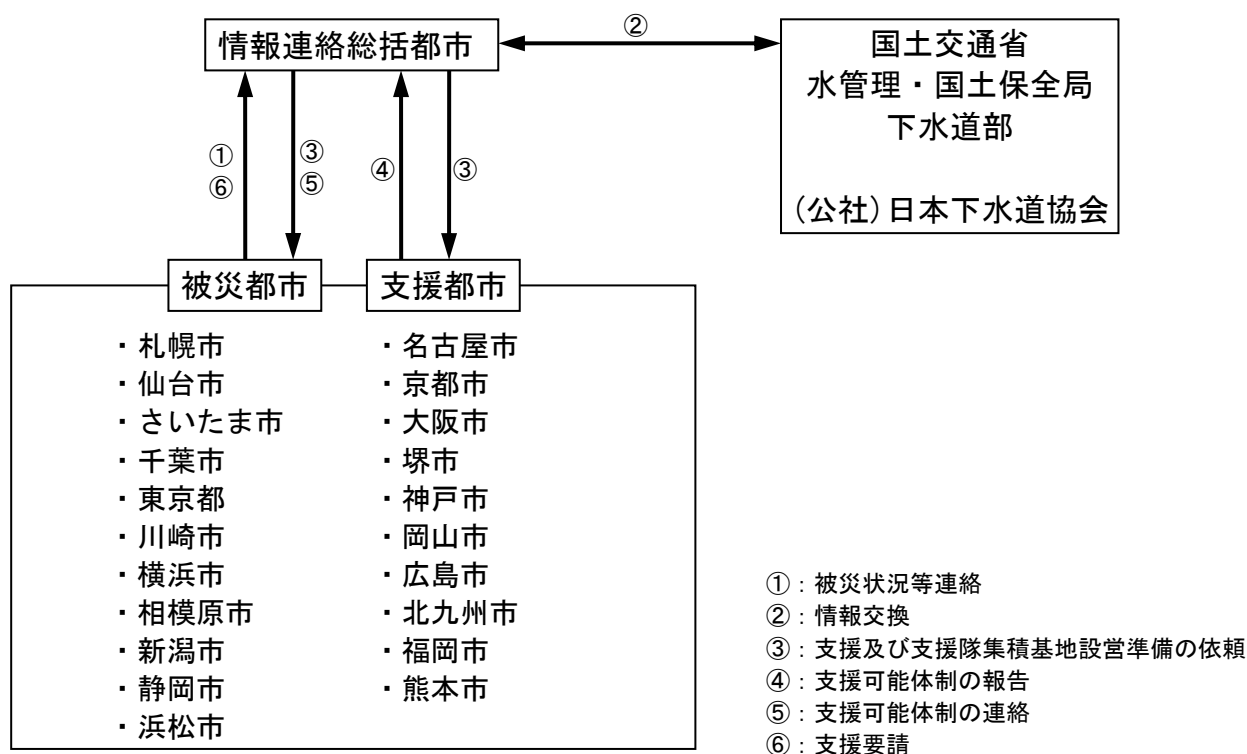
災害時における連絡・連携体制は、被災都市により支援隊集積基地、情報連絡総括都市及び現地支援総括都市を下表のとおり定める。ただし、広域災害等これによりがたい場合は、被災状況に応じて判断する。

ブロック割	被災都市	情報連絡総括都市※	支援隊集積基地	現地支援総括都市
北海道・東北	札幌市	東京都	支援隊集積基地は支援要請都市に設けるものとし、これによりがたい場合は、支援要請都市の周辺自治体に設ける。	支援都市の中から情報連絡総括都市が定める。
	仙台市			
関東	さいたま市	大阪市		
	千葉市			
	東京都			
	川崎市			
	横浜市			
	相模原市			
中部	新潟市	東京都		
	静岡市			
	浜松市			
	名古屋市			
近畿	京都市			
	大阪市			
	堺市			
	神戸市			
中国・四国	岡山市	大阪市		
	広島市			
九州	北九州市			
	福岡市			
	熊本市			

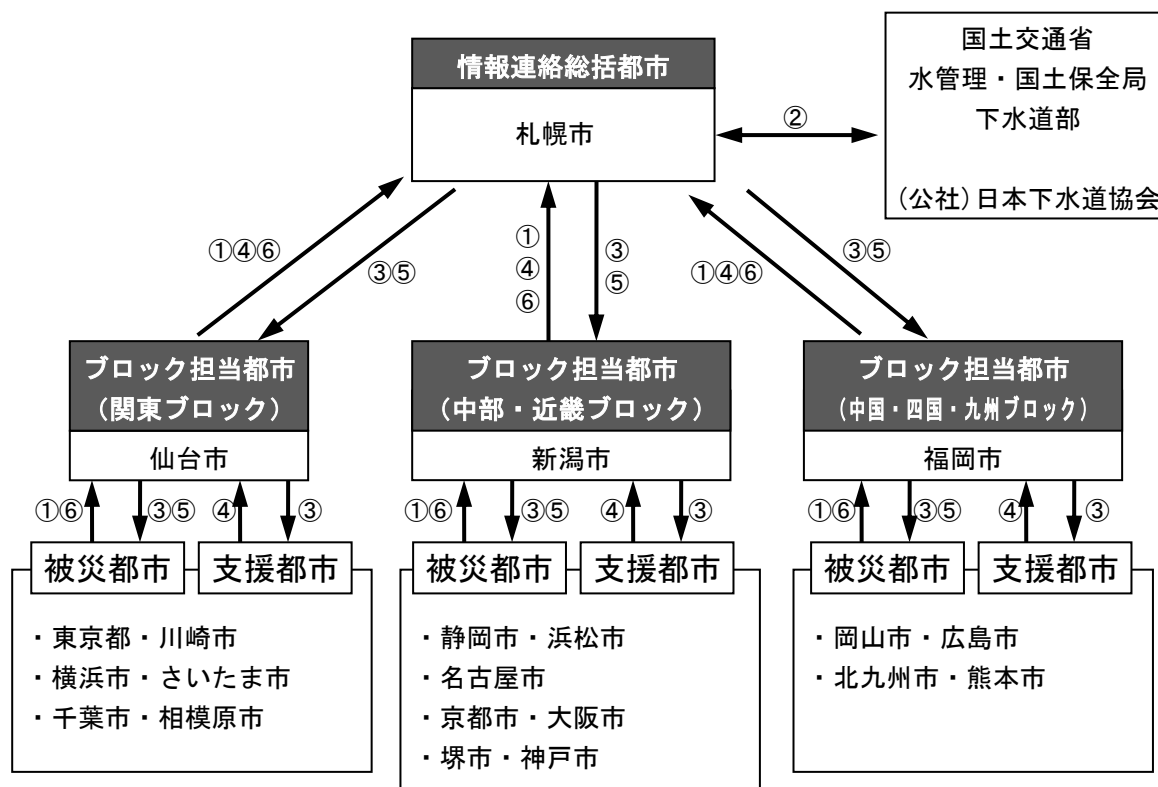
※東京都及び大阪市が共に被災し、情報連絡総括都市の役割を担うことができない場合は、札幌市が情報連絡総括都市となるものとする。この場合において、札幌市は、連絡が取れない場合を除き、事前に両都市と協議を行うものとする。

〔表－２〕 緊急時の情報連絡体制（第３条関係）

（１）東京都及び大阪市が情報連絡総括都市の場合

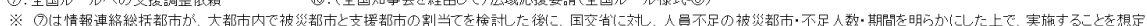


（２）札幌市が情報連絡総括都市の場合

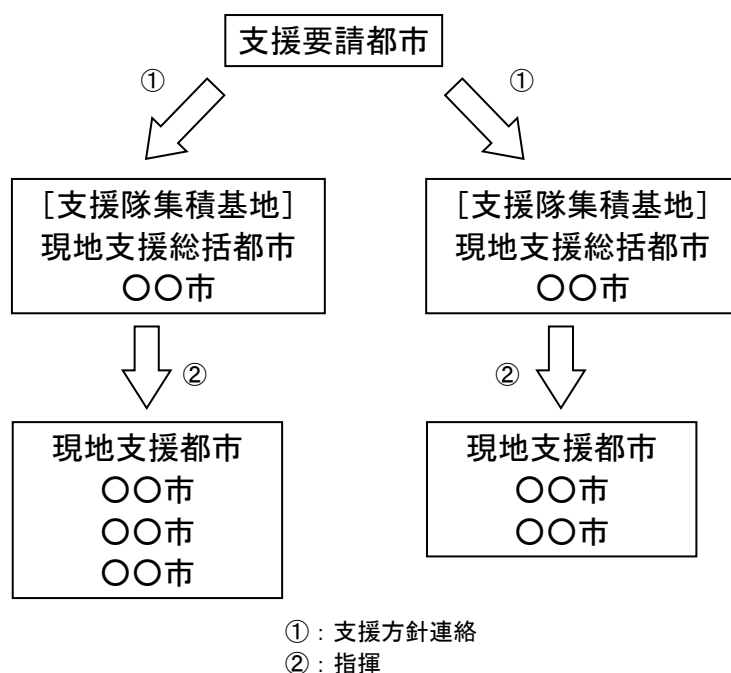


※札幌市が情報連絡総括都市の場合、情報連絡はブロック担当都市を介して行うものとする。また、情報連絡体制はこれを基本とするが、各都市被災状況等これによりがたい場合は状況に応じ判断する。

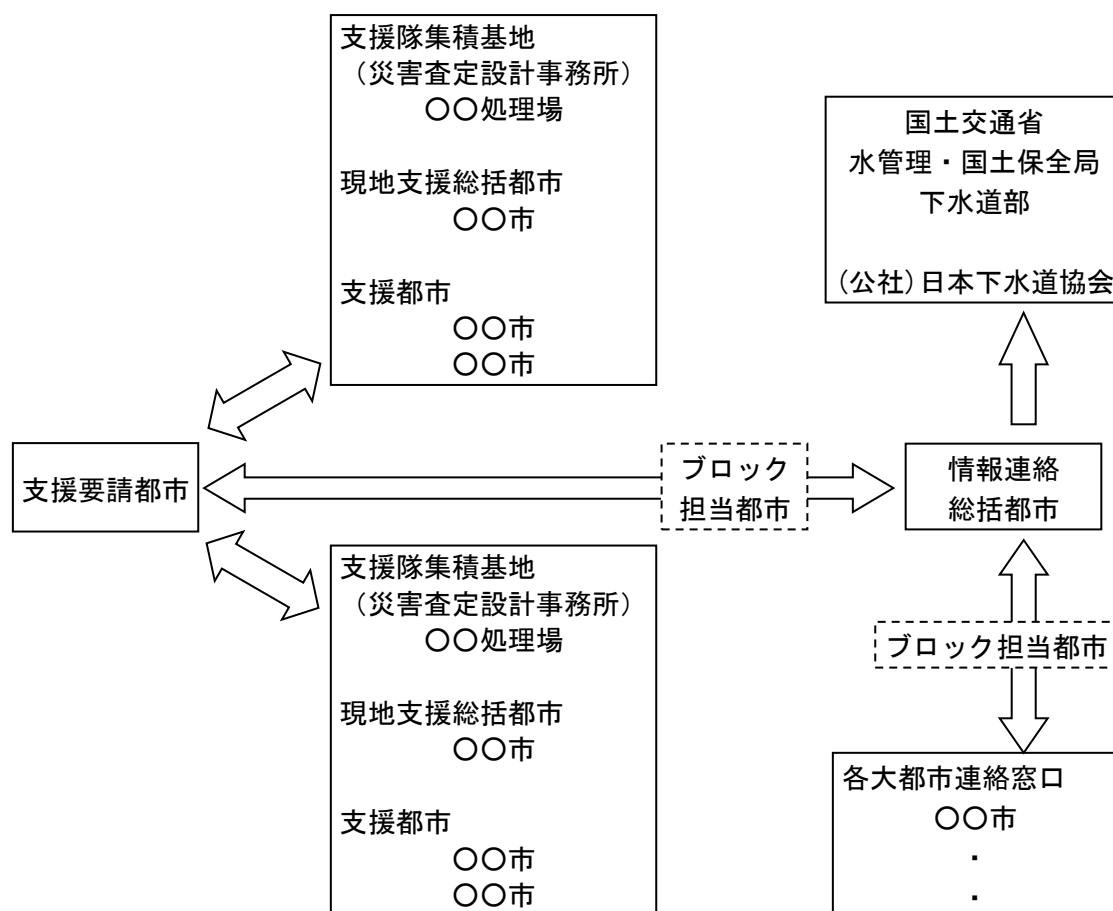
《南海トラフ地震等の場合》



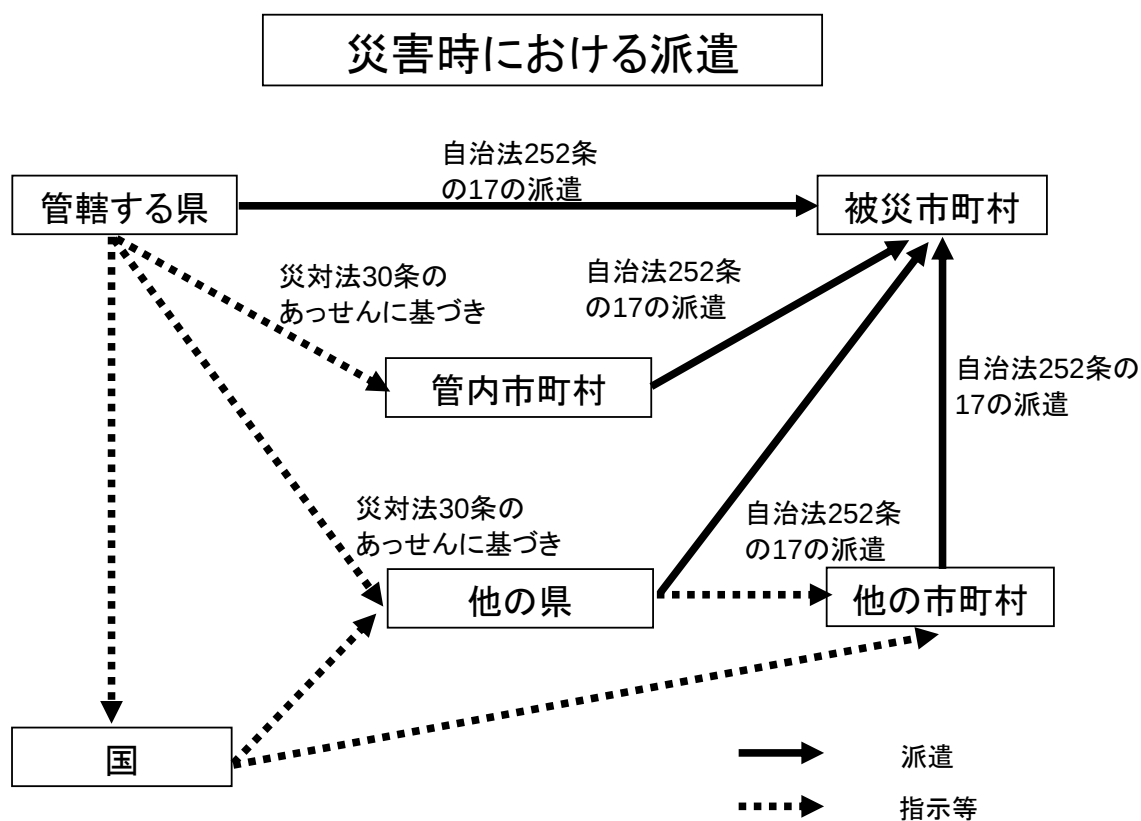
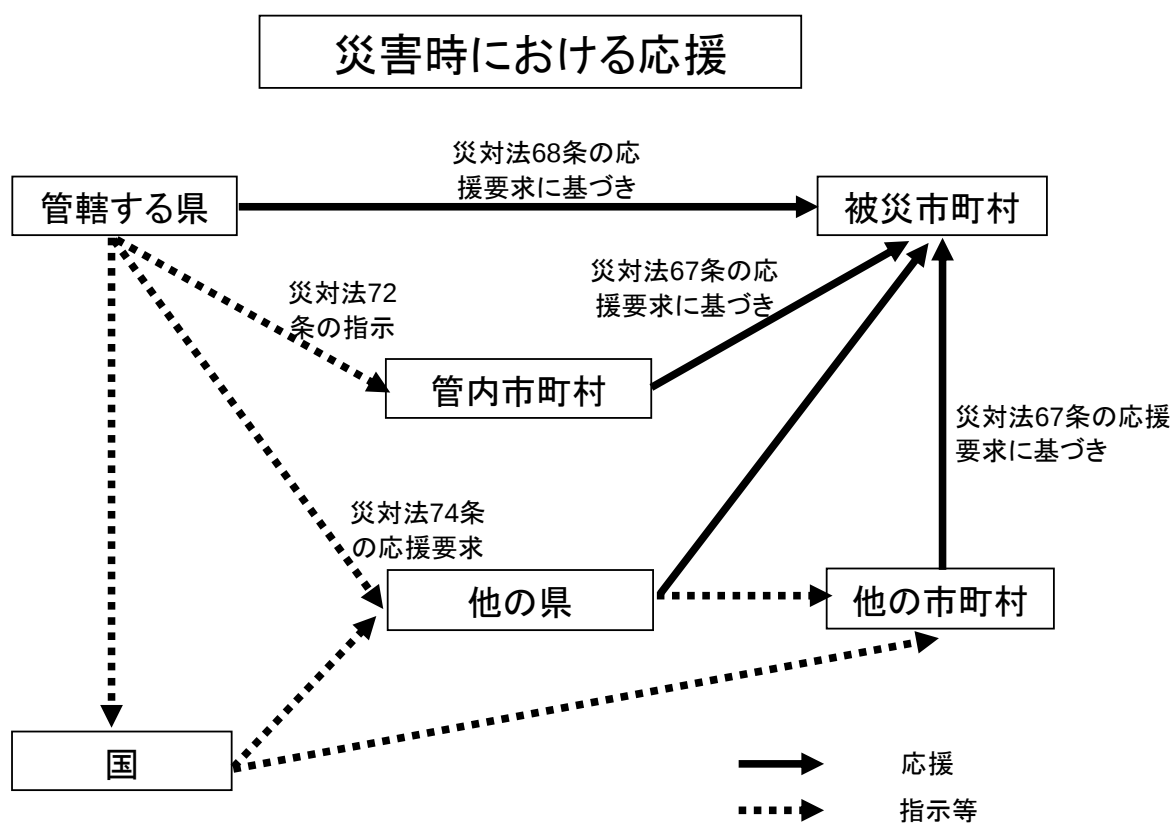
[表－３] 現地指揮連絡体制（第５条関係）



[表－４] 支援開始後の情報連絡体制（第５条関係）



札幌市が情報連絡総括都市の場合、情報連絡はブロック担当都市を介して行う



大規模水害時における 下水道機能の確保に向けた 都道府県による支援の手引き

令和 5 年 3 月

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

公益社団法人 日本下水道協会

目次

第1章	総則.....	1
§1	目的.....	1
§2	手引きの位置づけ.....	1
第2章	事前対策.....	2
§3	都道府県内の備蓄・資機材リストの収集・把握.....	2
§4	都道府県内の支援者リストの収集・把握.....	5
§5	協定について.....	6
§6	訓練の実施.....	9
§7	研修の実施.....	10
第3章	発災後の対応.....	11
§8	先遣隊の派遣.....	11
§9	緊急対応、応急仮復旧の支援.....	13

第1章 総則

§ 1 目的

本手引きは、大規模水害の発生により下水道施設が被災した際、被災市町村単独では下水道機能の確保を行うことが困難な場合に、都道府県が主導して管内の被災市町村に対して支援を行うことを基本とし、支援を実施するにあたって考慮すべき事項を取りまとめることで、下水道機能の早期機能確保に資することを目的とする。

大規模水害で下水道施設が被災した場合、特に中小市町村では下水道職員が少ないことから、住民対応等の急増する災害対応業務に追われ、被災市町村単独では下水道施設の早期機能確保を行うことが困難な状況となることが想定される。そのため、被災市町村を支援するための都道府県の役割が重要となる。

都道府県は、被災時に資機材や人材を調達するため、被害の無かった管内市町村や、関係団体等と調整を行い、下水道機能の早期機能確保に必要な支援をどのように行うかを検討する必要がある。

本手引きは、都道府県が主導して管内の被災市町村に対して支援を行うことを基本として支援を実施するにあたって考慮すべき事項をとりまとめたものである。

なお、災害対策基本法（第四条 都道府県の責務）において、都道府県は「その区域内の市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う責務を有する」とある。

§ 2 手引きの位置づけ

本手引きは、都道府県の下水道事業関係者が利用するものとして、現状の下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「全国ルール」と呼ぶ。）の参考資料とする。

大規模水害発生時においては、§ 1 目的に記載のとおり、被災市町村単独での対応が困難な場合、都道府県が下水道施設の早期機能確保を行うために、被災市町村を積極的に支援する必要がある。

全国ルールは、都道府県を越える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的とし制定されているが、本手引きは全国ルールに基づき設置される下水道対策本部が、都道府県内の被災市町村に対して支援調整を行う際の、自らの役割や対応を補完する内容を取りまとめたものであり、全国ルールの参考資料に位置付けるものである。

なお、大規模水害時の災害対応は、被害状況に応じて柔軟に対応する必要があり、一義的な対応が困難である。本手引きでは、これまで都道府県が行ってきた災害時の対応について、事例を中心にまとめている。都道府県においては、本手引きを参考に、平時から災害の発生に備えた調整・準備を行い、被災した市町村の支援に役立てて貰いたい。

第2章 事前対策

§3 都道府県内の備蓄・資機材リストの収集・把握

都道府県は、早期復旧に向けた支援体制の構築や迅速な対応がとれるよう、管内市町村の備蓄・資機材リストを収集・把握する。

また、都道府県内の流域下水道や公社等の備蓄・資機材リストも収集・把握することが望ましい。

大規模水害発生時は、処理場・ポンプ場の浸水により、機械設備、電気設備が大きな被害を受け、揚水機能の消失や消毒機能の喪失といった事象に対応するために多くの緊急措置用仮設資機材（可搬式発電機、仮設ポンプ、固形塩素等）が必要となる。これらは、被災市町村単独の備蓄では対応しきれないことや、人的資源が不足し資機材手配を進めることが困難となることが想定される。

このことから、都道府県は、早期復旧に向けた支援体制の構築や迅速な対応がとれるよう、管内市町村や都道府県内の流域下水道や公社等の備蓄・資機材リストを収集・把握することが有効である。

また、被災直後～緊急措置までは現場が混乱し資機材運搬に時間を要することが想定され、運搬車両、運送業者についても、被災市町村単独で早期に調達することが困難となる可能性がある。そのため、運搬車両や運送業者等の要請先についても把握することが望ましい。

なお、令和5年度より、大規模災害時の地方公共団体の枠を超えた広域的な支援を目的とした「下水道広域的災害対応支援事業」が新たに創設される。災害対応型水処理施設（仮設水処理施設）や付帯する高揚程ポンプといった、下水道機能の確保に必要な資機材を予め配備するための必要経費が補助対象であり、都道府県や日本下水道事業団、他の地方公共団体への災害時支援に関する協定を締結している市町村を補助対象事業者として想定している。都道府県においては、都道府県内の備蓄・資機材リストの収集・把握をした中で、管内市町村で不足する資機材があれば、本事業を活用し、被災した市町村を支援することも可能である。

（1）管内市町村の備蓄・資機材リストの収集・把握

都道府県は、緊急措置～早期復旧の各段階における資機材の支援調整を円滑に遂行するため、平時に管内市町村の備蓄・資機材リストを収集し、提供可能な資機材について把握することが望ましい。

なお資機材リストにおける、仮設水中ポンプ等の機械設備については、設置・接続方法、流量、揚程や必要動力等の仕様も併せて事前に把握することが望ましい。また非常用発電設備や可搬式発電機の稼働に必要な燃料についても、油種、備蓄量、運転可能時間、石油販売業者等を事前に把握することが望ましい。

(2) 都道府県の流域下水道や公社等の備蓄・資機材リストの収集・把握

被災時に必要な仮設設備（可搬式発電機等の大型設備）は、被災していない流域下水道から提供される事例があった。そこで、都道府県は、管内の流域下水道や公社が保有している備蓄・資機材リストを把握することが望ましい。

また、下水道部局以外にも仮設ポンプ等の資機材を備蓄している可能性がある水道、農政、河川等の他部局も含めて、各部署間での役割分担の調整と情報共有を行うことが望ましい。

【令和2年7月豪雨：熊本県の事例】

熊本県は、事前に管内市町村の下水道 BCP を収集し、資機材保有状況を把握していた。発災後、人吉市からの依頼を受け、管内の流域下水道、熊本市等から可搬式発電機、水中ポンプ、固形塩素剤の仮設資機材の提供調整を円滑に行うことができた。

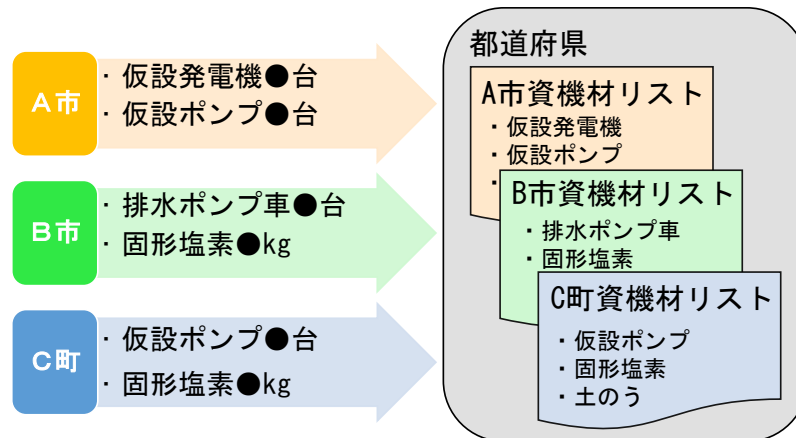
【資機材リストの例】

市町名	保管場所	区 分	名 称	規 格	数	単位
A市	●●センター	測量器具	スタッフ		1	台
A市	●●センター	記録・連絡器具	デジタルカメラ	500万画素、防水IPX8	2	台
A市	●●センター	照明・排水機材	可搬式ディーゼルエンジン発電機(極超低騒音型)	125kVA×3φ 220V/440V(60Hz) 2,660kg 軽油	1	台
A市	●●倉庫	照明・排水機材	水中ポンプ・ホース	100V 0.4Kw h=13m 100ℓ/分	1	組
A市	●●センター	管・マンホール使用機材	有害ガス検知器	〇〇産業製 〇〇-1000	1	台
A市	●●センター	車両関係	トラック	〇〇製2tダンプトラック(軽油、セミAT)	1	台
A市	■センター	管調査	積載型トラッククレーン	車両総重量4,945kg 最大積載量2,000kg	1	台
A市	■センター	管・マンホール使用機材	マンホールキー	タイプA	14	本
A市	●●倉庫	保安機材	カラーコーンバー		10	本
A市	●●倉庫	保安機材	土のう袋		100	枚

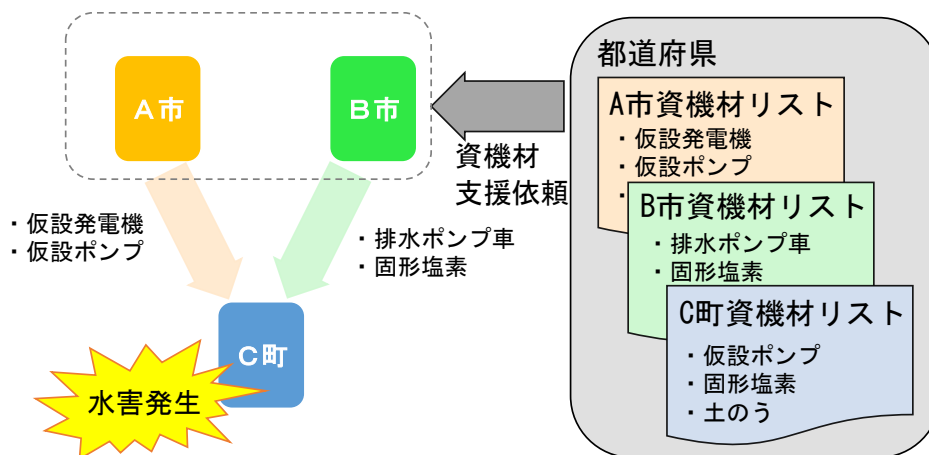
市町名	保管場所	区 分	名 称	規 格	数	単位
B市	●●センター	照明・排水機材	可搬式ディーゼルエンジン発電機(極超低騒音型)	60kVA×3φ 220V(60Hz) 1,400kg 軽油	1	台
B市	■センター	管・マンホール使用機材	空気圧縮機	0.75Kw 9.9kgf/cm ² 3Φ200V	1	台
B市	■倉庫	管・マンホール使用機材	マンホールキー	タイプC	1	本

【情報共有のイメージ】

【平時】



【災害時】



§ 4 都道府県内の支援者リストの収集・把握

都道府県は、早期復旧に向けた支援体制の構築及び円滑かつ迅速な対応がとれるよう、自らの都道府県内の支援者リストを収集・把握する。

(1) 都道府県の支援者リストの収集・整理

水害においては、管路施設や土木構造物の被害は比較的小さく、機械設備や電気設備の被害が多いことが想定される。被災市町村によっては専門職人材（機械、電気、水質等）が在籍せず、都道府県職員を派遣し、技術的な助言・指導が必要となる場合がある。

従って、事前に都道府県庁内の専門職人材を把握しておくことが有効である。また、他部局に在籍する下水道部署経験者も把握しておくことが望ましい。

【支援者リストの例】

No.	現所属	名前	電話番号	メールアドレス	職種・職務経験					災害対応経験	備考 (具体的な経験等)
					土木	機械	電機	水質	維持管理※		
1	河川課	A	■■	▲▲	○	-	-	-	○	○	●●地震時、●●流域処理場で災害対応。管きょ緊急調査の実施、管きょ1次調査の支援依頼・受援準備
2	道路管理課	B	■■	▲▲	-	-	-	○	-	○	●●水害時、被災した●●市に先遣隊として現地対応、被災市町村への人員・資機材の支援調整
3	地域振興局	C	■■	▲▲	-	○	-	-	○	○	●●水害時、出向中の●●協会にて、支援調整
4	●●協会 出向	D	■■	▲▲	-	-	○	-	-	-	

維持管理※：処理場の維持管理等経験者

§ 5 協定について

事前に市町村へ、民間企業や、日本下水道事業団、(公社) 日本下水道管路管理業協会、(一社) 日本下水道施設業協会、(一社) 日本下水道施設管理業協会等(以下「関連団体」と呼ぶ)との協定の締結を促し、その状況を把握する。また必要に応じて都道府県と関連団体も協定締結し、管内市町村の支援を円滑に行う。

水害時は、処理場・ポンプ場等の機械設備、電気設備が大きな被害を受けることが想定されるため、民間企業や関係団体との連携が重要である。

そのため、都道府県は、市町村に民間企業や関係団体との協定の締結を促し、その状況を把握する。その際、都道府県は協定締結に関し、市町村に対し、以下助言を行う。

- ・ 大規模な災害の際には、限られた民間企業への支援要請が集中し、市町村内他部局との競合によってリソースが不足する可能性がある。そのため、リソースの融通について市町村内他部局と平時から協議・調整する。
- ・ 協定先と定期的に協定内容を共有し、見直す。

関係団体の支援内容の一例を以下に示す。

- ・ 日本下水道事業団
 - 地震や集中豪雨等により下水道施設が被災し、地方公共団体より支援要請を受けた際には、下水道機能の確保に向けた災害実態調査、被災施設における運転手法や災害復旧方法に関する助言を実施するとともに、災害査定用設計書や資料などの作成、災害査定立会時の説明の補助等の災害支援を実施する。
- ・ (公社) 日本下水道管路管理業協会
 - 災害発生時には被災市町村からの要請を受け、下水道管路に関する被害調査や応急復旧、また汚水の吸引作業等を実施する。
 - 災害出動に備えて、市町村等との情報伝達、機器操作などの訓練協力を実施している。
- ・ (一社) 日本下水道施設業協会
 - 会員企業が、処理場、ポンプ場の機械・電気設備の被災状況の調査や、応急復旧(必要なオーバーホール、部品調達や交換)や本復旧を円滑に実施するための災害復旧協定を締結する。また、被災地への水中ポンプや自家発電機等の資機材提供等のための仲介を実施する。
- ・ (一社) 日本下水道施設管理業協会
 - 処理場、ポンプ場が被災した際に、下水道設備の被災状況の調査、部品交換等の軽微な復旧対応、被災設備の運転や維持管理支援等を、原則として運転管理委託契約を締結している企業が行うものとするが、当該企業が被災し支援活動が不可能となった場

合は外部からの支援を行う。

※（公社）は公益社団法人の略、（一社）は一般社団法人の略である、以下、同様とする。

【令和2年7月豪雨：人吉市の事例】

熊本県では環境部局が主体となり、発災前に熊本県環境事業団体連合会と「災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等の支援に関する協定」を締結していた。本協定は、人吉市のし尿処理部局だけでなく下水道部局の災害対応にも適用される内容であった。そのため、水害により人吉市の汚水中継ポンプ場の機能が喪失した際、本協定に則り連合会に所属する地元のし尿汲み取り業者に汚水移送の依頼を行ったことで、早期の流下機能の確保に繋がった。

【令和元年東日本台風：（公社）日本下水道管路管理業協会の事例】

令和元年東日本台風では、広域に浸水被害が発生し、処理場・ポンプ場の機能・運転停止といった被害が発生した。日本下水道管路管理業協会では、要請のあった被災県や市の6団体への復旧支援活動として、吸引車による管内及びポンプ場内に滞留する汚水の吸引輸送（実施量：10,062m³）、堆砂量調査（2,780m）、マンホール周辺点検（623基）を行い、流下機能の確保に向けた支援を実施した。出勤会社数は39社であった。

【平成23年東日本大震災：（一社）日本下水道施設業協会の事例】

平成23年東日本大震災の際、日本下水道施設業協会は国土交通省に設置された支援調整チームから要請を受け、水中ポンプ等の手配の仲介の実施や、被災地への緊急車両通行許可の円滑な発行サポートなどを実施し、下水道機能の確保に向けた支援を実施した。また日本下水道施設業協会では市町村・都道府県において既設メーカーとの事前協定を円滑に締結できるように対応を進めている。

【広島県の事例】

広島県では、令和3年3月に策定した「広域化・共同化計画」において、危機管理の強化を図る取組として、県内23市町、広島県及び関係団体間で災害時支援協定を締結することを位置付けている。

令和3年7月19日に未締結の市町と関係団体間で協定締結を行い、県内全市町の下水道事業及び農業・漁業集落排水事業（浄化槽事業を除く）が支援対象となった。

関係団体（協定先）	
地方共同法人	日本下水道事業団
公益社団法人	日本下水道管路管理業協会
公益社団法人	全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部
一般社団法人	地域環境資源センター

【新潟県の事例】

新潟県では、大規模災害で被災した県内下水道事業実施市町村の支援を円滑に行うことを目的とし、令和3年3月に、政令市を除く県内27市町村及び県と関係団体間で災害時支援一括協定を締結した。一括協定の枠組みの中で、県は被災市町村と関係団体との調整役を担うことで、災害発生時には被災市町村の状況を積極的に把握するとともに、支援活動を早期に実施することができた。関係団体の協定先や支援実績は以下のとおり。

[関係団体の協定先]

関係団体（協定先）	締結者
公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	県及び19市6町2村
公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会 中部支部	県及び19市6町2村
一般社団法人 新潟県下水道維持改築協会	県及び19市6町2村

[支援実績]

- 令和3年4月 風浪 [支援要請自治体：1市]
災害査定に向けた調査・設計の支援要請
- 令和4年8月 豪雨 [支援要請自治体：1村]
管断裂箇所の現地確認及び応急措置のための材料手配支援、管路二次調査、設計

§ 6 訓練の実施

都道府県は発災前後の対応手順の確実な実行と協定内容が効果的に行われるよう、災害対応訓練の実施が有用である。訓練は、都道府県が管内市町村の被害状況等を適切に把握し、発災後の支援を円滑に実行できることを目的とする。

大規模水害を想定した訓練は、発災前後の対応手順の確実な実行と協定内容等が円滑に運用できるように、都道府県、管内市町村、協定先等の支援団体との共同訓練を検討する。都道府県が主体となり合同で訓練を実施することで、防災意識や相互支援意識の一層の向上が期待できる。また、実際に緊急措置・応急復旧等に従事する業者（協定先等の支援団体の構成員）とともに実践的で具体的な訓練を実施することが、災害対応力向上に重要となる。なお、訓練で得られた課題は、適切にとりまとめ、下水道 BCP の見直し等につなげていく必要がある。

訓練としては情報伝達訓練以外に、都道府県と市町村等が合同で図上訓練を実施することが有効である。図上訓練の実施で、各市町村の非常時対応計画に沿った行動ができるかどうかを確認し、課題が抽出できるとともに、都道府県を含めた実践的な支援要請等の手順が確認できる。

具体的には、人材リストや資機材リストの確認、協定先等の支援要請先への連絡手順・内容を確認することで、連絡先ごとに必要な情報の確認と課題の抽出等が期待できる。

水害は、発災前の気象情報から被害事象の想定（マンホールからの溢水や処理場浸水の発生等）が可能であるため、訓練実施の際は事前対応を含めた訓練内容とすると有用である。

【令和3年度：埼玉県下水道災害対策実動訓練の事例】

令和3年度に、埼玉県は、県内下水道関係者による訓練を実施した。訓練では台風による大雨により下水道施設に浸水等の被害が発生した場合の対応、タイムラインに沿った事前準備から支援要請等の手順の確認を実施した。

（訓練参加者：埼玉県下水道管理課、埼玉県下水道事業課、埼玉県下水道事務所、（公財）埼玉県下水道公社、包括的民間委託事業者、流域関連公共下水道実施市町、単独公共下水道実施市町・組合、（一社）埼玉県建設業協会、（公社）日本下水道管路管理業協会 関東支部 埼玉県部会）

【令和4年度：大規模水害時における広域支援検討のための合同訓練の事例】

令和4年度に、国土交通省は、熊本県、熊本市、人吉市、国土交通省下水道部（下水道事業課）、国土交通省九州地方整備局（下水道担当課）、（公財）日本下水道新技術機構による合同訓練を実施した。

訓練は、訓練シナリオ非提示型の図上訓練とし、大規模水害により人吉市のリソースが不足することで下水道施設の早期復旧が困難となることを想定し、熊本県が主体となり①発災前、②下水道対策本部の立上げ、③緊急点検、④緊急調査、⑤支援連絡、⑥緊急措置までの情報収集及び支援に関する調整を行う訓練を実施し、広域支援体制の課題などを確認した。

§ 7 研修の実施

広域的な災害対応力向上を図るため、都道府県職員及び管内の市町村職員を対象とした研修会や講習会を実施することを検討する。

被災した都道府県や市町村が、被災を経験していない他都道府県や他市町村に被災時の具体的な状況や災害時の知見・課題を共有することで、対応能力の向上が図られる。

また、異動等により業務経験が浅い自治体職員であっても、災害時に何をどう行動し、どこまで業者に任せ、何を指示すればよいかといった観点を学べるような研修会や講習会を実施することが望ましい。

都道府県と管内市町村を対象とした技術職員の災害対応力向上を図るため、研修会や講習会を実施する。研修は、過去に発生した水害の被災状況や復旧事例の知見・課題の共有や、混乱した状況での復旧状況を把握する力や災害復旧事業の実施体制構築等のマネジメント力の向上を図れる内容が望ましい。

また都道府県と管内市町村の職員は、災害査定に関する研修や講座等への積極的な参加も災害対応力向上に有効である。被災市町村は災害時において、支援市町村旅費、費用分担、労務災害の対応が生じることに備え、災害対策基本法や応急対策職員派遣制度等についても研修会や講習会を実施することが望ましい。

【令和3年度：三重県下水道公社の研修会の事例】

三重県下水道公社では、令和3年度下水道担当職員研修会をオンライン形式で開催した。

令和元年東日本台風により被災した福島県県北浄化センターの(公財)福島県下水道公社の職員が講師として、「災害復旧」をテーマに現場対応事例、復旧活動の留意点等について研修を実施した。

【日本下水道管路管理業協会による、災害復旧支援に関するフォローアップ研修の事例】

日本下水道管路管理業協会では、協定締結先の都道府県と連携し、災害復旧支援に関するフォローアップ研修を開催している。

研修の内容は、災害発生時に実施すべき初期対応や応急復旧の方法を説明するとともに、緊急点検や一次調査、二次調査時の留意点や災害査定の際の対応について研修を行っている。

第3章 発災後の対応

§ 8 先遣隊の派遣

(1) 被災状況の情報収集

都道府県は、大雨特別警報や記録的短時間大雨情報等の発表、その他災害情報、報道情報等から、必要に応じて支援要請や都道府県下水道部局の災害対策本部設置の前に、職員を現地に先遣隊として派遣し、被災状況などの情報収集を行うことが有効である。

(2) 被災した下水道管理者への技術的な助言、支援市町村との連絡調整

都道府県の先遣隊は、状況や必要に応じて上記(1)の役割に加え、被災した下水道管理者への技術的な助言、支援市町村や関連機関との連絡調整を行うことが望ましい。

(1) 被災状況の情報収集

被災直後は、市町村職員が住民対応や下水道部局以外の災害対応業務に追われ、被災状況を都道府県に迅速に報告することが困難な場合がある。

下水道施設の早期機能確保のためには発災直後の情報収集が重要であることから、都道府県は都道府県下水道部局の災害対策本部設置の検討と同時に、先遣隊の派遣を検討し、必要に応じて速やかに現地へ先遣隊を派遣する。また、先遣隊は都道府県と被災市町村の連絡窓口として被害状況や要望を把握し、積極的かつ円滑な連絡調整、情報共有を行う。

なお、情報収集では、人、情報、下水道施設及びライフライン等の以下①～③の被害状況を把握するが、被災市町村の職員の活動になるべく負担をかけないように、新規の資料作成を依頼しない、正確な情報を把握することを優先しすぎないといったことに留意する。

- ① 下水道施設及びライフライン等の被害状況
- ② 被災市町村職員の被災状況と災害対応に従事可能な職員数の把握
- ③ 災害対応拠点、代替拠点の被害状況

①下水道施設及びライフライン等の被害状況の確認においては、特に下水道部局として絶対に避けなければならない事象である汚水溢水、下水道施設の被害に起因する浸水被害、緊急輸送路における交通障害について速やかに確認する。

(2) 被災した下水道管理者への技術的な助言、支援市町村との連絡調整

被害規模が大きく、被災市町村の職員も被災して参集できない等で対応可能人員が不足している場合、被災市町村単独では被害状況の把握、支援要請や連絡調整の迅速な遂行が難しく、下水道施設の早期機能確保が困難な状況となる可能性がある。

派遣された都道府県の先遣隊は、状況や必要に応じ、情報収集に加えて、被災した下水道管理者への技術的な助言、支援市町村や関連機関との連絡調整を行うことが好ましい。

先遣隊の人選に当たっては、復旧に必要な内容を把握し、被害状況等を踏まえた支援内容を都道府県庁本部や関連機関と調整し各種対応等を判断できる人材であることが望ましい。

【令和4年8月3日からの大雨：新潟県の事例】

令和4年8月3日からの大雨の際、新潟県は、管内市町村において下水道災害対策本部の設置が想定される大規模な被害が予測されたことから、被災市町村からの正式な支援要請の前に、先遣隊を現地に派遣することで積極的な情報収集に努めるとともに、被災市町村からの運転管理の支援要請に対して公益財団法人新潟県下水道公社の職員派遣、管路被害の緊急措置対応のための公益社団法人日本下水道管路管理業協会への協力要請等の支援調整を行った。

時系列整理表（新潟県関川村における先遣隊派遣事例）

日付	新潟県先遣隊派遣の流れ		【参考】新潟地方気象台の発表状況(警報級のみ抜粋)		
	時刻	内容	時刻	発表情報の種別 (●：特別警報、○：警報、解：解除)	
				大雨(特別)警報 (土砂災害)	洪水警報 (浸水害)
8月3日	11:40頃	・新潟県は、県内市町村に新潟地方気象台から発表された「天気見通し(8月3、4日にかけて警報級の大雨となる可能性あり)」をメールで情報提供	11:06	○(警報)	○(警報)
			12:58	↓	○(警報)
	～		1:56	●(特別)	●(特別)
	～		9:30	↓	解
	10:40頃	・関川村は、新潟県に口頭で支援要請 支援内容：被災管渠の応急措置及び終末処理場の運転管理支援(雨水流入による計画処理水量を超えた場合の処置)	10:59	↓	
8月4日	～	・新潟県は、先遣隊派遣に向けた調整開始。 公益社団法人日本下水道管路管理業協会及び公益財団法人新潟県下水道公社(以下「関係団体」という。)に現地同行を依頼。関係団体の承諾後、文書で支援要請	11:30	○(警報)	
	13:00	・新潟県は、関川村からの支援要請を受け、「下水道対策本部」を設置	～		
	13:30	・新潟県は、関川村に先遣隊を派遣(計7名：新潟県職員3名、関係団体4名)	～		
	15:00～18:00	・現地入りした先遣隊と関川村職員で現地調査、支援方法を調整	16:02		※注意報に移行
	20:00頃	・現地調査を終えた先遣隊と下水道対策本部で方針協議	～	↓	
8月5日	AM～	・新潟県は、県内ルールに基づく支援調整(管渠1次調査の人的支援)を開始	6:28	※注意報に移行	

§ 9 緊急対応、応急仮復旧の支援

(1) 資機材の支援調整

都道府県は、下水道施設の早期復旧を円滑に進めるため、被災市町村において不足する可能性が高い仮設資機材（可搬式発電機、仮設ポンプ、固形塩素等）を予測しながら、率先して必要資機材の確認を行う。資機材の調達については、都道府県内の流域下水道や都道府県内の主要な都市、また被害のなかった管内市町村への依頼に加え、公社及び民間企業に対しても資機材の支援調整を実施することを検討する。

資機材を調達する際は、必要な仕様等の情報を可能な限り収集するとともに、調達後の配置及び管理方法まで含めて調整・指示を行うことが望ましい。

(2) 人的支援調整

都道府県は、被災市町村から要請を受けた人的支援について、主体となって都道府県内の流域下水道や都道府県内の主要な都市、また被害のなかった管内市町村に加え、公社に対しても協議調整を行う。

また人的支援については、どのような人員が必要かを明確にしておく必要がある。

(3) 関連団体等との調整

都道府県は、必要に応じて上水道部局、放流先水域管理者、下水道以外の污水处理施設管理者、道路管理者等の関連行政部局や関連団体等との調整及び助言を行うことが望ましい。

(4) 情報共有・収集

都道府県は、円滑な情報共有のために、関係者が参加する定例会議の実施や、窓口を一元化するなどの取組を実施するとよい。また、都道府県内においても、統一された報告書様式の利用、SNS や Web 掲示板の活用等により、円滑な情報共有を図ることを検討する。

(1) 資機材の支援調整

被災市町村は、発災後の混乱により、支援要請の検討も出来ない状況になることが想定される。都道府県は、下水道施設の早期復旧を円滑に進めるため、被災市町村において不足の可能性がある仮設資機材を予測しながら、率先して必要資機材の確認を行う。

資機材を調達する際は、用途や必要な仕様等の情報を可能な限り収集し、支援市町村に共有することが望ましい。具体的には、仮設水中ポンプ等の機械設備は、設置・接続方法、流量、揚程や必要動力等の仕様を、燃料供給要請は、油種、備蓄量、必要量等の情報を収集し、支援調整を行う。

被災市町村から支援要請を受けた資機材は、都道府県内の流域下水道や都道府県内の主要な都市、また被害のなかった管内市町村への依頼に加え、公社及び民間企業に対しても支援調整を検討する。仮設資機材の支援調整の際は、事前に収集していた管内市町村の備蓄・資機材リストを活用する。

また、被災市町村の人的資源が不足していることを想定し、仮設資機材調達後の配置及び管理方法まで含めて調整・指示を行うことが望ましい。

溢水発生時の緊急措置として、バキューム車による汚水移送が必要となることが想定される。近年は下水道の普及等により、し尿収集運搬用のバキューム車の数が減っており、発災後の手配が難しいことも想定されることから、広域からの支援やし尿処理関係部署との調整が重要である。

揚水機能や消毒機能が停止し、緊急放流を行う場合は仮設配管等と固形塩素が必要となる。被災市町村単独の備蓄で不足する可能性があり、広域からの支援が重要である。

下水道施設内に滞留した氾濫水の排除や、機能停止した雨水ポンプ場の代替機能の確保のために、地方整備局（河川事務所）所有の排水ポンプ車が必要となることが想定される。基本的には被災市町村より地方整備局（河川事務所）に要請を行うが、要請が困難な場合は都道府県が主体となり、調整対応を行う。

下水処理場や汚水ポンプ場、管きょに滞留した汚水の排除については、民間企業が所有する強力吸引車を活用することとなる。市町村から民間企業への要請が困難な場合は、都道府県が支援調整及び助言を行う。

また、排水ポンプ車を要請する際は下水道施設までの動線、仮設ホースの設置、車両サイズや配置場所などを考慮する。排水ポンプ車等の災害対策用機械は、貸与中の運転に係る燃料、運転手、操作員等は要請した市町村の負担となることを留意した上で、調達後の配置、運転管理も含めて支援調整及び助言を行うことが望ましい。

（２）人的支援調整

都道府県は、被災市町村から要請を受けた人的支援について、主体となって都道府県内の流域下水道や都道府県内の主要な都市、また被害のなかった管内市町村に加え、公社に対しても協議調整を行う。

支援にあたっては被災市町村が必要とする内容（行政対応、処理場調査、管路調査、維持管理、復旧対応）に伴い、どのような人員が必要かを明確にし、円滑な人的支援を実施する。なお、支援の際は受援体制の構築等も含め都道府県と被災市町村の作業分担を確認するとよい。また支援側に対して、準備すべき道具類や被災地で支援するために必要な生活インフラ（上水、食料、宿泊所等）の状況の情報を提供する。

複数団体が支援に携わる場合、支援者側の役割分担（行政関係支援、現場調査支援等）を明確にし、被災市町村が支援要請した内容が支援側に正確に伝わるように、都道府県が調整役となり連絡窓口を一元化することが望ましい。

人的支援調整は、全体を把握して判断できる職員であることが望ましい。都道府県庁内の人的資源が不足する場合は、必要に応じて、都道府県の他部局に在籍する下水道部局経験者に協力を要請することも想定する。

なお都道府県のみで対応可能な人的資源が不足する場合は、近隣都道府県やブロック管内都道府県からの応援も検討する。

【令和4年8月3日からの大雨：新潟県の事例】

被災市町村からの要請や先遣隊からの事前情報を基に、新潟県では県内市町村と支援調整を行い、早期に支援活動を実施した。

県内市町村による支援活動を早期に実施できた背景として、新潟県では、全国ルール、中部ブロックルールに基づき、下水道災害時における県及び管内市町村の相互支援を目的とした「新潟県における下水道災害時の支援に関するルール」（以下、「県内ルール」）を定めていたこと、更には被災市町村を現場対応に専念させるため、新潟県が被災市町村に代わり現場に常駐し、支援活動に係る陣頭指揮をとったことによる。支援概要は以下のとおり。

〔支援概要〕

- ・ 県内ルールに基づく支援活動（管路施設の1次調査）

発災2日後の令和4年8月5日、新潟県では被災自治体（1市1村）からの支援要請を受け、同日、県内市町村と支援調整を行った。併せて、受援体制を確立するため、翌6日から現地での先行調査や調査範囲の把握等を行い、9日から11日の3日間で管路施設の1次調査を完了させることができた。

その間、県職員は現場に常駐し、1次調査の他、支援職員への概要説明、調査結果のとりまとめや翌日の調査方針等の総括業務を担った。

（3）関連団体等との調整

処理場、ポンプ場の災害支援については、日本下水道事業団等の関連団体に要請する市町村が多いが、支援体制にも限りがあり、広域災害時には対応できない場合も想定される。都道府県は、関連団体の対応が遅れることも想定し、支援調整を主体となって行うことが望ましい。

被災時は汚水を簡易沈殿・消毒処理後に、近傍水域へ放流することが予想される。この場合、農業用水や漁業関係者、放流先水域管理者、取水関係者との調整が必要となる。都道府県は、連絡が必要な水利関係者等について被災市町村に提示し調整及び助言を行うことが望ましい。必要に応じ、都道府県は、上水道部局、下水道以外の汚水処理施設管理者、道路管理者等の関連行政部局及び関連団体との調整及び助言を行う。

また、マスコミ対応、節水協力依頼等の住民対応について、都道府県と関連市町村で調整及び助言を行うことが望ましい。

（4）情報共有・収集

都道府県は、被災市町村の情報を収集し、ブロックルール幹事県や国等に報告する等、情報共有・伝達において重要な役割を担う。水害に限らず、大規模災害の発生時は被災市町村から都道府県、国交省への被害状況報告や発災後対応報告は、情報が錯綜しやすい状況となる。そのような状況の要因としては、連絡窓口が一元化できていないことや都道府県内の情報共有不足により、被災市町村に対して必要以上に同じ内容の連絡をしてしまうこと等が考えられる。

都道府県は、被災情報を速やかにかつ正確に収集・整理し、支援側に情報を共有することで、下水道施設の早期機能確保に繋がる。そのためには、情報共有の定例会議の実施、統一された報告書様式の利用、連絡窓口の一元化等の取組みをすることが望ましい。情報共有の定例会議としては、最低1日1回、当日に行った支援の報告や翌日の予定を共有することで、被災市町村、都道府県や支援関係者間の情報共有が促進される。

また、携帯電話の通話による情報伝達は、同時に多人数へ情報共有することが困難である。そのため、被災市町村でまとめている情報をリアルタイムで伝えられる SNS（LINE 等）や WEB 会議システム（Zoom、Teams 等）の活用が有効である。なお、WEB 会議システムの利点としては、ビデオ通話により顔を合わせることで意思疎通を図りやすいこと、写真や図表を共有可能なことや一度に多人数に情報展開できること等がある。一方、WEB 会議システム使用時の留意点としては、チャット機能を活用するなどして会議内容の履歴を残すこと、会議の最後に決定事項を復唱し認識に相異がないことを確認することや WEB 会議用デバイス（PC・タブレット・スマートフォン端末、Wi-fi 等の通信環境、電源）を確保することがある。

情報収集は、人、モノ（資機材、燃料等）、情報、下水道施設及びライフライン等の以下①～④の被害状況及び⑤～⑦の活用可能なリソースを把握する。

- | | |
|---|------------------|
| <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; font-size: 4em; line-height: 1;">{</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"><ul style="list-style-type: none">① 下水道施設及びライフライン等の被害状況② 被災市町村職員の被災状況と災害対応に従事可能な職員数の把握③ 災害対応拠点、代替拠点の被害状況④ 下水道台帳等の重要情報の被害状況⑤ 管内市町村の備蓄・資機材リストや民間企業等が保有している資機材（品名、数量等）
その内、提供可能なモノの把握⑥ 応援可能な職種別人員数の把握⑦ 別部署も含めた協定先の把握</div> | ①～③は先遣隊
が得た情報 |
|---|------------------|

【令和元年東日本台風：福島県下水道公社の事例】

東日本大震災では、浄化センターの被災状況等について、本社と支社で情報共有ができないことが一番の課題であったため、震災後、社内 LAN に電子掲示板を構築した。

令和元年東日本台風時は、公社内の電子掲示板を利用し情報の一元化を図ったことで、本社と支社が連携し、浄化センターの被災状況等の情報共有を円滑に行うことができた。

下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール

1 はじめに

平成7年1月17日発生した阪神・淡路大地震を契機に、大規模な災害時における下水道事業の支援体制について、基本的な考え方、関係機関の役割、情報伝達等のルールが、「下水道事業における災害時支援に関するルール(以下「全国ルール」)」として、平成8年1月に日本下水道協会によりまとめられた。

これを受け、中部9県1市においても、平成9年2月5日に「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール(以下「中部ルール」)」が定められ、平成12年7月25日には一部改定を行った。

その後、平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震において、全国ルール制定以降、はじめて全国的な支援が行われたが、このときに生じた課題や問題点を踏まえ、全国ルールが大幅に見直されることとなり、平成19年6月に改定された。

そのような中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、大地震や大津波により、管路の破損、下水道処理場等の破損が生じるなど、ライフラインとして大きなダメージを受けた。

東日本大震災における支援要請や支援活動を教訓に、複数の都道府県にまたがる広域支援対応を念頭に「災害時支援に関する検討委員会」において「全国ルール」の改正を平成24年6月に行った。

その後、平成28年4月に発生した熊本地震(前震:4月14日、本震:4月16日)は、管路の破損や下水道処理場等に損傷が生じ、県内外の自治体や国、関連団体などから広域的な支援が行われた。熊本地震における発生後の対応や支援等を踏まえ、被災した自治体、支援した自治体及び関係団体からのヒアリングや災害時支援ブロック連絡会議へのアンケート等を実施した結果、「災害時支援に関する検討委員会」において「全国ルール」の改正を平成28年12月に行った。

また、「災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール(以下、大都市ルール)」を所管する災害時支援大都市連絡会議で審議された、大都市間の支援だけでは対応できない複数県を跨がる災害発生時(南海トラフ地震発生を想定)の支援に関する連携フロー案について、災害時支援に関する検討委員会において「全国ルール」の改定を令和2年12月に行った。

そのため、これらの地震での経験及び全国ルールの改定等を反映し、中部10県4市における下水道事業の災害時の相互支援に関するルールを定める。

2 基本事項

- (1) 本ルールは、大規模地震等により、被災した自治体独自では対応できない下水道被害が発生した場合に、中部ブロックの下水道事業における災害時の支援体制（以下、「下水道支援体制」という。）により、被災自治体の下水道施設の被害調査から復旧まで支援することを目的とする。

なお、本ルールにおける支援は、全国ルール解説8. の応援、派遣を含む広義の支援に関するものとする。

- (2) 災害時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、平常時の体制として次の各号にあげる機関及び団体を構成員とする下水道事業災害時中部ブロック連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する（別紙1の通り）。

ア 中部ブロック内の県及び政令指定都市（以下「大都市」という。）並びにブロック連絡会議で選出した代表市

イ 国土交通省地方整備局（関東、北陸、中部、近畿地方整備局）

ウ 日本下水道事業団

エ（公社）※¹日本下水道協会

オ その他関係業界団体

※1（公社）は公益社団法人の略

- (3) 下水道支援体制として、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部（以下「下水道対策本部」という。）を設置する。

- (4) 各構成員は、本ルールを構成員以外の関係団体に周知するとともに、別途支援体制を整備し、下水道対策本部に協力するものとする。

- (5) 大都市が被災を受けた場合は、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」（以下「大都市ルール」という。）による支援を優先させる。

- (6) 下水道支援体制は、平成19年7月26日に中部9県1市※²の自治体間で締結されている「災害時等の応援に関する協定」（以下「親協定」という。）の実施に関し必要な事項を定めた「災害時等の応援に関する協定実施細則」に記載されている災害応急活動実施機関（以下「災害応急活動実施機関」として位置付けるものとし、当該9県1市の構成員は、下水道事業における災害支援活動実施機関は下水道対策本部であることを各県市の防災担当部局等関係機関に周知する。ただし、本親協定を越える自治体への支援を拒むものではない。

※2: 中部9県1市とは富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市である。

- (7) 親協定にかかわらず、下水道事業における支援は下水道支援体制によるものとする。

3 連絡会

- (1) 連絡会の構成員は別紙1のとおりとし、この中から幹事及び副幹事を定める。なお、連絡会運営の詳細については別に定める。

- (2) 幹事及び副幹事は、次の各号の構成員が行うものとする。

① 幹事

ア オブザーバー以外の県

② 副幹事

ア 幹事及びオブザーバー以外の県

イ 大都市

ウ 日本下水道事業団

エ 業界団体^{※3}

※3: 業界団体とは(一社)全国上下水道コンサルタント協会、(一社)日本下水道施設業協会、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)日本下水道施設管理業協会のことをいう。

- (3) 幹事は、体制の維持に必要な事項等について連絡調整等を行うため、構成員による連絡会議を年1回開催する。

- (4) 連絡会議で問題提起された課題について検討する機関として作業部会を設置し、連絡会の下部組織として位置付けるものとする。幹事は、必要に応じて、作業部会を招集することができるものとする。

- (5) 幹事は、毎年度当初に下水道担当部局の代表者名、担当者名、連絡窓口等の名簿及び応援に提供可能な資機材車両等の「応援資機材リスト」を作成し、構成員に配布する。

- (6) 幹事は、毎年、災害時を想定した訓練や研修等を実施する。

- (7) 幹事及び幹事が指定する者は、全国ルール第5条に定める「全国代表者連絡会議」に出席するものとする。

- (8) 被災県が幹事の場合、副幹事(県)が幹事の業務を代行できるものとする。

4 下水道対策本部の設置と解散

(1) 中部ブロック各県は、次の各号に掲げる事態が管内に生じた場合に、下水道対策本部を原則として当該県の本庁舎所在地に設置する。

なお、下水道対策本部の組織及び構成員は第5項(1)に示す。

- ① 震度6弱以上の地震が発生した場合
- ② 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
- ③ その他災害が発生し、都道府県が下水道施設の被害状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合

(2) 幹事は、次の各号に掲げる事態が生じた場合に、必要に応じて当該被災ブロック連絡会議幹事(複数県に跨る災害発生時の場合は、広域支援調整隊若しくは下水道支援調整チーム)と連絡、調整を行い、下水道対策本部(広域)を幹事県に設置する。

- ① 福井県または滋賀県が被災し、近畿ブロック対策本部が設置された場合
- ② 他ブロックからの広域支援要請があった場合

(3) 本部長は、国土交通省と総合調整の上、必要と判断した本部員へ参集について連絡するものとする。

(4) 下水道対策本部は、次の場合に解散するものとする。

- ① 支援を要請した構成員または他ブロック連絡会議幹事が下水道対策本部の解散要請を行った場合
- ② 本部長が、被災した自治体の復旧状況等を勘案し、当該自治体と協議し下水道対策本部による業務の必要が無くなったと認める場合

(5) 下水道対策本部を解散する場合、本部長は、被災自治体における復旧に向けての対応状況等必要な事項を整理し、(公社)日本下水道協会に解散後の業務を引き継ぐものとする。

(6) 本部長は、本項(1)、(3)、(4)②及びその他支援の実施に必要な事項について、別紙2の連絡系統に従い、幹事(幹事が被災県の場合は副幹事県)及び被災県所管の地方整備局を経由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部に速やかに連絡するものとする。

(7) 中部ブロック各県は、管内に震度5弱以上の地震が発生した場合は、下水道対策本部が設置されない場合でも被害の有無にかかわらず、別紙2の連絡系統に従い、幹事(幹事が被災した場合は副幹事県)に被害状況等を連絡するもの

とする。

- (8) 幹事(幹事が被災した場合は副幹事県)は、支援の実施に必要な事項について、別紙2の連絡系統に従い、構成員(ただし、本項(6)に基づく連絡を受けた場合は、本部長が連絡した者以外の構成員)及び大都市連絡窓口連絡するものとする。

5 下水道対策本部の組織

- (1) 下水道対策本部の組織は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

①下水道対策本部長(以下「本部長」という。)

被災した区域を所管する県の下水道担当課長

なお、本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、第5項(3)に規定する支援調整隊の隊長がサポートすることとする。

②下水道対策副本部長(以下「副本部長」という。)

ア 幹事、副幹事の下水道担当課長また、幹事は総括副本部長となり、副本部長との連絡調整を行うものとする。

イ 本部長が必要と認めた者

③下水道対策本部員(以下「本部員」という。)

ア ①、②を除く別紙1の構成員

イ 本部長が必要と認めた者

④下水道対策特別本部員

ア 国土交通省(応援活動の総合調整等)

イ 地方整備局(情報の集約)

- (2) 中部ブロック内では対応が困難で、広域的な支援(以下「広域支援」という。)が必要な場合、国土交通省と総合調整の上、本部長は次の各号に掲げる者を本部員に追加する。

①大都市連絡窓口

②他ブロック連絡会議幹事

③災害時支援活動の経験を有する都市(以下「アドバイザー都市」という。)

- (3) 本部長は、被災状況等を踏まえ、被災したブロック以外の広域支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、第6項(4)に基づき国土交通省と総合調整の上、下水道対策本部内に支援調整隊を設置することができる。

なお、その隊長は、下水道対策本部に参集した国土交通省の職員が担うものとし、その隊員は、隊長が指名するものとする。

- (4) 下水道対策本部の事務を処理するため、本部内に事務局を置く。下水道対策本部の事務局員は、本部構成員の属する組織及び団体の職員で構成する。

なお、本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができるものとする。

- (5) 下水道対策本部の構成員は、原則として、構成員の属する組織・団体の身分及び費用による支援活動とする。

6 下水道対策本部の業務

- (1) 本部長は、別紙2の連絡系統に従って構成員と連絡調整を図り、下水道対策本部の指揮をとるものとする。また、総括副本部長と協議し、本部業務の役割分担を速やかに決定し、その役割を総括副本部長経由で本部構成員に連絡することとする。

- (2) 下水道対策本部の業務は、次の各号に掲げるものとし、国土交通省と総合調整の上、災害の規模等に応じて必要な業務を遂行する。なお、本部長の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。

①下水道対策本部の設置、解散に関すること

②被災状況及び応急対応状況等の取りまとめに関すること。

③関係方面への情報提供に関すること。

④ブロック内被災自治体への支援に関すること。

ア 被災自治体からの支援要請のとりまとめ

イ 支援可能体制の把握

ウ 支援計画の立案

エ 中部ブロック構成員への支援要請

オ 中部ブロック以外のブロック、大都市への支援要請

カ 前線基地の設置及び支援隊の指揮

キ 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援

ク 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導・協力

⑤広域支援に関すること。(他ブロックへの支援)

ア 被災した他ブロック対策本部との連絡調整

イ 中部ブロック構成員の支援可能体制の把握

ウ 中部ブロック構成員への支援要請

エ 国土交通省と総合調整の上、災害時支援の経験を有する都市をアドバイザー都市として支援要請

⑥大都市ルールとの調整に関すること。

⑦その他支援の実施に必要な事項

(3) 本部長は、下水道対策本部会議の招集等必要な措置をとる。

(4) 特別本部員は、対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

7 支援体制の確立

(1) 下水道対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。

(2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を、速やかに県を通じて下水道対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告するものとする。

(3) 下水道対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、国土交通省と総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡するものとする。なお、支援計画の立案にあたっては、関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請をするものとする。

また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

(4) 広域支援を実施する場合、下水道対策本部は、国土交通省と総合調整の上、被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事及び大都市連絡窓口を経由して前各項の規定に基づき支援体制を確立するものとする。

8 応援活動

(1) 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法第 67 条、第 68 条または第 74 条等に基づく合意をした上で、必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整・調達等を行い、被災した自治体に応援を行うものとする。

(2) 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡をとりながら、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(公社)日本下水道協会発行の最新の「下水道の地震対策マニュアル」を参考にする。

9 前線基地

(1) 下水道対策本部は、被災した自治体と調整のうえ、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

- (2) 応援隊の前線基地は、被災した自治体地内の終末処理施設等に設置することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、その周辺の市町村地内に設置する。
- (3) 応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の応援隊が入る場合は、下水道対策本部が現地応援総括者を指名する。
- (4) 現地応援総括者は、下水道対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な応援活動が行われるよう応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び応援する自治体との連絡調整についても配慮するものとする。

10 その他

- (1) 被災した自治体は、下水道対策本部に対して、被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。また、現地への誘導等を可能な限り行うものとする。
- (2) 応援活動に要する経費は、原則として、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた自治体が負担する。
- (3) 下水道対策本部は、被災した自治体が地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣を必要とする場合は派遣の調整業務をできるものとする。また、下水道対策本部解散後においては、(公社)日本下水道協会がその業務を引き継ぐものとする。
- (4) 災害時支援等の目的達成のため必要があれば、このルールによらず臨機応変な対応をするものとする。

また、このルールに定めがない場合及びルールによりがたい場合は、支援等を受けた自治体及び下水道対策本部構成員が協議して決めるものとする。
- (5) 災害時の連絡体制は別紙2に従い行うが、副本部長(県)は本部長(被災県)及び総括副本部長(幹事県)への連絡は不要とする。本部長及び総括副本部長は直接代表市へ連絡を行うこととする。
- (6) 災害時及び平常時の連絡体制において、幹事県はその情報の性質を考慮して、全ての構成員へ一斉連絡(メール等)を行うことができる。

(附則)

このルールは、平成20年7月15日から適用する。

平成24年	8月24日	一部改正
平成29年	9月 6日	一部改正
平成30年	11月 1日	一部改正
令和元年	9月 4日	一部改正
令和4年	11月 1日	一部改正

関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール

第1章 総 則

(目的)

第1条 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルールは、「震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会協定）」、「2 1大都市災害時相互応援に関する協定（大都市協定）」等に基づく相互応援活動を円滑かつ迅速に実施するため、下水道事業に関して「下水道事業における災害時支援に関するルール」（以下「全国ルール」という。）に定めのあるもののほか、ブロック内の運用に係る取り決め等（以下「ブロックルール」という。）を定め、都県を越える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的とする。

(大都市との支援に係る調整)

第2条 大都市及び他の都市が同時に被災した場合には、全国ルール、ブロックルール及び「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」（以下「大都市ルール」という。）を調整しながら災害に対処するものとする。

なお、大都市のみが被災した場合の支援については、大都市ルールを優先させるものとする。

第2章 平常時の対策

(災害時支援関東ブロック連絡会議)

第3条 下水道施設が被災した際、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、全国ルールに基づき関東ブロックにおいて災害時支援関東ブロック連絡会議（以下「ブロック連絡会議」という。）を設置する。

2 ブロック連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。

- (1) 国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課
- (2) 日本下水道事業団 **関東・北陸総合事務所施工管理課**
- (3) ブロック内の都県（オブザーバの県を含む。）
- (4) ブロック内の大都市（東京都(区部)、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市）
- (5) ブロック連絡会議で選出した市町村（川口市、八王子市、横須賀市）
- (6) **(公社) 日本下水道協会**
- (7) **(公財) 日本下水道新技術機構研究第一部**
- (8) **(一社) 日本下水道施設業協会**

- (9) (公社) 日本下水道管路管理業協会関東支部
- (10) (一社) 日本下水道施設管理業協会東部支部
- (11) 東京都管工事工業協同組合
- (12) 三多摩管工事協同組合
- (13) (一社) 全国上下水道コンサルタント協会

* (公財) は公益財団法人の略、(一社) は一般社団法人の略、(公社) は公益社団法人の略である。以下、同様とする。

- 3 都県は、被災時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、管内の下水道事業を実施している市町村の災害時緊急連絡網を作成するとともに、市町村及び下水道関係団体等に対して全国ルール、ブロックルール及びブロック連絡会議等の内容について、十分周知するものとする。
- 4 ブロック連絡会議構成員は、緊急時を想定してそれぞれの支援体制、情報連絡体制及び災害支援時に提供可能な資機材をリストアップし、その整備に努めるものとする。

(ブロック連絡会議幹事)

第4条 ブロック連絡会議に、ブロック連絡会議幹事を置く。なお、ブロック連絡会議幹事は都県をもって充て、東京都、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県及び山梨県の輪番制とし、任期は原則として1年とする。ただし、再任は妨げない。また、幹事職務を代行するために副幹事を置く。なお、副幹事は東京都及び次年度幹事とする。

- 2 ブロック連絡会議幹事は、原則として年1回ブロック連絡会議を開催し、全国ルール第4条第2項の各号に定めのあるものについて、協議・調整等を行い、ブロック構成員に周知する。
- 3 ブロック連絡会議幹事は、情報連絡等の訓練について、企画、調整及び実施し、副幹事(次年度幹事)は当該年度の情報連絡訓練の実施要綱などを作成するものとする。
- 4 ブロック連絡会議幹事及び幹事が指定する者は、全国ルール第5条に定める「災害時支援全国代表者連絡会議」に出席するものとする。

(ブロック連絡会議議長)

第5条 ブロック連絡会議にブロック連絡会議議長を置く。なお、ブロック連絡会議議長はブロック連絡会議幹事都県の下水道担当課長をもって充てる。

- 2 ブロック連絡会議議長は、ブロック連絡会議を進行し、ブロック連絡会議の会務を総理する。

(ブロック連絡会議事務局)

第6条 ブロック連絡会議の事務局は、ブロック連絡会議幹事都県に置く。

(企画調整部会)

第7条 ブロック連絡会議に企画調整部会を置く。企画調整部会の構成は、ブロック連絡会議構成員の都県とする。

- 2 企画調整部会は、ブロック連絡会議の議題、日程等を決定するほかブロック連絡会議の運営に関する協議・調整を行うものとする。

第3章 下水道対策本部

(下水道対策本部の設置)

第8条 都県は、全国ルール第6条に規定された次の事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置し、その場合は、ブロック連絡会議幹事及び関東地方整備局を經由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部に速やかに連絡し、その後下水道対策本部長は、災害時緊急連絡網により連絡する。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
- (3) その他の災害が発生し、都県が下水道施設の被災状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合

(下水道対策本部の組織)

第9条 下水道対策本部の組織は、被災した区域の次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 下水道対策本部長

原則として、被災した区域を所管する都県の下水道担当課長

- (2) 下水道対策本部員

ア 日本下水道事業団関東・北陸総合事務所施工管理課長

イ ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長。なお、ブロック連絡会議幹事が被災し速やかな対応が困難であると認められる場合は、ブロック連絡会議副幹事が代行する。

ウ ブロック内の大都市の下水道担当課長

エ ブロック連絡会議で予め選出する都県の下水道担当課長及び市町村の下水道担当
当局部長

オ 第3条第2項第6号から第13号に定める団体が指名する者

カ 下水道対策本部長が必要と認めた者

(3) 下水道対策特別本部員

国土交通省

ア 国土交通省(応援活動の総合調整等)

イ 地方整備局(情報の集約)

2 ブロック内では対応が困難で広域的な支援(以下「広域支援」という。)が必要な場合、
第11条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は全国ルール第7条第2項に規定され
ている者について本部員に追加する。

3 ブロック内に複数の下水道対策本部が同時に設置された場合は、ブロック内のその他
の都県の下水道担当課長を支援の調整役として置くことができるものとする。

(下水道対策本部の業務)

第10条 下水道対策本部の業務は、全国ルール第8条第1項各号に規定する事項とし、第
11条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は本部員に対し、業務の分担を要請する
ことができる。

なお、下水道対策本部の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意
するものとする。

2 被災したブロック以外の広域支援が必要な場合、全国ルール第8条第2項各号に規定
する事項を行うものとする。

なお、(公社)日本下水道協会は主に(2)の「被災したブロック以外のブロックへの
支援調整」に係る連絡調整や、(4)に係る被災直後の状況把握(現地調査)等を行うも
のとする。

3 下水道対策本部長は、事務を円滑に処理するために、第11条に基づく総合調整の上、
災害時支援の経験を有する都市をアドバイザー都市として支援要請することができる。

(国土交通省の役割)

第11条 国土交通省は、下水道対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を
図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。また、関東地
方整備局は、被災の情報の集約を行うものとする。

(支援体制の確立及び応援活動)

第 12 条 下水道対策本部が実施する支援体制及び応援活動については、全国ルール第 11 条及び第 11 条に規定があるものとする。

(前線基地)

第 13 条 下水道対策本部は、被災した自治体と調整の上、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

前線基地については、全国ルール第 12 条に規定があるものとする。

2 ブロック連絡会議構成自治体は、前線基地として提供可能な施設をあらかじめリストアップし、規模、施設内容、提供可能な機器、期間等を把握しておくものとする。

第 4 章 その他

(ブロックルールの改定等)

第 14 条 ブロックルールの改定等は、ブロック連絡会議で協議し定めるものとする。ただし、災害時にブロックルールに定めのない事項について緊急に措置する必要がある時は、下水道対策本部長の判断で決定できるものとする。

附則

1 このルールは、平成 20 年 8 月 1 日から効力を生ずる。

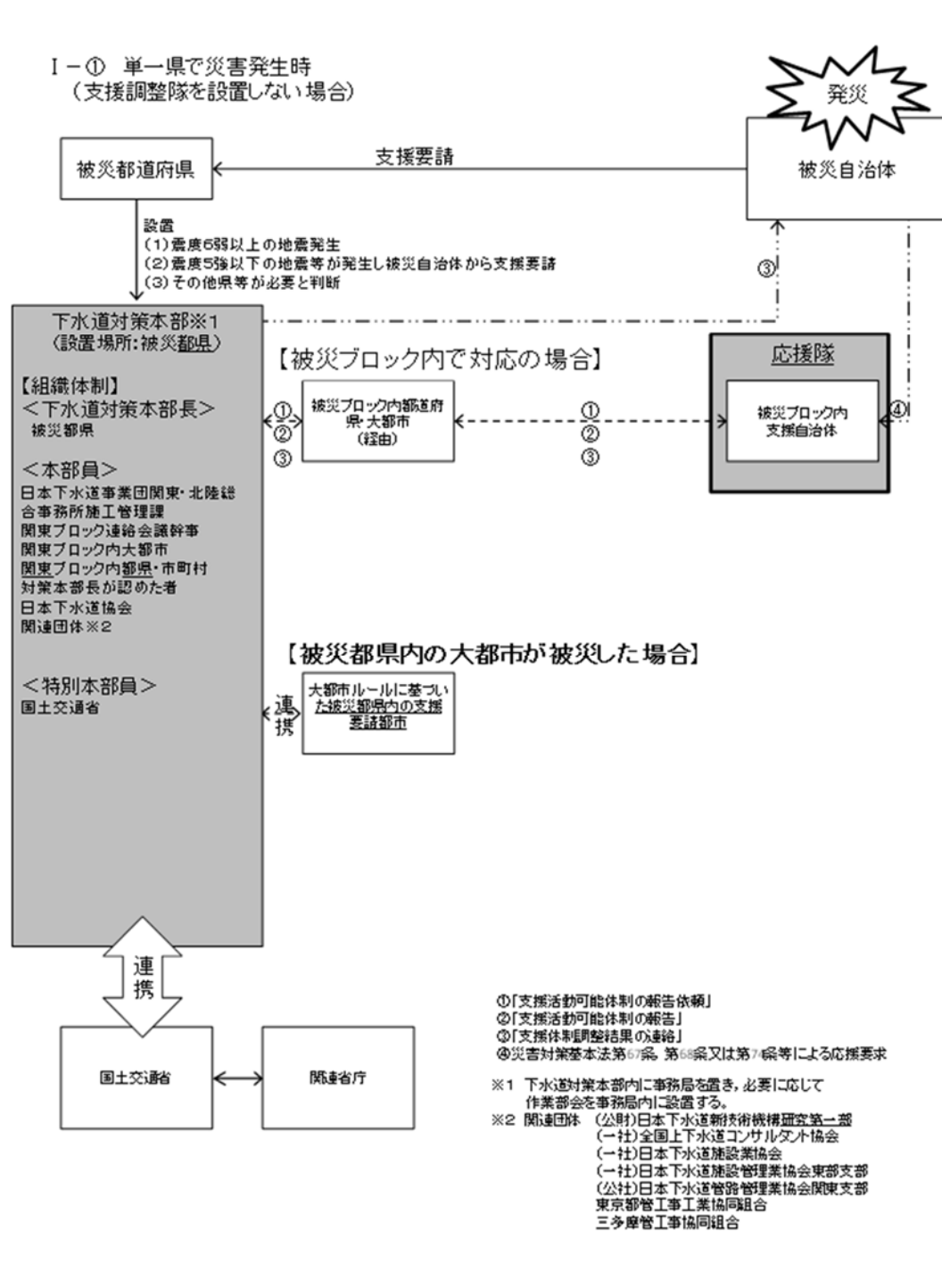
2 「下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ」、「災害時支援関東ブロック連絡会議運営要綱」は廃止する。

3 平成 22 年 8 月 4 日 一部改定

4 平成 26 年 5 月 16 日 一部改定

5 平成 30 年 4 月 2 日 一部改定

参考資料－１ 「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー



I 単一県で災害発生時
(支援調整隊を設置した場合)

